第74回神河町議会定例会に提出された議案

- ○町長提出議案
- 報告第13号 専決処分の報告の件(交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和 解)
- 第99号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 第100号議案 神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制 定の件
- 第101号議案 神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例制定の件
- 第102号議案 神河町職員の給与に関する条例及び神河町職員の勤務時間、休日、休 暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第103号議案 神河町特別会計条例及び神河町老人訪問看護事業特別会計財政調整基 金条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 0 4 号議案 神河町税条例及び神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制 定の件
- 第 1 0 5 号議案 神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第106号議案 中播北部行政事務組合規約の一部変更について
- 第107号議案 神河町公の施設(神河町観光交流センター)の指定管理者指定の件
- 第108号議案 神河町公の施設(新田ふるさと村)の指定管理者指定の件
- 第109号議案 神河町公の施設(神崎いこいの村「グリーンエコー笠形」)の指定管 理者指定の件
- 第110号議案 神河町公の施設(神河町グリーンエコー笠形体育施設)の指定管理者 指定の件
- 第111号議案 神河町公の施設(神河町農村環境改善センター)の指定管理者指定の 件
- 第112号議案 神河町公の施設(神崎木工芸センター「かんざきピノキオ館)の指定 管理者指定の件
- 第113号議案 神河町公の施設(神崎農村公園「ヨーデルの森」)の指定管理者指定 の件
- 第114号議案 神河町公の施設(神河町水車公園)の指定管理者指定の件
- 第115号議案 神河町公の施設(峰山高原ホテルリラクシア)の指定管理者指定の件
- 第116号議案 神河町公の施設(峰山高原スキー場)の指定管理者指定の件
- 第117号議案 神河町公の施設(ホテルモンテ・ローザ)の指定管理者指定の件

- 第118号議案 神河町公の施設(わくわく公園)の指定管理者指定の件
- 第119号議案 神河町峰山高原スキー場調整池設置工事請負契約締結事項の変更の件
- 第120号議案 平成28年度神河町一般会計補正予算(第5号)
- 第121号議案 平成28年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算(第2号)
- 第122号議案 平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第123号議案 平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 第124号議案 平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第125号議案 平成28年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)
- 第126号議案 平成28年度神河町水道事業会計補正予算(第3号)
- 第127号議案 平成28年度神河町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 第128号議案 平成28年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第2号)

○議会提出議案

発議第3号 神河町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件

神河町告示第138号

第74回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年11月28日

神河町長 山 名 宗 悟

期 日 平成28年12月6日
 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

 藤 原 裕 和
 小 寺 俊 輔

 藤 原 日 順
 松 山 陽 子

 山 下 皓 司
 三 谷 克 巳

 宮 永 肇
 小 林 和 男

 藤 原 資 広
 廣 納 良 幸

 藤 森 正 晴
 安 部 重 助

○応招しなかった議員

なし



平成28年 第74回(定例)神 河 町 議 会 会 議 録(第1日)

平成28年12月6日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成28年12月6日 午前9時開会

	平成28年12月 0 日 干削 9 時開会									
日程第1	会議録署名議員の指名									
日程第2	会期の決定									
日程第3	諸報告									
日程第4	発議第3号 神河町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件									
日程第5	報告第13号 専決処分の報告の件(交通事故に係る損害賠償の額の決定及びそ									
	の和解)									
日程第6	第99号議案 神河町教育委員会委員の任命の件									
日程第7	第 100号議案 神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する									
	条例制定の件									
日程第8	第 101号議案 神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利									
	用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の									
	提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件									
日程第9	第 102号議案 神河町職員の給与に関する条例及び神河町職員の勤務時間、休									
	日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件									
日程第10	第 103号議案 神河町特別会計条例及び神河町老人訪問看護事業特別会計財政									
	調整基金条例の一部を改正する条例制定の件									
日程第11	第 104号議案 神河町税条例及び神河町国民健康保険税条例の一部を改正する									
	条例制定の件									
日程第12	第 105号議案 神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を									
	改正する条例制定の件									
日程第13	第 106号議案 中播北部行政事務組合規約の一部変更について									
日程第14	第 107号議案 神河町公の施設(神河町観光交流センター)の指定管理者指定									
	の件									
日程第15	第 108号議案 神河町公の施設(新田ふるさと村)の指定管理者指定の件									
日程第16	第 109号議案 神河町公の施設(神崎いこいの村「グリーンエコー笠形」)の									
	指定管理者指定の件									
日程第17	第 110号議案 神河町公の施設(神河町グリーンエコー笠形体育施設)の指定									

日程第18 第 111号議案 神河町公の施設(神河町農村環境改善センター)の指定管理者

管理者指定の件

指定の件

日程第19 第 112号議案 神河町公の施設(神崎木工芸センター「かんざきピノキオ 館」)の指定管理者指定の件 日程第20 第 113号議案 神河町公の施設(神崎農村公園「ヨーデルの森」)の指定管理 者指定の件 日程第21 第 114号議案 神河町公の施設(神河町水車公園)の指定管理者指定の件 日程第22 第 115号議案 神河町公の施設(峰山高原ホテルリラクシア)の指定管理者指 定の件 日程第23 第 116号議案 神河町公の施設(峰山高原スキー場)の指定管理者指定の件 日程第24 第 117号議案 神河町公の施設(ホテルモンテ・ローザ)の指定管理者指定の 日程第25 第 118号議案 神河町公の施設(わくわく公園)の指定管理者指定の件 神河町峰山高原スキー場調整池設置工事請負契約締結事項の変 日程第26 第 119号議案 更の件 日程第27 第 120号議案 平成28年度神河町一般会計補正予算(第5号) 日程第28 第 121号議案 平成28年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算(第 2号) 日程第29 第 122号議案 平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3号) 日程第30 第 123号議案 平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号) 日程第31 第 124号議案 平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) 日程第32 第 125号議案 平成28年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算(第 2号) 日程第33 第 126号議案 平成28年度神河町水道事業会計補正予算(第3号) 日程第34 第 127号議案 平成28年度神河町下水道事業会計補正予算(第3号) 日程第35 第 128号議案 平成28年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

日程第4 発議第3号 神河町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件

日程第5 報告第13号 専決処分の報告の件(交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解)

日程第6 第99号議案 神河町教育委員会委員の任命の件

日程第7 第 100号議案 神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する

条例制定の件

		未が時足の日
日程第8	第 101号議案	神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
		用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の
		提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第9	第 102号議案	神河町職員の給与に関する条例及び神河町職員の勤務時間、休
		日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第10	第 103号議案	神河町特別会計条例及び神河町老人訪問看護事業特別会計財政
		調整基金条例の一部を改正する条例制定の件
日程第11	第 104号議案	神河町税条例及び神河町国民健康保険税条例の一部を改正する
		条例制定の件
日程第12	第 105号議案	神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を
		改正する条例制定の件
日程第13	第 106号議案	中播北部行政事務組合規約の一部変更について
日程第14	第 107号議案	神河町公の施設(神河町観光交流センター)の指定管理者指定
		の件
日程第15	第 108号議案	神河町公の施設(新田ふるさと村)の指定管理者指定の件
日程第16	第 109号議案	神河町公の施設(神崎いこいの村「グリーンエコー笠形」)の
		指定管理者指定の件
日程第17	第 110号議案	神河町公の施設(神河町グリーンエコー笠形体育施設)の指定
		管理者指定の件
日程第18	第 111号議案	神河町公の施設(神河町農村環境改善センター)の指定管理者
		指定の件
日程第19	第 112号議案	神河町公の施設(神崎木工芸センター「かんざきピノキオ
		館」)の指定管理者指定の件
日程第20	第 113号議案	神河町公の施設(神崎農村公園「ヨーデルの森」)の指定管理
		者指定の件
日程第21	第 114号議案	神河町公の施設(神河町水車公園)の指定管理者指定の件
日程第22	第 115号議案	神河町公の施設(峰山高原ホテルリラクシア)の指定管理者指
		定の件
日程第23	第 116号議案	神河町公の施設(峰山高原スキー場)の指定管理者指定の件
日程第24	第 117号議案	神河町公の施設(ホテルモンテ・ローザ)の指定管理者指定の
		件
日程第25	第 118号議案	神河町公の施設(わくわく公園)の指定管理者指定の件
日程第26	第 119号議案	神河町峰山高原スキー場調整池設置工事請負契約締結事項の変
		更の件
日程第27	第 120号議案	平成28年度神河町一般会計補正予算(第5号)

日程第28	第 121号議第		F成2 2号)		度神河町	介護療育家	支援 🖁	事業!	特別	会計	補正	予算	(第
日程第29	第 122号議第		平成2 3 号)		度神河町	国民健康仍	呆険⋾	事業!	特別	会計	補正	予算	. (第
日程第30	第 123号議案 平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予号)							5算((第3				
日程第31	第 124号議第	Ĕ P	平成2	8年月	度神河町	介護保険事業	業特別	別会訂	十補工	E予算	算 (第	第3号	<u>,</u>
日程第32	第 125号議案 平成28年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予 2号)								予算	第			
日程第33	第 126号議案 平成28年度神河町水道事業会計補正予算(第3号)												
日程第34	第 127号議案 平成28年度神河町下水道事業会計補正予算(第3号)												
日程第35	35 第 128号議案 平成28年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第2号)												
				Ŀ	出席議員	(12名)						_	
	1番 藤	原	裕	和		7番	/]\	寺	俊	輔			
	2番藤	原	日	順		8番	松	Щ	陽	子			
	3番 山	下	皓	司		9番	三	谷	克	巳			
	4番 宮	永		肇		10番	/]\	林	和	男			
	5番藤	原	資	広		11番	廣	納	良	幸			
	6番 藤	森	正	晴		12番	安	部	重	助			
				Ź	ア席議員	(なし)						_	
				Ź	又 員	(なし)						_	
				事系	 务局出席	職員職氏名							
局長		坂	田	英	之	係長				槇		良 	裕
				_		した者の職员							
町長		Ш	名	宗	悟	ひと・また	5 • 8	みらし	い課長	<u>=</u>			
副町長		細	岡	重	義					藤	原	登志	幸
教育長 …		澤	田	博	行	建設課長				真	弓	俊	英
町参事		野	邊	忠	司	地籍課長				児	島	則	行
町参事		谷		勝	則	上下水道記				中	島	康	之
総務課長		日	和	哲	朗	健康福祉記				大	中	昌	幸
総務課参事	事兼財政特命参	多事				会計管理者	皆兼 ?	会計記	果長				

	児	島	修	_	·····································					
情報センター所長	藤	原	秀	洋	病院事務長 藤 原 秀 明					
税務課長	和	田	正	治	病院総務課長兼施設課長					
住民生活課長	吉	岡	嘉	宏	藤 原 広 行					
住民生活課参事兼防災特	寺命参	拿事			教育課長 ※※※※※ 松 田 隆 幸					
	田	中	亚目	平	教育課参事兼地域交流センター所長					
地域振興課長	石	堂	浩	_						
地域振興課参事兼観光振興特命参事										
	Ш	下	和	久						

議長挨拶

○議長(安部 重助君) 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、一言御挨 拶を申し上げます。

本日ここに第74回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに執行 部におかれましては定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため、まこと に御同慶にたえません。

ことしも、はや師走に入り、日ごとに寒さも厳しさを増してきました。関東地方でも 11月24日に早々と雪が降り、東京で11月に初雪を観測するのは54年ぶりとの報 道もありました。

神河町におきましては、来年12月オープンに向けて峰山高原スキー場の工事も着工 しており、これから冬場の作業になり、雪による工事のおくれを出さないためにも、こ の冬だけは雪を歓迎することができません。

また、公立神崎総合病院北館改築に向けて基本設計ができ、現在、実施設計に入っております。町民皆様のさらなる安心の確保のために、すばらしい病院に生まれ変わるよう強く望みます。

10月27、28日には、議会報告会を開催させていただきました。多くの方に出席 をしていただき、町の抱える問題について多様な御意見を賜りました。内容については、 1月発行の議会だより「かみかわ」にて掲載させていただきます。

今次定例会に町長から提出されます議案は、後ほど議会運営委員長より報告がありますが、報告、人事案件、条例の制定及び一部改正、一部事務組合規約の一部変更、指定管理者指定の件、工事請負契約締結事項の変更の件、補正予算の計31件であります。いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位には格別の御精励を賜りまして、適正妥当な結論が得られ、結果として町民の負託に応えられるよう望みまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長(山名 宗悟君) おはようございます。師走に入りまして、何かと気ぜわしい毎日となってまいりました。議員各位には、それぞれ御健勝にて御活躍されておりますこと、お喜び申し上げます。

ことしは寒さ厳しい冬との長期予報の中、11月に入り、一時期かなりの冷え込みがありましたが、それ以降、比較的穏やかな晩秋となっているところです。しかしながら、東北、北海道を初め東京でも11月での初雪は54年ぶりなど、関東以北では冷え込みも厳しくなっているところであります。神河町もこれからが本格的な冬到来といったところです。

また11月は、全国町村長大会初め治山林道協会、西播磨市町長会等々の各省庁への 来年度予算確保に向けて要望行動が展開され、私もそれらの行動に参加してきたところ であります。そのほか、神河町独自の課題であるスキー場、病院建築、山村留学などな ど独自の要望についても取り組んでまいりました。全国町村長大会では、安倍首相を初 め各大臣ほか御来賓の皆様の共通した挨拶は、何といいましても地方創生であり、日本 の未来は今や、村、地域が元気になってこそ初めて切り開かれていく、そのために本格 的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、情報面、人材面、財政面から積極的に 支援するということであります。総合戦略2年目の今日、神河町としても気持ちを奮い 立たせ、神河町の地域創生に取り組む決意を新たにしたところでございます。

そのような中、けさの神戸新聞播磨版にも載っておりました、第2回目となりました子どもの夢を叶える事業として、神河町が住み続けたい町になるためにをテーマに、神河町中学校2年生との町長懇談を開催させていただきました。昨年同様、将来の神河町を担う子供たちと一緒にまちづくりについて考え合う取り組みとして、子供たちからの具体の提案をいただくこととしております。子供たちと一緒に神河町の未来の創造をしてまいりたいと考えます。

そしてまた、兵庫県の御支援を得て進めています、2回目となる峰山高原冬のリーディングプロジェクト「神河が贈る極上の冬時間」は、12月23日から来年の2月28日の期間開催されます。星降る高原、スケールアップしたイルミネーション、輝く雪の世界へ、多くの皆様にお越しいただければと願っています。なお、23日はオープニング雪見酒イベントも峰山高原ホテルリラクシアにて開催されますので、御案内申し上げます。

さて、本日は第74回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り議会が開催できますこと、厚くお礼申し上げます。今定例会におきましては、専決処分1件、人事案件1件、条例制定6件、規約の変更1件、指定管理者指定の件12件、工事請負契約変更1件、平成28年度各会計補正予算9件の合わせて31件を提案させていただきます。議員各位には、慎重審議により御承認を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

午前9時07分開会

〇議長(安部 重助君) ただいまから第74回神河町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達していますので、本日の会議 を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

.....

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(安部 重助君) 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長から指名いたします。 5番、藤原資広議員、6番、藤森正晴議員、以上2名を指名します。

〇議長(安部 **重助君**) 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定 事項について報告を受けます。

山下議会運営委員長。

〇議会運営委員会委員長(山下 皓司君) おはようございます。それでは、過日行いま した議会運営委員会の報告をいたします。議会運営委員長の山下でございます。

去る12月1日に議会運営委員会を開催し、今定例会の議事運営について協議し、決 定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から12月20日までの15日間としております。町長から提案されます議案は、専決処分1件、人事案件1件、条例の制定及び一部改正6件、一部事務組合規約の一部変更1件、指定管理者指定の件12件、工事請負契約締結事項の変更の件1件、補正予算9件、計31件が提出されております。議会からの提出議案は、条例の一部改正1件であります。また、陳情1件を受理しております。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日、第1日目は、提案説明の後に質疑を行い、報告第13号については了承、第99号議案については同意、第100号議案から第119号議案については表決をお願いすることにしております。第120号議案の一般会計補正予算は総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いすることにしております。2日目の13日に、委員会に付託しました議案の審査報告の後、表決をお願いし、あわせて121号議案から128号議案の特別会計、企業会計補正予算の表決をお願いします。一般質問につきましては、事前に通知のとおり通告締め切りを11月28日の午後3時とし、本会議第2日目の13日と3日目の14日に行います。20日の最終日は、発議第3号について表決をお願いすることとしております。

なお、閉会中に陳情書1件を受理しております。議会運営基準第140条、第142 条の規定によりその写しを配付しておりますので、御確認ください。

以上のとおり今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長にお願いを

しております。議員各位には格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長(安部 重助君) 議会運営委員長の報告が終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長(安部 重助君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(安部 重助君) 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長(安部 重助君) 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその 写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員長、お願いいたします。

宫永総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長(宮永 肇君) おはようございます。総務文教常任委員 長の宮永でございます。閉会中の調査、活動報告について、この場で御報告をいたしま す。

日時、場所等については、平成28年11月17日8時57分から18時19分まで、 委員会室で委員8名の出席のもとに行いました。調査事項については、閉会中の調査事項として各課に通告した課題について報告を受けたので、各課ごとに報告をいたします。

各課の報告資料はお手元に配付しているとおりですが、報告の内容について委員から発せられた質疑、意見、提言等と、行政側からの応答で主なものを紹介します。報告資料の構成は、事務事業進捗管理シート、課運営目標管理シート、重要事業目標管理シート等によるものであります。主なQアンドAということで報告をさせていただきます。

まず、教育委員会教育課での報告でございまして、答弁をいただいたのは、澤田教育 長、松田教育課長、藤原良喜教育課参事、また児島教育課参事、藤山副課長等でござい ました。

銀の馬車道に関するものの質疑応答でございます。これについては、先般、発掘作業

で銀の馬車道の遺構が発見されたということで新聞紙上にも出ておりましたので、地域 の方々の興味も大いに盛り上がっていたようでございますので、これについての質問が ありました。

まず、銀の馬車道の遺構発掘等社会教育関係での仕事もふえていると思いますが、現在、職員数としてどのような配置をされていますかということの質問でございました。これについて教育課長からの御答弁で、直接担当しておりますのは人権関係が1名、文化財関係が1名、社会体育関係が1名、社会教育関係が1名ということで、担当者として4名であります。あとは副課長と課長が担当をしておりますという御答弁でございます。そのうちの文化財については、嘱託職員の専門委員、学芸員にお願いをしていますとの報告でありました。

また、質問として、社会教育的面や観光資源的な面で町内の歴史的なもの、文化財的なものを守ることがまず大切でありまして、それには人材をふやしていくことも必要であります。神河町の歴史的な遺産をしっかりと守っていくという姿勢、形であらわす方策等を考えることが必要と考えられるようになると思いますが、いかがですかという質問でございました。これに対して教育課長から、実際に正規職員を置くということも要求はしておりますけれども、現実的に職員定数の関係で専門職員を1名置くというのは現状で非常に難しいことでありますとの答弁でございました。

また、日本遺産への登録に向けての動向でありますが、銀の馬車道の遺構が発掘されたことで今後どのようになりますかということでの質問がございました。これについては、発掘の現場については、保存の目的で現在埋め戻しておりますという答弁でございます。また、目的への取り組みについては、県の文化財課から朝来市文化財課に出向されている柏原氏に御指導を仰ぎながら進めておりますとの報告でございました。

話は少し変わるんでございますが、ことし新1年生の保護者から、指定された校区以外の学校に入学したいとの要請が出ておったようですが、どのような対応をしているのかとの質問がございました。これについて澤田教育長の答弁でございますけれども、まず、いろいろと事案がございまして、この質問の以前にもいろいろと議論があったわけでございますけれども、まず、住所を移すだけではだめです。これはもう原則でございまして、生活実態を伴う形で移動してくださいということでありまして、これについては、市川町教育委員会、福崎町教育委員会とともに一応神崎郡内で共通理解をして、その方向で校区を守ろうと今取り組んでいるところでありますということでございました。そういう過程の中での今話し合いを進めているということで御理解をいただきたいとのことでございました。

次に、情報センターの藤原秀洋センター所長より資料の説明報告を受けました。先般から町の説明会等もございましたが、防災無線電話の導入でケーブルテレビ電話が平成30年3月31日で使えなくなるというので、少なからず不安を感じている人がいます。その後のフォローはどのようになりますかという質問でございました。これについて御

答弁は、ケーブルテレビ電話にかわる部分での設置を予定するというのはございませんということでございまして、経済的困窮であるとか、今までケーブルテレビ電話しか通信手段がなかったと言われる方々については、健康福祉課で福祉電話等の要綱をもって対応する方向で現在作業を進めておりますとの報告でございます。しかし、施設の利用料とかの話になりますと、新たな運営形態がはっきりしないことには実際の利用料の計算もできにくいので、今回はその件については報告を見合わせておりますということで、最終的には利用料等への反映を考えておりますとの報告であります。

次に、総務課でございますが、いろいろ議論百出という形でございましたけれども、 そのうちの一部をちょっと拡大した話で御報告をさせていただきます。答弁、報告等に ついては、細岡副町長、谷口町参事、日和総務課長、児島財政特命参事の方々でござい まして、資料説明と質疑への答弁をいただきました。

工事費の入札制度ということが大きな課題として随分前から上がっておったんでございますけれども、これに関する質疑というのがこれまでに幾たびとなく繰り返されてきましたが、この入札制度の改善とか見直しとかいろいろと言われて試みられたのでありますが、結局は、いかに公平、公正な仕組みのうちで落札業者を選出することができるのかということになるわけでございますが、まず、その手法としていろいろ提案されることがございますが、まず、現在この入札に関してランダム係数の導入を検討されているということですが、導入の有無と、その係数のプラス・マイナスの範囲をどの程度考えているのか等についての質問がございました。いささか専門的になるので少しわかりやすい話でいろいろと議論を交わしていきましたんですけれども、まず御答弁としては、県のランダム係数でいく場合では、恐らく1,000万円の工事で5,000円ずつぐらいの数値によって金額が決定されるというふうに思っているとの考え方を示されました。この数値によって金額が決定されるというふうになるわけでございますが、これがどうなるのかというのが非常に重要なところでございますので、このことから今回の議論が始まったわけでございます。

議論の中で各委員からの発言、提案等もありましたが、これらによりますと、入札の落札ということについては、昔であろうと今であろうと状況は全く同じ原理原則のようなことであり、要は行政面で改善すべき部分、また逆に業者側で改善しなければと思われる部分というふうな両面性があると言われておるわけでございました。そのような意見も出されて、さらに幅広く議論を交わすというふうなことでございました。

また、今考えられることとして、まず入札の手続、所要時間等についても簡素化できないのかという意見もあるようで、業者の方からもそういうことが出てくるようでございますので、まず考えるべき要点として手順を申しますと、入札から開札というのを経て落札者の決定までには、公正さを強調させるために現在道具としてのくじ引きの制度というものが活用されておりまして、入札では、くじを引く順番をまず決めるためのくじから始まるというふうなことでございまして、それが是か非かというふうな議論もま

た片方では必要であろうかと思われるのですが、話が非常に長くなりますのでもう要約して結論のほうに持ってまいりますけれども、町内の公的な工事は町内の業者の方による施工が望ましいのではないかと。さらに言えば、その施工業者の方々の顔が見えるようになることが、まず工事の品質向上につながり、町内の活性化にもつながるという大きなメリットが生み出されるのではないかという意見も出ておりました。また、近年多発が見られる自然災害からの人命救助、緊急の復旧工事等、まず町内の業者の方々のお力をかりて対処をするということが当たり前のようになっておるわけでございますけれども、これに関しては町内の業者の方はまず自発的に協力を申し出てやっていただけるというふうなことで、いろいろと取り交わしの内容もあるようでございますけれども、まずその気持ちで動いておられるというところがございますので、これを尊重して、そういうところに町の心のあり方というのも示すべきではないかと、こういう議論も重なったわけでございます。

そういうこともございまして、この絶対的な御協力をお願いしなければならない、要 は町を支えていただいておる業界の方々でございますので、速やかに入札というものが 進められて、できれば町内業者の方々に仕事をとっていただけるような方策をやはりい ろいろ編み出していくことも大切なのではないかなということで、実はそういう意見も 委員の方いろいろお持ちでございますので、一度建設業協会の方々と交流、懇談をして、 ヒントを出し合ってさらに協力体制に進めていきたいというふうな話が出てまいりまし て、そういうことで一つの局面が打開されるというふうなことも十分予測されるわけで ございますから、これについて副町長以下、谷口町参事、日和総務課長にも、こういう 方向で議会として議員として進めたいが、いかがなもんでしょうかというふうな意見も 実はお尋ねしたりしたんでございますが、おおむねそういうことで前に進めていただく のはいい方向に行くであろうというふうな判断をしていただきましたので、とりあえず はこの当委員会、総務文教常任委員会が核となって、この方々との話し合い、それと、 さらに改善、改革の方向に進めるお手伝いをさせていただいたらどうかというふうなこ とでございまして、具体的なことについてはこれから進めてまいるわけでございますけ れども、常に総務課から総務課を代表する方々で、副町長、町参事、総務課長等の方々 に立ち会ってもらって、公正な話として進めてまいりたいというふうに考えております。

一応そういうことでございまして、次に、ひと・まち・みらい課、これについては、藤原登志幸課長、野邊町参事より資料による報告を受けました。しかし、具体性といいますか、形になってあらわれてくるというところがまだまだ少ないものですから、委員のほうからも具体的な質問ということで余り出なかったものでございますので、ここの場所ではこれを割愛させていただきたいと思います。

それと、会計課については、これは山本哲也会計管理者の会計課長より説明がございまして、毎回申しておりますが、なかなか時間が十分にとれないのですが、非常に明快な資料としてつくっていただいておりますので、それを懇切丁寧に報告されております

ので、特に委員のほうから食い下がって質問するというふうなことは全くございません ので、これも報告は割愛させていただきたいと思います。

また、税務課についても、和田税務課長より資料による説明を受けました。特に取り上げる質疑等は現在のところございませんでして、着々と目標に向かって進めておるという報告でございましたので、ここで御報告をさせていただきます。以上でございます。

○議長(安部 重助君) 次に、民生福祉常任委員長からお願いします。

小林民生福祉常任委員長。

〇**民生福祉常任委員会委員長(小林 和男君)** 失礼いたします。民生福祉常任委員長の 小林です。ただいまより委員会の報告をいたします。

去る11月11日、民生福祉常任委員会を開催し、平成28年度主要事業の執行状況 について説明を受け、事務調査を行いました。全ての委員会資料が議員各位に配付され ておりますので、詳細な報告は割愛させていただき、主な内容に絞り御報告いたします。

まず、公立神崎総合病院事業については、9月30日の執行状況です。外来患者数は前年度対比1.4%の増、入院患者は前年度対比2.6%の増となっており、医業収益は13億3,721万3,804円で、前年度対比は4,467万3,488円の増益となっています。あわせて訪問看護事業、介護療育事業の執行状況について報告を受けました。次に、その他の報告として、1番、新公立病院改革プランの策定状況について、2、公立病院のネットワーク化に係る計画の取り組み状況について、3、医師の確保対策等について、以上が病院からの説明です。

次に、主な質疑応答の報告をします。質問の1として、改革プランの中で病院の連携構想はという質問です。これに対する回答として、診療圏が一番近い民間のマリア病院との連携で民間のノウハウを吸収すること、それと同じ公立で同じ問題を抱えている宍粟市民病院と連携し、診療材料の共同購入や医師の相互派遣を行い、相乗効果を上げていきたい。また、その他の病院との連携では、当院では対応できない患者さんをお願いし、退院後、治療は引き受ける。それには情報の共有化で電子カルテが必要なので、今取り組もうとしている。当然、地域全体の医療機関との連携は大前提であるという説明でした。

次に、質問の2として、県の地域診療構想が公表されたが、構想の内容はどうなのかという質問です。これに対する回答として、当初、国の目的は病床数を整理するというところにあったが、病床数の削減を目的としているという状況が、具体的に中播磨圏で今ある一般病床を幾らに減らしなさいとかふやしなさいというのは資料としては出てきたが、最後の地域診療構想の中には具体的に盛り込まれなかったという状況である。そういう中で、地域として今後の課題が示された。一つは、病床の機能分化、連携を推進していく、役割分担をしていくということであり、在宅医療を充実していくということです。もう一つは、医療従事者の確保対策をしていくということです。そのほかとして高齢者の認知症対策とか、在宅医療に係る口腔機能の管理とか、障害者医療の充実とか、

地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み、そういうことをやりなさいということ ですという概要説明でした。

次に、質問の3として、週1回の総合診療の状況はという質問です。これに対する回答として、地域の僻地の診療所で何でも診る医師が総合診療の役割である。当院では内科も外科も整形もある中で、総合診療医はどういう役割をしていくのかということを、実際に中に入って今いろいろと勉強してもらいながら研究をしていただいているという状況ですという説明でした。

次に、質問の4として、救急医療について、一次、二次が神崎病院が担う部分なのかという質問です。これに対する回答として、一次救急、二次救急、三次救急というふうに分かれております。また、小児科は小児科で別の流れです。一般的には、一次救急を初期救急とも呼んでいます。この部分は、入院を必要としない、基本的には診療所で対応するということになります。二次救急が入院を必要とする医療です。兵庫県の医療計画の中では、神崎病院は一次救急で指定されております。二次救急で指定はされておりませんが、実質、二次救急の業務を行っている。入院が必要な救急の業務を行っているという状況ですという説明でした。

次に、質問の5として、透析の患者さんの送迎について検討されたかという質問です。 これに対する回答として、患者会から強い要望がありまして、来年の4月に向けてでき るだけやっていくという方向で調整をしているという説明でした。

以上が病院関係の報告です。

次に、健康福祉課についての報告に入ります。 1、課運営目標、 2、重要事業目標、 3、支庁舎窓口等の状況について、 4、事業執行状況についての説明を受けました。全ての事業は順調に推移しているようでした。 5、閉会中の継続調査についての報告としての中の地域包括ケアシステム構築の推進状況として、地域包括ケアの講演会、在宅医療・介護連携推進協議会の開催、それから在宅、連携、人材をキーワードに 3 つの部会を設置し、具体策を検討するなどの報告を受けております。特に地域包括ケアシステムの構築の取り組みは地域の高齢化に向けた取り組みで期待するところです。以上が健康福祉課からの説明です。

次に、主な質疑応答の報告をします。質問の1として、民生委員さんと協力委員さんの任期、年齢制限、人数割、役割の引き継ぎ等はどうかという質問です。これに対する回答として、任期については平成28年12月1日から平成31年11月30日までの3カ年です。これは民生委員さんも協力委員さんも同じです。次に、引き継ぎの関係ですが、民生委員の定例会において新旧の委員さんが文書で資料として引き継ぎをし、健康福祉課にも1部いただき、どのような資料を引き継がれたかということを健康福祉課と新しい民生委員さんに残すということを3年に1回しているということでした。次に、年齢制限ですが、できれば2期、3期と務めていただくために、町としてはできるだけ70歳未満の方を選定していただきたいということで区長会でお願いをしておりますが、

現実として70歳を超えられた方が新任として入ってこられる方もございます。民生委員の定員は国の基準で70戸に1名ということで、寺前区のように350戸以上のところは2名ですが、70戸に満たない集落では3集落を1名が担当している。全町で36名ですという説明でした。

次に、質問の2として、介護保険の改正で要支援2以下は施設に入居できないという 状況の中で総合事業が生み出されていくのか。神河町はモンテ・ローザとかグリーンエ コー等、福祉事業を営んでおられない方にも働きかけるのか。一方では、によん神河か ら総合事業に関しての提案もありましたという説明でしたので、神河町として、この総 合事業をどのような方針なのかを示してほしいという質問です。

これに対する回答として、総合支援事業については、要支援1また2の方が今まで使 っておられたデイサービスあるいはヘルパーさんについて、介護保険の給付から外され ることは大きく報じられております。神河町では、もちろん給付から外されるが、考え 方としてはどうしても今までどおりデイサービスを行っていただかなければならない、 あるいはヘルパーさんを利用してもらわなければならないという方を精査させてもらい ます。今までどおりのものを使いながら、それも総合支援事業の一つとして捉える。現 行のものを残すということとか、あるいは訪問看護が必要な方は今までどおり介護保険 の給付で賄うわけですが、それ以外、ヘルパーさん、デイサービスについては今基準が さまざまあるが、緩和されたサービスであるとか、あるいはボランティアさんでしてい ただくこと、あるいは短期集中というもの、今実際あるデイサービスの中で精査をして いきます。特養関係でされているデイサービス、あるいはさくら介護でされているデイ サービスについては現行どおり残していく。そのかわり、行っていただく方は精査する 必要があります。今現在ある事業をもう一度再構築し、総合支援事業にとりあえず乗っ ていく必要があろうかと思っております。それプラスこの総合事業といいますのは、平 成29年4月から始まるとはいうものの、全て網羅できるものではありませんし、20 25年に向けて少しずつふやしていきますので、地域の中で高齢者が心身ともにお元気 になっていただけるような、そういった集いの場も事業の中に入れていきたいと考えて いるという説明でした。

以上が健康福祉課関係の報告です。

次に、住民生活課でございます。閉会中の継続調査申出書の案件として、1、広域行政、ごみ処理、し尿処理の今後の行方について、中播衛生の分担金均等割の問題について、10月11日、正副管理者会議、協議の結果でございます。事務局費分担金均等割部分については、平成30年度算定から1市3町で均等割、各市町1対1とするとした均等割協議会の協議結果を尊重する。2、各市町の所管の委員会で報告し、議会の理解を求める。3、平成29年度6月定例会において規約改正議案を提出する準備を進める。2番目に、中播北部行政事務組合負担金、ごみ処理計画について、10月7日、第4回ごみ処理検討委員会の報告です。均等割の計算方法を以下の考えで確認をした。普通交

付税合併算定がえの考え方を導入し、平成28年度は、神河町はマイナス10%、市川町はプラス10%とする。平成29年度は、神河町は30%マイナス、市川町はプラス30%とする。次に、平成28年度影響額としては、10%マイナス、均等割7,995万8,000円で、結果的には205万円少なくなる計算になります。以上の説明を受けております。

次に、主な質疑応答の報告をします。質問の1として、子どもを健やかに産み育てる支援金の人数は、ゼロ歳児が7人、6歳到達が6名。出産数が少ないからか、それとも第3子の子供を産む方が少ないのか。第3子が少ないという実態と、アクションプログラムのできるだけ多子世帯の方に支援をするということについての考えを聞きたいという質問です。これに対する回答として、第3子を対象としております支援事業ということでこの人数なのですが、昨年度の出生データでは、第1子、第2子の割合が結構多い状況にありました。ですから第3子の該当が今は少ないと思います。逆に第1子が多いということになれば、第2子につながっていくように少し分析をしています。現状の中では、この間、二、三年前が40人台ということで少し落ち込んでいたものが、昨年度は70人、異動された方も含めて75人のゼロ歳児というような結果につながっておりますので、そのあたりから今後この辺数字が少し上がればいいなと希望的に見ているというのが現状であります。あわせまして、この部分の充実を、支援金の拡充から保育とか学校の学童等も含めてそういった部分の支援のほうに回そうということで、アクションプログラムを少し組みかえをした経緯があります。

また、この質問の関連質問としてですが、アクションプログラムを早速変えられたということで理解してよろしいのでしょうか、ほかの方の思いも聞かせてくださいという質問です。これに対する回答として、第2子、3子をふやそうというのは大変なことと思っている。地域振興課のほうで効果が出ているのは若者世帯家賃補助制度の成果もあるし、新野駅前団地、旧役場跡、中村団地、これで若者を呼び込んできた。それから、乳幼児医療についても所得制限も取り払っている。それに保育所、幼稚園については保育所が一律10%軽減、幼稚園保育料については一律20%軽減ということで、一つの施策だけで子供を産むということにつながるものではないと思っております。今後も町内関係機関と連携して、子供の数がふえていく、そうしてまた子育て環境に満足していただける、神河町で子育てがしたいということで、そのことで移住をしていただけるような、そういった全体的な子育て環境整備に向けて今後も関係課で連携をしていきたいという説明でした。

次に、質問の2として、空き家対策で、壊れかかった空き家を取り崩し環境整備ができないかという質問です。これに対する回答として、長いこと人が住まなくなって朽ち果てていく空き家ということで、何件か実は苦情も聞いております。住民課のほうに区長様が来られて、我々も現場に行ったりして、大きな問題なのであるという認識をしております。国のほうでも空き家対策の特別措置法というものが26年度に制定され、そ

れ以降、各市町では条例とか要綱とかをつくって空き家対策に関するものをやっています。税務課、住民課、ひと・まち・みらい課の3課で、今後、空き家対策の計画をつくっていく話もしています。最終的には条例、要綱になるのかわからないが、そういったものをつくり、少しでも老朽空き家を解消していきたいと思っているという説明でした。次に、質問の3として、生ごみ減量化するためにコンポストの補助金を全世帯に置いてくださいという形でやっていくのか、それとも補助金をつくりました、希望される方は補助申請をしてくださいという考え方なのかという質問です。これに対する回答として、今思っているのは後者です。申請を希望される方でいきたいと思っていますという説明でした。また、最後になりましたが、10月18日には市川町議会民生教育常任委員会と合同で中播北部クリーンセンターの視察を行い、ごみ処理の現状と今後についての研修を受けております。

以上で民生福祉常任委員会の報告を終わります。

- ○議長(安部 重助君) 次に、産業建設常任委員長、お願いします。 藤原裕和産業建設常任委員長。
- 〇産業建設常任委員会委員長(藤原 裕和君) 1番、藤原裕和でございます。産業建設 常任委員会の報告をいたします。

まず、9月定例議会の最終日の9月28日に、2時間程度ではありましたが、地域振興課の関係について委員会を開催をいたしました。調査としましては、商工観光係を中心に、各観光施設の指定管理者の公募についての調査をいたしました。まず、指定管理者の公募スケジュール、それから観光施設維持管理負担率の算出基礎、それから指定管理者募集要項及び業務仕様書比較等の資料の説明と、また一例として神崎農村公園ヨーデルの森についての資料の説明も受けました。

質疑では、委員から、今回から追加されますアピールポイントの評価項目についての質問がございました。それの回答としましては、特に突出した特別な事業や収支計画の中での町に納める負担金の額がプラス要素になり、また、この点数表は細分化をされてまして、基礎点プラス加算される方法をとられるとのことであります。審査員については合計 10名で、そのうち半数の5名は外部の方にお願いをするということになっておるということでございまして、1人の持ち点は110点で、10人ですので最高で1, 100点ということになります。

それから、15分間のプレゼンテーションをしていただき、十分な審査、公平な取り扱いの中でとり行われるとのことであります。修繕業務分担の内容も、営業収入により1億円以上、1,000万円以上、1,000万円未満の3通りに分けまして、前年の売り上げにより決定するとのことであります。そして、指定管理の期間については、峰山高原スキー場とリラクシアのホテルについては向こう10年間、ほかの施設については5年間として、大きくこの指定管理の期間も変更されます。長期の契約のよい点や弊害などもある中で、今回のやり方でいこうということで担当のほうで決定したという報告を

受けております。

このように、今回から指定管理者の意識改革ということをしていただいて、負担をそれぞれ持っていただき、町としてもその経費の節減をしていこうというものであります。報告なり回答を得ましたので、当委員会として、この募集要項をよしということにしております。

その他として、その日は地域振興課、石堂課長より、道の駅「銀の馬車道・かみかわ」の整備について9月現在の資料をもとに説明を受け、委員会を終えました。

続いて、次に、11月4日の産業建設常任委員会の報告をいたします。所管する全ての事務調査を午後5時まで一日をかけて審査をしております。

まず、寺前地内の秋桜たうん下の城山谷川の水走り中河原線の橋梁部分でありますボックスカルバートを発注中ということで、着工日がいまだ定まっていない状況とのことであります。この工事の業者への前払い金については請負金の4割が請求をされて支払うことになっておりますが、10月24日現在で支払いができていないということになっており、それが工事のおくれになっていないかということの質問で、建設課長からは、10月31日に支払う予定で会計のほうへ帳票は回しているとの回答でありました。

それから、話は変わるんですけれども、スズメバチの件で、長谷ダム右岸道路ののり面の駆除を、これが右岸道路は町道でもあり、建設課の予算でスズメバチの全額駆除の対応をされているということであります。

それから、最近の工事入札で、最低価格がぴったりでくじ引き抽せんが多過ぎるのではないか、果たして入札の機能が十分果たせているのか等の質問がございました。入札の審査については産業建設委員会の所管ではありませんが、副町長及び総務課長より、現在入札制度の見直しを検討しているということの報告を受けました。

次に、業者との関係については、今年度については、建設課の職員は多くの新人職員、 また、ほかの課からの異動職員が目立っている状況で、先輩を見ながら若手職員が引き 継いでいってくれると思うとの建設課長の回答であります。

それから、これらのほかに施工不良のない品質の高いものを仕上げ、業者に的確な指導をするよう委員からの要望もありました。また、河川工事の際のアユ等の補償問題についての質問や、10月28日の議会報告会で出ました道路の除雪作業の中で、峰山高原スキー場のアクセス道に関してチェーンの脱着場等の増設などの要望も報告会の中では出たところであります。

以上が建設課の重立った報告でございます。

次に、上下水道課の上水道の関係で、上小田の配水池の汚れの問題について、この水系の上部にあります太田池横の太陽光の工事による濁りが要因となりまして、通常より多くのろ過能力を上げるための洗浄費用がかかったとの報告を受けております。そこで、その費用は太陽光の設備業者の負担としていないのはなぜかとの問いがありまして、全然業者に責任がないとは思えないが、かといって業者も故意にしているわけでもない。課内の対応は、一定の濁度が出てくると水を入れない手段もとれるので、費用を業者に持ってくれと言えるかどうかは難しいとの上下水道課長の答弁でありました。

それから、委員より、水道利用度の低い方を低料金にできないか、図れないかの問いでは、今の制度ではできないが、将来的には使っただけの従量制にしたいと、そういうように答えられております。水道料金については、休止届が出ない限り料金が発生をいたします。下水道料金は人数制となっており、住民台帳や申告に基づいて料金が決められております。その他の質問で、水道管の老朽化によります問題は、水漏れが同じところで1年間に3回、4回と続くようであれば、思い切ってその部分の給水管の入れかえをしているとのことであります。また、建設課のアスファルト修繕工事の際の振動ローラー等の重量重機による漏水問題など、建設課の工事発注を見ながら、舗装は建設課でめくって管だけを入れかえることもやっているとのことであります。下水道の関係では、小型合併浄化槽が神河町内に540基もございまして、経年劣化による小型合併槽の中のろ材の交換も多く、修繕がどんどん多くなってきているとの報告もされております。浄化槽の設置については他の集合型と同じような個人負担でもって設置をしており、神河町内どこに住んでいても同じ対応で、もし入れかえても個人にお金がかかるということはないとのことであります。

次に、地籍課の関係について、国からの補助金については、山林部では全ての地区が 採択要件を満たしてはいないが、兵庫県が計画をしている地籍調査事業が計画どおり、 それ以上に図られているとのことであります。防災、安全という面から、県のハザード マップの中の地すべりや土砂崩れ、山岳地の災害の危険箇所の指定がしてありまして、 それに山林調査のエリアが絡んでおれば採択がなされるようであります。少し専門的な ことなんですけれども、そういうことであります。神河町は、ほぼ満額に近い形で割り 当てがなされておるという地籍課長からの報告でございました。

次に、地域振興課の関係で、まず地域振興係では、地域優良賃貸住宅中村団地については、昨年に引き続き現在2棟8戸の建て方も済み、外装及び内装工事中で、1月31日の工期ということで完成に向けて進められているとのことであります。

それから、長谷駅の列車の通過問題については、要望会の中ではJRには要望されてはいますが、全然進展がない状況であるとの報告も受けております。各委員より、長谷駅利用の前向きの意見をいただくこともできました。

それから、若者世帯住宅取得支援については、27年度の実績でいろいろなケースで

改善をしていく協議がなされているとのことであります。しかしながら、当時の委員会が、産業建設常任委員会が、協議の中では3月31日完成、年度をまたぐ場合は絶対にだめ、この事業は国庫補助金の対象上、年度内着手、年度内完了が基本となり、このほかのケースは現行制度では対応できないと、開始年度当初からこれが決定づけられ、また、その他についても仕方がないということで結論がなされたものでありまして、この事業がスタートをされました。しかしながら、その後の救済協議などについては、担当委員会のこれまでの取り組みもございますが、十分改善策の協議の説明も今後の委員会の中でこの制度が少しでもいいものになればとも思います。

次に、農林業係の関係で、委員より熊対策の質問がございました。兵庫県内の熊の適正生息数が800頭だそうで、県下で140頭の熊を駆除する計画であります。先月の11月15日から今月の12月の14日までの1カ月間が狩猟期間となっております。この狩猟ハンターは、猟師さんは講習を受講され、限定された方のみということの報告も受けております。熊が出没したという学校からのメールについての問題や、検討課題のお願いも委員会の中では出たところであります。先月の21日現在での熊の捕獲状況は、熊1頭のみということでございます。

それから、スズメバチの駆除に対する対策など補助金の質疑も出ました。これらは副 町長より、いい方向で協議をしていきたいという答えもいただいております。

そのほかでは、人・農地プランの協力金についての議長のほうへ相談がございました。 窓口の対応や説明不足等でのトラブルがあったと報告されました。窓口対応をより親切 丁寧にしていきたいとの回答も得たところであります。

それから、生野にこの12月から稼働されておりますバイオマス発電所の話も出ました。今後、当委員会としましても、近いうちにこの相手先との調整がつき次第、一度工場のほうの視察を計画を予定したいということで予定をしております。

最後に、商工観光係の関係では、まず桜華園について、新しく樹木医さんの方がアドバイザーとして11月より来られているとのことであります。

次に、観光施設の指定管理の公募状況について、プレゼンや審査会を11月の15日と16日で審査する運びとなっています。この審査委員会は非公開で進められます。1 社であっても得点数がわかるように公開しますとのことであります。

次に、かみかわ夏まつりの関係で役場職員に非常に多くの負荷がかかっており、今後については、業務委託や細かい部分の省力化も考えていきたいとの説明も受けております。その他として、観光交流センターの駐車場、特に観光バスの件や寺前駅及び新野駅広場の放置自転車の問題など、これらも調査研究をし、少しでも使いやすい利用しやすい方向にしていただくよう申し入れも委員会としてはしました。

なお、この駅広場に放置をされております自転車の問題については、今現在、住民生活課の担当の職員に素早く対応していただいております。本当にありがとうございます。 以上が11月4日の主な報告であります。 それから最後に、11月25日の産業建設常任委員会、これを午前中という形で限定した形で開催をしております。審議内容は、各観光施設の指定管理者の公募についてで、町指定管理業者選定委員会の各委員の内訳は、先ほども言いました外部委員5名、役場内5名。10名によりまして、11月15日、16日の両日で審査をなされております。外部委員の5名については、観光施設の保全計画のアドバイザーの方、また地域創生戦略委員さん、また兵庫県の産業観光課の方、また、ひょうごツーリズムの方などの学識経験者の方に、この5名にお願いをして、専門的な質疑によりまして採点がなされ、決定しているとの報告も受けたところであります。また、役場内の5名の委員は、細岡副町長、谷口町参事、日和総務課長、児島総務課参事兼財政特命参事と石堂地域振興課長の5名が役場内の選定委員でございました。答申の内容としては、今回、本委員会において諮問されました公の施設の指定管理者候補者の選定に当たり、公平かつ適正に選定をされており、審査基準に基づき申請団体から提出されました事業計画書及び収支計画書によりますプレゼンテーションを受けまして、質疑応答の後、最優秀提案者が決定をされたということであります。

まず、施設名称の峰山高原ホテルリラクシアと峰山高原スキー場については、指定管理の期間は平成29年4月1日より向こう10年で、平成39年3月31日までとしております。最優秀提案者としては、1社だけの申し出ということで株式会社マックアースが決定をされております。採点結果では、アピールポイントの点数も特に高く、他の施設と比較しても一番高い合計得点を得られたということで報告を受けております。

次に、峰山高原ホテルリラクシアの関係では、観光施設維持負担金は営業収入の1%、 120万円となっております。指定管理料は、なしであります。納付金については60 万円の施設使用料となっております。

次に、峰山高原スキー場の観光施設維持負担金で、営業利益の20%で853万円の うち600万円はスキー場のみに充当をされます。各観光施設維持負担金の額は、提案 書の平成29年度の収支計算書により試算された金額であります。また、スキー場の指定管理料については、なしとなっております。また、峰山高原スキー場の施設使用料としての納付金は、年間3,000万円の高額なお金をいただくことになっております。なお、スキー場の営業収益の20%分が営業収入の1%を下回った場合は、営業収入の1%以上とすることにもなっているとのことであります。

次に、ホテルモンテ・ローザについては、株式会社田舎暮しのみの提案として決定をされました。観光施設維持負担金については営業収入の1%分の63万1,000円で、指定管理料は経営努力により減とはなっていますが、年間200万円ものお金が町のほうから指定管理料として支払われることになります。

次に、神河町水車公園については、現在管理をされています農産物消費組合1社のみで提案者として決定をされております。この施設の維持負担金については、営業収入の1%で12万2,000円となっております。水車公園の指定管理料は、現在年間300

万円でありましたが、従来のトイレ分の管理を別に外したため、トイレ分が70万円ということで、それを差し引いたら年間230万円が町の持ち出し、町のほうから指定管理料として支払われるということであります。

次に、神崎いこいの村グリーンエコー笠形と、グリーンエコー笠形体育施設(プール、体育館、運動場)と農村環境改善センターは、神姫バスグループ共同事業体(構成団体は株式会社ホープ、神姫バス株式会社、神姫グリーンバス株式会社)が、これが1社のみで最優秀提案者として決定をされております。

また、それぞれのうち神崎いこいの村グリーンエコー笠形の観光施設維持負担金は営業収入の1%分、179万9,000円となり、指定管理料は、なしであります。納付金としては、グリーンドーム等の施設使用料金400万円と土地使用料分61万6,000円となっております。

次に、グリーンエコー笠形体育施設については、観光施設維持負担金は営業収入の1%分、3万2,000円をいただきます。この体育施設の指定管理料は現在と同額の年間 720万円となり、減額はされておりません。

次に、農村環境改善センターの観光施設維持負担金では、営業収入の1%分、1万4, 000円で、この施設の管理料も減額されることなく同額の年間 300万円が支払われることになっております。

次に、かんざきピノキオ館についても提案者が1社だけあり、株式会社山田営農に決定をされております。観光施設維持負担金は営業収入の1%分、4万1,000円となります。また、指定管理料としても、現行の年間300万円がこのかんざきピノキオ館に支払われることになります。

次に、神崎農村公園ヨーデルの森については、今回から構成団体が株式会社クラウディトと猪篠区の共同事業体(パーク・コミュニティ・猪篠共同事業体)となり、ここも 1 社だけでの審査となり、最優秀提案者として決定がなされたところであります。この 施設の維持負担金は営業収入の 1%分、 248 万 3, 00 0 円となります。指定管理料としては、現行は、なしなのでありますが、来年 4 月 1 日より年間 180 万円の増額になっています。他の施設では減額または同額にもかかわらず、このヨーデルだけが 180 万円の増額となっております。

次に、新田ふるさと村について、ここだけが 4 社の申請がありまして審査となり、僅差での結果、株式会社 D r e a m a w a y が最優秀提案者に決定をされました。この施設の維持負担金については営業収入の 1 %分、3 1 万円で、指定管理料は、なしであります。納付金としては、1 5 0 万円の年間の土地使用料となっておるところであります。以上が選定結果であります。

なお、指定期間についても、先ほども申しましたとおり、峰山高原ホテルとスキー場が 10 年間、その他については 29 年 4 月 1 日より 34 年 3 月 31 日までの 5 年間とされております。

次に、長谷のモンテ・ローザ前にありますわくわく公園の指定管理者の選定方法は、 1番、見積金額、2番、特筆事項、3番、過去の実績の選定基準により、株式会社長谷 に決定をされております。この公園管理の期間については、平成29年4月1日より平 成31年3月31日の2カ年となっております。なお、株式会社長谷の見積額は156 万3,840円であります。その他の寺前駅前にあります観光交流センターは、こういう 形式ではなく特命方式で決定を今現在されておるところであります。

担当職員からは以上の説明を詳しく受けまして、各委員より、またそれぞれ多くの質疑が出されたところであります。12月定例議会の直前の担当常任委員会として、これらの部分についてのある程度の理解が得られて委員会を閉じたところであります。

以上、大変長い報告となりましたけれども、産業建設常任委員会の報告とさせていただきます。終わります。

〇議長(安部 **重助君**) 各委員会報告の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開 を10時45分といたします。

午前10時28分休憩

午前10時45分再開

○議長(安部 重助君) 再開します。

それでは、引き続きまして委員会報告を続けます。

次に、公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員長、お願いします。 藤森委員長。

〇公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会委員長(藤森 正晴君) 6番、藤森です。公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会の報告をいたします。

去る11月18日、基本設計から実施設計について、また病院の耐震診断について、 報告なり調査を行いました。それでは報告をいたします。

今後の工程は、平成28年度において実施設計を行い、平成29年度に入り4月に早々入札等の事務を進め、6月には業者と契約し、仮設や移転先の改修工事、解体工事を約4カ月、第1期工事を7.5カ月、その後2期工事部分の解体に3カ月、建設に6カ月、そして施設の改修をし、平成31年9月に全面オープンの予定であります。当初、平成31年4月からのオープンの予定でしたが、1期工事部分解体により手術室への動線を確保するため、3階中病棟の一室を改修し、そこから手術室への渡り廊下を設置することや、特浴室を仮設、また医局、総務課、看護部長室の仮設工事や移転に相当の期間を要することから、約6カ月延びる予定であります。

建設費は当初予算よりふえていますが、4階の手術室やホールをゆとりのある環境としたことや、リハビリ庭園を予定していたが取りやめ、特浴室、倉庫、大会議室の拡張をした。また、ナースコール等を工事の中に設置したことでふえております。しかし、医療機器の購入費は減となり、全体事業費については当初予算内でいけると考えており

ますと報告を受けております。

次に、主な質疑であります。新北館側にも車のロータリー部分を設け、入り口をつくってはという質問がありました。それについて、基本的にはこの入り口は職員の入り口であり、患者さんの予定はしていないとの答弁であります。

次に、新北館にも受付や事務所があるが、必要なのかという質問であります。これについては、薬の受付や診療所の対応所であり、病院全体の受付は現状どおり南館 1 階ですとの答えであります。

次に、工事期間中、停電等があれば、病院全体の電源はどうするのかという質問であります。これについては、受電用のキュービクルを置き、高圧で送る予定をしている。 停電が発生すれば自家用発電設備で対応するとのことであります。

次に、病児、病後児についてはどうするのかという質問であります。これについては、 新北館完成以後、病児・病後児保育ということで計画し、健康福祉課と協議をしている とのことであります。

次に、病院についての耐震診断について報告をいたします。概要という状況について、予備審査をし、表面上発生しているひび割れ及び漏水跡の構造体の劣化状況を目視により調査して、コンクリート圧縮強度試験及び中性化深さ測定を行う。コンクリートコア抜きを32カ所行い、耐震性能判断をするものです。12月末には調査結果が出る予定であります。その結果、Is値が0.6未満であれば、北館改築に対して国から交付金が約5,700万交付されるということであります。

以上が北館改築事業調査特別委員会の報告であります。終わります。

○議長(安部 重助君) 次に、峰山高原スキー場整備事業調査特別委員長、お願いしま す。

三谷委員長。

〇峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会委員長(三谷 克巳君) 9番、三谷でございます。それでは、閉会中における峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会の調査活動の内容について報告をいたします。

委員会を11月18日と30日に開催をいたしております。調査は、28年度事業として発注している調整池設置工事、リフト、人工降雪機、夜間照明、電気の設備工事と造成工事の進捗状況、それから全体計画での28年度予算額と発注済み額の差額金の取り扱い方法について中心に調査を行っております。また、30日は現地調査もあわせて行っておりますので、これらの主な内容について報告をいたします。

まず、工事の進捗状況ですが、調整池設置工事は9月28日に着手しており、10月末の進捗率は10%となっております。池の堤体になる一部分が玉石まじりの土であるため、約2,000立方メートルの難透水性土、これは水を通しにくい土ですが、これを購入して敷設する予定でしたが、工事の敷地内に粘土質の土があることがわかったので、これを使用できるかどうかの試験を依頼しているとのことです。

また、池の水漏れの心配の問いに対しましては、ゴムシートは長年たちますと継ぎ目から漏れるおそれがあるので、赤土のほうがより安全であるとのことです。

また、芝張り工事、種子吹きつけが2月、3月の予定であるが、この時期に行うのは適切かどうかという問いに対しましては、峰山は標高が高く冬場は無理なので、気候、 天候状態を見ながらやっていきたいとのことです。

次に、コンクリート打設工事は、養生マット、シートで養生をしたり寒冷地仕様のコンクリートを使用するとのことです。また、気温が低くてコンクリートの強度が確保できない場合は打設をしないようにするとのことでございました。

次に、リフト、人工降雪機等の設備設置工事も9月28日に着手しており、10月末 の進捗率は10%となっております。現在、国土交通省と索道許可申請の協議中である とのことです。

次に、造成工事ですが、10月28日に着手しており、10月末の進捗率は3%で1 1月中ごろから立木の伐採を行っています。伐採した立木は、工事費の節約、また立木 を有効活用するため、高原入り口付近の個人の所有地に仮置きしておいて、木が欲しい 人に持って帰ってもらうとのことでございます。

次に、環境審議会から指摘がありました希少植物の移植、岩塊流の保存はできているかという問いに対しましては、切ってはいけない木にはテーピング、また移植する希少植物にはマーキングをしており、今後移植するとのことです。工事が始まりましたので、11月14日から工事完了期間までは一般の方の工事計画区域への進入、立ち入りは禁止となります。よって、キャンプ場の利用、また暁晴山の登山はできなくなります。このことについては、観光ナビやリラクシアのホームページで周知をするとのことです。

工事がふくそうする心配があり、工程管理についての問いに対しましては、工程会議を開いて調整をしており、今後も定期的に工程会議を持ちながら対処していきたいとのことでした。請負業者は責任を持って施工してもらい、町は施工管理をしっかりやってもらいたいとの要望をいたしております。

その他の質疑としまして、通行の安全を確保する面から、役場周辺に駐車場を確保してスキー場へ送迎する方法を神姫バスと協議しております。しかし、ナイター利用者の送迎バスの運行までは検討していないとのことでございました。また、上小田地内の土地にチェーンの脱着場としての利用を県とも協議しているとのことでございます。

また、除雪のために使う融雪剤による環境への影響についての問いにつきましては、 今後の検討課題にしたいとのことでしたので、結果を議会のほうに報告してもらうよう 要望しております。

次に、収支計画の件ですが、収支計画を町はどこまで精査しているのかという問いに対しましては、一番大きな収入源になるリフト利用料については人数を想定して算出しており、電気代、維持管理費などの経費についても検討しております。また、他のスキー場の収支も勘案している中で、大丈夫と判断しているとのことでございます。

次に、全体計画や 2 8 年度予算額と発注額との差額約 5, 0 0 0 万円の取り扱いについてですが、調整池は 2 9 年度施行分を前倒しして 2 8 年度単年度で完成させたい。そのために約 3, 0 0 0 万円の増額をする契約変更をしたいとのことでございます。また、リフト、人工降雪機などの設備工事につきましては、将来 $B \cdot C$ コースでも人工降雪機を使用してスキー場の安定経営を図るため、現在 A コースのみの対応の送水ポンプ、給電設備を $B \cdot C$ コースにも対応できるものに変更していきたい。そのために約 1, 0 0 0 万円の増額をする契約変更したいとのことでございます。

これらによりますところの全体計画でございますが、28年度事業の調整池設置工事、リフトなどの設備工事、造成工事、委託料、補償費を合わせますと約5億9,000万円になる見込みですが、予算残額の1,000万円は29年度に繰り越すとのことです。そして29年度の事業予定ですが、第1リフトの設置工事、B・Cコースの降雪用配管工事、センターハウス設置工事を合わせ約4億8,000万円を予定しておりまして、28年度と合わせた全体工事費は約10億6,000万円となる見込みでございます。スキー場の安定経営を図るため、実施計画に入れることができなかったB・Cコースの人工降雪機用の配管設備もこの計画の中に入れているとのことでございます。

それから次に、当初事業費から増額となりました 2 億 2,000万円の財源の確保につきましては、県との協議では、辺地総合整備計画の変更は可能だが配分は難しいという状況でございますので、国の補正予算に盛り込まれました地方創生地域拠点整備事業交付金の採択が受けられないか、現在調整中とのことでございます。この地域拠点整備事業は、ハード部分が 2 分の 1 補助でございまして、残りは補正予算債を充てます。この補正予算債の借入金ですが、これの 50%が交付税算入されますので、結果的には 75%の措置をされるというものでございます。予定してます辺地対策事業と地域拠点整備事業が予定どおり実施されれば、一般財源は指定管理者に負担してもらう施設の使用料で賄える見込みであるとのことでございました。また、この 28年度の辺地対策事業債の 2 次配分分 1 億 8,000万の追加内示につきましては事務的におくれており、12月には来るであろうとのことでございました。

その他、多くの質疑等がありましたが、その分につきましてはお手元のほうに配付しております報告書に記載しております。 20ページほどにわたりますが、ごらんいただきたいと思います。

以上で峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会の報告を終わらせていただきます。 〇議長(安部 重助君) 以上で各委員会報告が終わりました。

それでは、ここで私のほうから、9月定例会以降、閉会中の重立った事項について報告いたします。

10月7日、兵庫県町議会議長会臨時総会及び評議員会議が神戸で開催され、私が出席しております。臨時総会において副会長の補欠選任を行い、評議員会議においては平成29年度兵庫県政に対する要望等について協議をしております。

10月11日、中播衛生施設事務組合議会定例会第2日目が開催され、小林民生福祉 常任委員長と私が出席しております。8月31日に提出された平成27年度事務組合会 計歳入歳出決算を認定しております。

同じく10月11日、中播農業共済事務組合議会定例会第1日目が開催され、藤原裕和産業建設常任委員長と私が出席しております。付議事件は、平成28年度事務組合会計補正予算、平成27年度事務組合会計歳入歳出決算の認定等についてであります。

同じく10月11日、かみかわ夏まつり第3回運営委員会が開催され、私が出席しております。

10月13日、中播北部行政事務組合議会定例会第2日目が開催され、廣納副議長、小林民生福祉常任委員長と私が出席しております。一般質問の後、9月26日に提出された平成27年度事務組合会計歳入歳出決算について認定しております。なお、各事務組合の議案等につきましては議員控室に閲覧できるようにしておりますので、必要の都度ごらんください。

10月15日、地域安全神崎郡民大会が福崎町で開催され、廣納副議長に出席していただいております。

10月17日、千葉県白子町議会から、移住促進と空き家再生の取り組みについて行政視察に来庁されています。議会からは私が、行政からは野村地域振興課参事、ひと・まち・みらい課担当の職員に対応をしていただきました。

同じく10月17日、兵庫県主催の第2回地方行政課題研究会が豊岡市で開催され、 廣納副議長と山下議員に出席していただいております。

10月24日、町職員と合同で開催された安全運転講習会に4名の議員が出席しております。

10月26日、市町正副議長研修会が神戸で開催され、廣納副議長と私が出席しております。「 \sim 2020年東京オリンピックに向けて \sim スポーツの本当の面白さって何?」と題して、スポーツ評論家の玉木正之氏から講演を受けております。

10月26日から27日、全国町村議会広報研修会が東京で開催され、藤原資広広報公聴活動調査特別委員長、藤森委員、小寺委員の3名に出席していただいております。

10月27日、中播磨地域づくり懇話会が姫路総合庁舎で開催され、町長と私が出席し、町長からは、地域資源を生かした町の魅力づくり、公立病院の果たすべき役割と支援策強化、私からは社会基盤整備対策について発言し、知事と意見交換をしました。

10月27日と28日、第4回の議会報告会をケーブルテレビ局舎と大河内保健福祉センターにおいて開催しました。町民の皆様と直接意見交換ができ、貴重な御意見をいただきました。町管理職の皆さんも多数御参加いただき、ありがとうございました。

11月1日、播磨中部高原森林基幹道推進協議会定期総会が大河内保健福祉センターで開催され、藤原裕和産業建設常任委員長と私が出席しております。

11月1日から2日、全国監査委員協議会研修会が東京で開催され、清瀬代表監査委

員と藤原日順監査委員が出席されております。

- 11月1日と2日、町職員と合同で開催された人権研修に、私を含め10名の議員が出席しております。
- 11月2日、町消防審議会が開かれ、小林民生福祉常任委員長と私が出席しております。
- 11月4日、西播磨市町議長会第2回総会と現地視察が赤穂市で開催され、廣納副議長に出席していただいております。
- 11月7日、神崎郡議長会主催の神崎郡町議会議員研究会を大河内保健福祉センターにおいて開催し、全議員が出席しております。「質問力を高める、議会力に活かす」と題して、龍谷大学の土山教授から講演を受けております。山名町長を初め町管理職員にも参加していただいております。ありがとうございました。
- 11月8日、県町議会議長会主催の県選出衆参国会議員要望会が東京で開催され、私が出席しております。神河町議会として、スキー場計画等、地域創生推進強化のための規制緩和と地域交流センターやまびこ学園の維持運営及び財政に係る支援について要望しました。

翌日の11月9日には、第60回町村議会議長会全国大会が東京のNHKホールで開催され、私が出席しております。大規模災害の災害対策の確立や地方創生のさらなる推進を期する決議と、国に対する要望内容を決定しました。

同じく11月9日、神河町人権文化推進実践発表会がグリンデルホールで開催され、 廣納副議長に出席していただいております。

- 11月15日、県議長会議員研究会が稲美町で開催され、全議員が出席しております。「真の地方創生実現に向けた地方議会の使命」と題して、東京大学の金井教授から講演を受けております。
- 11月19日、山村留学神河やまびこ学園10周年記念式典が地域交流センターで開催され、私を含め9名の議員が出席しております。
- 11月21日、兵庫県町監査委員協議会臨時総会及び研修会が神戸で開催され、清瀬代表監査委員と藤原監査委員が出席されております。
- 11月21日から22日、市町村議会議員特別セミナーが滋賀県で開催され、松山議員に出席していただいております。
- 11月26日、神河町人権・青少年健全育成合同大会が開催され、私と各議員が出席しております。
- 12月4日、第5回神崎郡人権啓発講演会が市川町文化センターで開催され、私と各議員が出席しております。

なお、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、10月13日に第48号を発行し、10月25日に各区長様に配布しております。

以上で閉会中の重立った事項について報告を終わります。

日程第4 発議第3号

○議長(安部 重助君) 日程第4、発議第3号、神河町議会議員定数条例の一部を改正 する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

藤原裕和議員。

〇議員(1番 藤原 裕和君) 1番、藤原裕和でございます。発議第3号の趣旨説明並びに提案理由等を御説明を申し上げます。

神河町議会定数条例の一部を改正する条例制定の件。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び神河町議会会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。現行12名を1名減じ11名に改正する案でございます。

趣旨説明の中で、まず1点目に財政の要因としては、まずその財政の要因の1つ目と しまして、健全財政の観点から議会がみずから身を削る改革を先駆けてやることであり ます。次に2つ目としまして、平成26年3月の神河町行財政改革推進委員会の意見書、 こういう意見書が出ております。この中で、町議会議員数12名のさらなる削減も検討 すること、また、議員報酬等は他町との比較ではなく独自の取り組みを行うこと、少数 精鋭化、第2の就職先としないような配慮も必要であるというような内容の意見書が推 進委員会から意見書として出ております。それから、次に3つ目としましては、平成2 8年5月の第2次神河町行財政改革大綱の取り組みのテーマで、合併特例措置終了を見 据えた財政運営の確立のための財政基盤の強化を図るということが第2次神河町行財政 改革大綱の中でうたわれております。内容としましては、平成32年までの一本算定へ 移行することによる普通交付税の減少及び町税収入の自主財源の減少により、神河町に おいても将来にわたって投資可能な財源の減少が見込まれる中で、財政基盤の確立につ いては大変大きな課題であります。財源の減少が確実な中、事務事業の見直し等による 経費の重点化に取り組む必要があります。その中での実施目標としましては、議会の議 員数の削減を行い、議員報酬の抑制ということがその一つにうたわれております。それ からもう1つ目には、関係する部分では常任委員会、今現在3つの常任委員会があるん ですけれども、そこら辺の常任委員会の統廃合もする中で委員会の効率化を図るような 内容の実施目標とされております。これがこういう部分であります。

それから、次の2点目としましては、人口の要因であります。その1つ目は、兵庫県下最少人口の神河町、これからもさらに人口減少が続くと予想される。次に2つ目としましては、人口当たりの議員数が他の類似比較をいたしますと多過ぎるということであります。神河町の合併から10年が過ぎまして、次回の選挙は平成30年で議員定数を1名減として11名とするものであります。

次に3点目としましては、議会運営上の要因があります。その1つ目は、定数11名

の議会運営については十分に対応ができると思いますし、議会の機能及び権能の低下にはつながらないものと思われます。次に2つ目としましては、1名の減は議会の構成上大きな変更にならない。しかしながら、先ほども申しました3つの常任委員会でなく、常任委員会を取りやめて、議長を除く5人ずつの2つの常任委員会というような方法も考えられます。

それから4点目は、これからの要因ですが、一挙に2名の議員数を減としなくて、段階的に今回は1名の減、次回はまた考えるということで、少数精鋭化の方向へ向かって議会の効率化という部分も図ればということであります。

最後の5点目としましては、町議会の責務と役割の要因については、さきのスキー場 建設に関して、ことしの3月議会で議会が真っ二つに割れた事実から、今後においては 町議会の良好な合議体を目指し、町の将来のためによい判断、よい決定を得るための政 治をしなければならないと思います。

以上が提出の理由であります。

続きまして、さらに詳細な説明を加えたいと思います。

神河町の合併後の平成18年度に第1次行財政改革大綱策定以降、この実施計画に基づき歳出の削減が積み重ねられてきました。神河町議会議員の定数についても合併当時は26名でスタートし、その後の選挙ごとに14名になり、また前回は12名と議員定数を減らし続けてまいりました。そして、さらなる削減を求めて今回、1名定数削減の案を議員発議で賛成議員の署名をいただき提出いたした次第であります。なお、賛成署名を求めて全議員の皆様に伺ったんですけれども、宮永肇議員、小林和男議員さんの、この二方の賛同を得た中で提出をさせていただいております。

この議員提出については、平成26年3月の先ほども申し述べました意見書、町の行財政推進委員会より提出されてはいますが、その後の町議会の行革特別委員会は今回から廃止をされております。何らこの議会議員の定数を含む削減問題などは議会の中では議論がされておりません。きょうに至っておるところであります。私の突然の提案に対しまして、議員全員に諮らなく勝手にというような批判的にも捉えておられる議員の方もあろうかと思われますが、しかしながら、次期選挙のやはり1年ぐらい手前のこの時期より考えるのもと思い、11月18日の全員協議会においてこの内容の頭出しをさせていただいたところであります。

ところで、住民の皆様の中には町会議員に対する思いもさまざまある中で、直接伺った声を少し例に挙げて紹介をさせていただきます。町議会議員は数が多い、もっともっと減らせ、8名ぐらいの町もある。議会費を日当制として経費を減らせ。報酬のほかに二重に費用弁償をもらっておる。政策を練られる町議会に、もっと将来に目を向けてほしい。また、議員は減らさずにもっと町民の声を聞いてほしいなど、多くの声があるのも事実であります。

続いて、人口の要因の補足としましては、今回の国勢調査人口、神河町1万1,452人で、これまでの5年間で837名もの減少が続いております。あと数年後には人口が1万人を切るという状況も予想がされるところであります。県下12町の中でも県内人口が最少の我が町に対する議員の割合が一番高いのも事実であります。一方、人口割より神河町の面積の比較もあるようですが、議員数は他市町でも定数の基準はやはり人口がもとになっているようであります。

議会運営の要因としましては、なぜ2名ではなく1名の奇数にしたのかの点について、私なりに前々から、よい点、悪い点などを比較はいたしました。2名減により前回12名という定数になったんですけれども、議会内の構成として大きく変えている現状であります。今回も1名減となれば、先ほども申し上げました常任委員会の3委員会を2つの委員会に、そういうようなことも変えていかなければというような思いもしております。全国や県下の市町の議員定数を見ますと、この議員定数が奇数のところも案外多くあるものであります。

その一例として、県下 12 町の中では奇数のところはないのですが、神戸市は人口約 150 万人で議員定数は 69 名、これ奇数であります。神戸市民 2 万 1 , 700 人に対して議員数が 1 人であります。明石市は人口 29 万人で議員数は 31 名、これも奇数であります。市民 9 , 300 人に対して議員が 1 人であります。加古川市は人口 26 万人で議員数は 31 名、これも奇数であります。市民 1 の 1 人に対して議員が 1 人であります。高砂市についても人口 1 万人で議員数は 1 名、これ奇数になっております。市民 1 名、これも奇数になっております。姫路市についても人口 1 3 万人で議員は 1 7 名、これも奇数になっております。姫路市民 1 万 1 , 1 0 0 人に対して議員数が 1 人ということであります。最後に、加西市についても人口 1 万 1 0 0 人で議員は 1 5 名、これも奇数になぜかなっております。市民 1 0 0 人に対して 1 人の議員数であります。

いろいろ申しましたけれども、人口に対する議員数は神河町とは市ですので比べ物にはならないんですけれども、この11月18日の全員協議会以降、多くの同僚議員の皆様から御意見をいただきながら、きょうの発議に至っております。また、この定数削減の議員提案の件については、同じように行財政改革推進委員会の皆様にもお出会い、説明もしてまいりました。行財政改革推進委員の皆様からいただいた御意見の主なものは、提案する限りは何としても実現ができるように、そういうような御意見もいただきました。

最後に、議員定数は町議会の根幹に触れる部分でもあります。議会が住民の代表機関であるため、その選出母体である住民のことを考慮し、良好な合議体でなければなりません。また、町の将来のために間違った判断をしないための信頼のできる議会の改革も必要となります。いろいろと私見、私の思いも申し上げましたが、常に先を見据えての御判断を、議員各位の御判断をいただきたいと思うところであります。

以上が趣旨説明の提案の理由及び追加の詳細説明で、十分ではなかったかもしれませんが、よろしく御審議をお願いを申し上げます。以上で説明のほうを終わりたいと思います。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

〇議員(9番 三谷 克巳君)9番、三谷でございます。1点だけお尋ねをしたいと思います。

先ほど、今回発議された理由の中で財政要因の中で、行革の意見の中で12名に削減するという、も検討するという話がありました。その中で、やはり、多分これはその中の委員さんの意見であると思うんですが、一つは、議会費は報酬総額を減じないなどの対策をすれば少数精鋭化できるのではないか、ただし、町民の厳しい資格審査は選挙後も続く。責任と義務が強く求められる仕組みをつくるなど、他町との比較ではなく独自に取り組まれたいということで、この定数というんか、議員定数につきましてはやはり町政の根幹をなす部分ですんで、やはりこれはそれぞれの議会も含めて、またいろんな意見を聞く中で、十分に協議なり議論をする中で決めていく部分やと思います。その中で今回、発議者は今突然ですがという話もされましたが、この分については全協の中で、一度議会の中でも協議すべき必要があるん違うかという話もありましたが、今回出されています。

そういう中で、我々もこれ当然議案審議ですんで3回しか質問ができません。その中で十分な議論なり協議ができるのかという部分です。先ほど5番目ですね、良好な合議体という話もされてましたがね、十分な議論や協議ができない中で、最終日には我々これ採決をしなあかんわけなんですね。そういう分について発議者はどのように考えておられるかということと、それからもう1点は、これも全協で少し触れたんですが、財政要因だけで考えるという話の中で、議員の任期ですね、町長選挙と統一すれば経費が安くなりますよというような提案もありました。ですので財政要因が考えられるとすれば、町政懇談会で出たこの町長選挙と同時にするというような方法も含めた中で、広い部分でこの問題は協議していくべきじゃないかと私は思うんですが、それについてのお考えをお聞きしたいと思います。

- ○議長(安部 重助君) 藤原裕和議員。
- ○議員(1番 藤原 裕和君) 三谷議員の質問の、まず最後の町長選挙に絡めてという

ような御質問だったと思うんですけれども、私はむしろ合併当時そういうような議論があったと思います。合併協議会で議会議員と町長選挙を一緒にしたらというような議論もあったと思うんですけれども、その当時は私、議員ではなかったんですけれども、その合併の協議会の中で、議会の中でも町長は町長やと、議員はそれを半年おくらせて選挙するんやというような、たしかそういう議論で結論が得られたと、私そういう記憶もあるんですけれども、やはり一緒にしたら、確かに福崎でも市川でもですか、他市町でもそういうようなこともされております。しかしながら、やはりそういう合併当時からのそういう思いと、まず町長選挙が来年度ありますけれども、それを追った形で議員の選挙、これもまたそれなりの役目を果たしておるのかなとも思うんですけれども、そういうような思いで、まず町長選挙とは一緒にすべきではないかな、とは思います。

それから、行財政改革推進委員さんのこの意見書、この部分で、今言われました8ページの部分を、三谷議員がこの行財政改革推進委員会の中での主な意見ということでこういう取りまとめが、どなたの委員の発言かわからなんだですが、こういう一議員の発言として出されとんですけれども、答申としてはこういう形で、私が今申しました上の行の議会議員数12名のさらなる削減も検討することということでくくってありますね。そやから、もう少し……。

- 〇議長(安部 **重助君**) 藤原議員、今、三谷議員からは、この3回の質問では十分な議論ができないという質問だったと思うんです。これについて答えてください。
- ○議員(1番 藤原 裕和君) 考え方が議員それぞれ、私も極端な考え方するんかもわかりませんけれども、それぞれ議会に出てこられておる皆様方はそれぞれ考えを持っておられる。多少考えの似た方もおられましょうし、全然考え方としては遠い方もあります。そうした中で、やはり議論も必要かとは思いますけれども、私はこういう形で今回提案をさせていただいて、いや、もう否決になるかもわかりませんし、また賛同を得られてするかもわかりません。しかしながら、先を見据えた中ではやはり1名減という方向を、向かうべきであろうというように強く思うんで、いろいろ議会での全員協議会、前回多少あったんですけれども、そういう議論の場というもんも、それは全員協議会等でそういう場も持っていただいたら、よりそれぞれの議員の考え方がわかろうかと思います。以上です。
- ○議長(安部 重助君) ほかにございますか。 藤原資広議員。
- ○議員(5番 藤原 資広君) 5番、藤原です。そしたら2点ばかりお尋ねをいたします。

1点目なんですけども、類似団体ということでいろんな報告受けたんですけども、説明を受けたんは大きな市ばっかしで、類似団体ではないと思うんです。実際、類似団体としてどのような状況かを教えていただきたいのと、もう一つは、5番目で責務と役割の要因ということで、合議体を目指し良好な決定を得るためということで先般のスキー

場のことについて触れられたんですけども、どういう形であれば良好な合議体であり、 よい決定と思われたのか、その内容、要点を教えていただきたいと思います。

- ○議長(安部 重助君) 藤原裕和議員。
- ○議員(1番 藤原 裕和君) 1点目の、十分答えられるかどうかわからんのんですけれども、類似団体、確かに言われるとおり大きな市での例を挙げて言うたんですけれども、実は全国的にも奇数の、私、今回こだわっとんは奇数。偶数ではなく議員数が奇数ということでえらいこだわっとんですけれども、その議会も市町村の中では何市町か、ごく少ないんですけれどもあるようであります。人口が1万人規模でもっともっと少ない議員数のところもあろうと思うんですけれども、そこら辺は具体的には調べてはおりませんけれども、奇数の町もあるということは私も承知はしております。それぐらいのところで第1点目のお答えになろうかと思うんですけれども。

それから、今の第2点目の質問は、私も大分この提案するに当たりまして、議会が合議体であるということは皆さんも承知されておると思うんですけれども、良好な関係という部分で、私はこの3月の議会は余り良好ではなかった議会運営であったということも思うんで、そういう部分から、3月の議会で経験をさせていただいた中で、やはり議会は間違った判断は絶対あかんのんですね、住民のためにも。そういうところで、私は今回の3月の議会で経験した中では、やはり良好な議会の構成いうんか、そういう関係をやはり目指さなければ、議会の中で本当は賛成、反対でいがみ合っていてもだめだと思うんでね。本来はこういうところで、何か3月のあの時点で何かのもう一つ調整、議長が中心になっていただいて、そういう場も私は必要ではなかったのかなとは思うんです。いまだに何か賛成した議員とか反対した議員とか、そういうところで住民からもそういう目で見られております。しかしながら、一つの合議体、議会は合議体でありますので、住民から信頼の置けるそういう議会を目指すためにも、こういうことは良好な、そういうような関係、間違った判断をしない、そういうような議会を目指さなければならないと、私はこのように考えております。以上です。

- ○議長(安部 重助君) ほかにございますか。小寺議員。
- ○議員(7番 小寺 俊輔君) 7番、小寺です。先ほどのその良好な関係についてもう 少し詳しくお聞きします。

スキー場の例を挙げられて、良好ではなかったと裕和議員が判断されて今回提案されたいうのは、これもう当然個人の考えですので何も言うことはないんですけども、なぜ 1名を減じれば良好になるのかという理由がまだ説明されてないので、その部分をちょっと説明お願いいたします。

- ○議長(安部 重助君) 藤原議員。
- ○議員(1番 藤原 裕和君) 先般の11月18日でしたか、そういう部分でも多少文 言が今回変わってきとんですけれども、私が一番なぜ定数を1名減にして奇数にするか

というような部分の質問であろうと思うんですね。小寺議員、確かに言われるとおりであります。

それに至ったんは、3月の議会が引き金になったということであります。実は予算特 別委員会、藤森予算委員長のそういう議長を除くいうことなら11名の予算特別委員会 ですね。それで、たしか6対4で可決に至っております。しかしながら、予算特別委員 長があのとき反対の立場をとられた。そういう部分も含めて、なぜか、本当は6対4と いうことはもう賛成のほうが可決になるんですけれども、それが良好な関係やと私は思 うんですけれども、あれから議長は採決、特別委員会ですし、また最終日の予算の審議 にも議長は加わっておられません。そうした中で、やはりその1名を減ずることによっ て可否同数が、1名を減らすいうことは11名になったときに議長の立場が、最終的に は5対5で議長の立場というものを、やはり議会の責任として最後の判断としては議長 がそこへ加わる、奇数にすることによってそういう可否同数になりやすい、そういう例 はごくまれではあります。旧大河内の時分からもそのような、こんな議会が真っ二つに なったような例は私は聞いたこともありません。以前は終末処理場の問題では多少あっ たんですけれども、この議会が真っ二つになって議長はそこへ採決に加わらへんという ような、そういう公正な立場で、偶数の場合は議長はそういう立場をとらざるを得んの んですけれども、やはり奇数にすることによって、議長もやっぱり議長としての議会の それこそここに書いておる良好な合議体を目指して、議長の手腕を振るっていただきた いなという思いもいたしております。以上です。

- ○議長(安部 重助君) ほかにございますか。藤森議員。
- ○議員(6番 藤森 正晴君) 6番、藤森です。3月の定例会、特別委員会等のことを言われたんですけど、特別委員会、今現状は議長を除く委員という形で予算なり決算は11名の議員で、そして採決には委員長は入りません、原則としてね。5、5の同数になったときは委員長ということに条例ではうたってあります。だからそういうこと云々考えるんであればもう一つ納得いかない点があるのと、特にスキー場のことに関して真っ二つに分かれたとか議会として合意がないとかいう発言なんですけれど、私は逆に、議会として全てが合意してオーケーだいうのは、これは議会としては恥ずかしいというか、本当に住民の声を聞いた結果じゃないと思います。

といいますのも、例えば1名減、今回減で12名になったことすら、委員会では多少の支障は出ておると思います。2委員会にしようという案の中、6、6の2委員会であれば、委員長を除いて5名、また欠席があれば4名、そういった形の中での十分な委員会ができるんだろうかというようなこともあり、今回3委員会になったんです。3委員会も、同じ議員が重複しての3委員会です。8名ずつの3委員会になっております。だから委員会のとこで付託なりいろんな議案が出たときに採決があったときに、もう本会議を待たず委員会で通ったという、そういう現状になると思います。

今回スキー場のことに関しても、産建のほうでそういう話も出たかと思いますけれど、そういうことがずっと尾を引きながら、結果的に真っ二つに分かれたというような判断をされておるんですけれど、それは間違いだろうと思います。本当にしっかり議員が審議した中、また私もあのときに予算委員長として反対の留保をしましたけれど、これは決まったとき委員長は賛同するという形でしなければならないんですけれど、条例どおり少数意見の留保をし、本会議では立っておりません。そういうことでしっかり条例の中でなされておることに関して、まだ提出者はどうも議員の合体なり思いがつながってないという思いがどうもつながらないんですけれど、減じたさけいうて、なおかつそういうことが激しくなってくるんじゃないかと思います。

- ○議長(安部 重助君) 藤森議員、討論になってますんで質問に変えてください。
- ○議員(6番 藤森 正晴君) だから、その1名減、また委員会を2委員会にするということなんですけど、そこらを含めた意味でちょっと答弁お願いします。
- ○議長(安部 重助君) 藤原議員。
- ○議員(1番 藤原 裕和君) 大変失礼なことも言ったかもわかりません。しかしながら、3月の議会予算委員会なども私のこの発言に至った理由の一つであります。6対4で、賛成が6、反対が4ということで決着はしとると思うんですけれども、特別委員長という立場がどうか私はわからん。それが少数意見の留保だとかなんとかいうて反対の立場をとられたというんが、それが本当の私の言う良好な合議体であるのかなという部分も、反論とかこういう部分の考え方も私は持っております。

それから、正しい判断をしなければ住民にとっては大変なことになる。大変不安な、 それこそ……。

- ○議長(安部 重助君) 質問に答えていただきますようにお願いします。
- 〇議員(1番 藤原 裕和君) ちょっと変えます。今3つの委員会がいうことになるんですけれども、やはり1名減にしますと11名しかおられませんね。そうした中で3つの常任委員会をするよりも、私は2つの委員会で区切るほうがいいんかなという、これは私の個人的な、可決を11名になってからの皆さんとの協議になろうかと思うんですけれども、そこら辺はそのようにお考えいただいたら結構かと思います。

それから、何が一番言いたいかと申しますと、3月の議会で、例えば予算が否決をされたときのことを私はいまだに……。

- ○議長(安部 重助君) 藤原議員、今は質問、その質問じゃないんで控えてください。
- ○議員(1番 藤原 裕和君) そういうことで……。
- ○議長(安部 重助君) 質問の時間でございますので、お願いします。
- ○議員(1番 藤原 裕和君) 議会が良好な合議体という部分では、この賛成、反対の部分で一つのまとまりということで、やはり何かそのときには私すべきやなかったのかなという反省も踏まえた中で、この良好な合議体であるべきであろうということで思ってますので、少し考え方が伝わらない部分もあろうかと思うんですけれども、よろしく

お願いいたします。

- ○議長(安部 重助君) ほかに質疑ございますか。藤原資広議員。
- ○議員(5番 藤原 資広君) 5番、藤原です。11名いう形になりますと、可否同数というパターンもかなり多く出てくると思うんですけども、現状維持の原則というものについてどのように考えておられるのか、どのように理解されてるのかをちょっと教えていただきたいと思います。
- ○議長(安部 重助君) 藤原裕和議員。
- ○議員(1番 藤原 裕和君) 先ほども申しましたとおり、なかなか可否同数になるケースもあろうかと思うんですけれども、やはりそういう例は何十年に一遍かぐらいのことかなとは思うんですね。議会のやっぱり判断ということは、大方がやはりみんな良好な議員さん方々ですので、間違った判断はされない方があろうと思う。そうした中で例えば可否同数になった場合、そういうときはやはり議長の最終的な議会の判断としての議長に委ねる部分かと思うんですね。それから、そういう部分を奇数にすることによって議長もその一つの責任を、議会としての責任を負うという形での……。
- 〇議長(安部 **重助君**) 藤原議員、今、資広議員からは、現状維持についての質問であったと思うんです。ですから、現状維持についてはどういう形のものが正しいのかいう質問だったと思うんで、それに答えていただきたいと思います。
- 〇議員(1番 藤原 裕和君) はい。その現状維持に、それはそういう鉄則があります わね。それは議長の判断に、私は議長でも何でもないんで、そういうことになろうかと 思います。それぐらいのところで、よろしく回答のほうを。
- ○議長(安部 重助君) ほかにございますか。

[質疑なし]

〇議長(安部 **重助君**) ほか、ないようでございますので、質疑を終結したいと思いますが、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(安部 重助君) 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。 なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。 御苦労さんでした。

日程第5 報告第13号

○議長(安部 重助君) 次に、日程第5、報告第13号、専決処分の報告の件(交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解)を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長(山名 宗悟君) 報告第13号について、報告理由並びに内容について御説明申

し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件(交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解) でございます。町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、本年9月29日に 発生した公用車の対物事故について、10月31日に示談が成立しましたので、同日付 で専決処分させていただいたものです。

以上が報告理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議 をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長(藤原 広行君) 病院、藤原でございます。それでは御説明申し上げます。

平成28年9月29日午後4時45分ごろに、ケアステーションかんざきの運転員が運転する公用車が、子供の送迎のために福崎町内に行き、子供を車からおろし、車を後進させていた際に、後方確認が不十分であったことが原因で、福崎町高橋331番地28、住宅の門扉に接触したものでございます。相手方への賠償額は20万3,040円で、保険金で対応いたしております。

以上が報告の内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

報告第13号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いします。

日程第6 第99号議案

〇議長(安部 重助君) 日程第6、第99号議案、神河町教育委員会委員の任命の件を 議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第99号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町教育委員会委員の任命の件でございます。現在、神河町教育委員会委員として御活躍いただいております足立敏子氏が、平成28年12月20日をもって任期満了となります。足立氏は、平成17年12月から教育委員としてお世話になり、現在3期目を務めておられます。高い識見と、誠実にして温情厚く、教職40年、教育

委員歴11年と豊富な経験を生かし、これまで神河町の教育の推進に大きく寄与していただきました。今後も、教員時代の専門であります英語教育の推進を初め神河町の教育をより一層充実させていく上で欠かせない人物でありますので、引き続き教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長(安部 重助君) 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第99号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方 は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(安部 重助君) 起立多数、全員であります。よって、第99号議案は、原案の とおり同意することに決定しました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどといたします。

午前11時55分休憩

.....

午後 1時00分再開

○議長(安部 重助君) 再開します。

......

日程第7 第100号議案

○議長(安部 重助君) それでは、日程第7、第100号議案、神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第100号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。神河町デジタル防災行政無線システムの整備に伴い、現在ケーブルテレビで行っております告知放送業務を防災行政無線に移管することにしております。この移管に伴い告知放送サービスが停止されることから、字句の整理とCM放送有料分に係る手数料の削除を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、情報センター所長から御説明いたしますので、よろしく御審議 をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

情報センター所長。

○情報センター所長(藤原 秀洋君) 情報センター、藤原でございます。それでは、第 100号議案の説明をさせていただきます。

今回の改正は、神河町デジタル防災行政無線システムの整備に伴い、現在、ケーブルテレビで行っております告知放送業務を防災行政無線に移管することによるものでございます。主な改正点としましては、告知放送サービスの停止に伴う字句の整理と、CM放送有料分に係る部分の手数料の削除でございます。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので、ごらんください。新旧対照表をお願いいたします。

第6条につきましては、従来、ケーブルテレビで行っておりました告知放送に係る部分の字句の訂正等でございます。

次に、別表第1の改正でございます。告知放送サービスの停止に伴い、現在行っております有料放送の提供ができなくなりますので、定時放送1回分の手数料を削除しております。また、番組複製サービスの提供媒体を、現在行っておりますDVDに字句の訂正をさせていただきました。

次に、条例の施行日でございます。まず、告知放送サービスですが、防災行政無線の本格運用に合わせ、サービスを停止することを基本としております。防災行政無線自体が4月1日からの運用ということを考えておりますが、今年度につきましては各区区長様の改選時期であることも鑑みて、区内放送のみ5月31日まで利用できるように規則を制定する予定にいたしております。したがいまして、告知放送の実質の停止時期につきましては5月31日としております。ただし、CM放送の手数料の改正につきましては、平成29年4月1日からの施行ということで、今年度いっぱいでCM放送の提供は停止したいと考えております。

なお、ケーブルテレビ電話につきましては、現在進めております神崎エリアの光ケーブル敷設業者が決定し、切りかえの時期が確定しないと明確な時期をお示しすることは困難ではございますが、最低でも平成29年度中はサービスを継続する方向で調整を進めております。

以上が100号議案の詳細説明でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第100号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(安部 重助君) 起立多数、全員であります。よって、第100号議案は、原案 のとおり可決しました。

日程第8 第101号議案

〇議長(安部 重助君) 日程第8、第101号議案、神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第101号議案の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する 条例制定の件でございます。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律、平成27年9月11日、法律第66号、通称マイナンバー法第19条において、新たに号が追加されたことに伴い、本条例中の法律の引用部分において発生した号ずれを整理したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安部 重助君) 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第101号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の 方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(安部 重助君) 起立多数、全員であります。よって、第101号議案は、原案

のとおり可決しました。

ここで資料配付のため暫時休憩いたします。

午後1時07分休憩

.....

午後1時11分再開

○議長(安部 重助君) 再開します。

日程第9 第102号議案

〇議長(安部 重助君) 日程第9、第102号議案、神河町職員の給与に関する条例及 び神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を 議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第102号議案の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の給与に関する条例及び神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、本年度の人事院勧告に関連する改正でございます。我が町における職員の給与決定につきましては、地方公務員法第24条第2項の均衡の原則に基づき、国家公務員を基本とし、兵庫県及び県下各市町の状況と町の状況を総合的に勘案し改定の判断をしているところであり、このたびの改正についても人事院勧告を受け、兵庫県の状況、県下各市町の状況と神河町の状況を照らし合わせ、改定を行うものでございます。

その中の1点目として、勤勉手当の支給率の改定でございます。人事院は民間事業所のボーナスの支給割合を調査した結果、国家公務員の勤勉手当の年間支給月数を0.1月の引き上げを行う内容の勧告を行いました。その結果、当町においても現在の勤勉手当1.6月を1.7月、ボーナス全体では4.2月を4.3月に年間支給月数引き上げる改正でございます。

2点目につきましても、本年度の人事院勧告に従い、俸給表の改正を行う案でございます。人事院勧告に基づき、当町の給料表についても同程度の改正を行うものでございます。別表第1の行政職給料表では、初任の級を1,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定を行います。その他はそれぞれ400円の引き上げを基本に改定を行うものです。このほか、別表第2から別表第4までは、医療職の俸給表でございますが、行政職給料表との均衡を基本に、1,900円から400円の改定を行います。また、技能労務職の給料表についても行政職給料表との均衡を基本に、1,500円から400円の改定を行うものです。

3点目につきましても、人事院勧告に基づく改正案で、扶養手当の見直しでございます。民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、改正

を行うものです。配偶者の扶養は減額、子供の扶養は増額となります。施行は平成29年4月1日からですが、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、2カ年で改正するものです。

4点目につきましても、人事院勧告に基づき、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

人事院は、民間労働法制の改正を踏まえ、近年の少子高齢化の進展に伴い育児や介護 と仕事の両立を支援していくため、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正につい ての勧告を行いました。

改正を行う部分は、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、育児休業等に係る職員が 養育する子の範囲の拡大の3点でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、総務課長から御説明させていただきますので、よろしく御審議を お願いいたします。

- ○議長(安部 重助君) それでは、詳細説明を求めます。 総務課長。
- ○総務課長(日和 哲朗君) 総務課、日和でございます。先ほど町長が御説明をさせていただきました102号議案につきまして詳細説明をさせていただきたいと思います。 ポイントは、先ほど町長説明の中でありましたとおり、大きく4点ということでございます。それでは、内容について御説明申し上げます。

職員の給与決定につきましては、地方公務員法第24条第2項の均衡の原則に基づき、 国家公務員を基本とし、兵庫県及び県下各市町の状況と町の状況を総合的に勘案し、改 定の判断をしているところでありまして、このたびの改正についても、本年8月8日に 出されました人事院勧告を受け、兵庫県の状況、県下各市町の状況と神河町の状況を照 らし合わせ、改定を行うものでございます。

なお、このたびは、人事院勧告に基づく改正が2つの条例にまたがっておりますので、2つの条例改正を一つの議案として提案をいたしております。改正議案第1条と第2条は、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。第3条につきましては、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

それでは、改正条例または新旧対照表に基づきまして御説明をさせていただきます。 まず、改正議案第1条に係る改正内容というところでございますが、18ページをめ くっていただきますと、そこに附則がございます。その附則に記載をしておりますとお り、第1条に関する部分につきましては、平成28年4月1日適用の内容でございます。 改正議案の19ページの後ろにつけております新旧対照表に基づいて御説明をさせてい ただきますので、そちらのほうを準備いただきたいと思います。

まず、新旧対照表1ページの第32条の勤勉手当についてでございますが、勤勉手当

の支給月数につきましては、本年の6月勤勉手当はこれまでどおり100分の80月ですが、12月の勤勉手当では0.1カ月増額し、100分の80月から100分の90月に引き上げる改正でございます。なお、再任用職員につきましては、12月支給分について100分の37.5月から100分の42.5月への0.05月の増額を行います。また、その後の附則第20項につきましては、55歳以上の6級在職職員の1.5%減額に伴う支給率をうたっております。

次に、2ページをお願いしたいと思います。2ページ以降につきましては、別表第1の給料表の改正でございます。まず、行政職給料表でございまして、今回の勧告によりまして1級の初任給を最大1,500円引き上げ、それにあわせて若年層についても同程度の引き上げを行い、そのほかはそれぞれ400円の引き上げを基本とした改定となっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。6ページ下段に別表第2、医療職給料表 (一)というのがございます。これにつきましては、病院に勤務する医師に適用する給料表でございます。これも行政職と考え方は同じということで、初任の級及び若年層を最大で1,900円の引き上げを行い、それ以外は400円の引き上げを基本とした改定となっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。10ページの下段から別表第3、医療職給料表(二)がございます。これは病院等に勤務する薬剤師、栄養士、その他医療技術者に適用する給料表でございます。これも先ほどの給料表と同じ考え方で、初任の級及び若年層を最大で1,500円引き上げ、それ以外は400円の引き上げを基本とした改定となっております。

続きまして、15ページをお願いいたします。15ページの上段から別表第4、医療職給料表(三)を添付しておりますが、これにつきましては病院等に勤務する看護師、准看護師等に適用する給料表でございます。これも同様の考え方で、初任の級及び若年層を最大で1,700円の引き上げを行い、それ以外は400円の引き上げを基本とした改定でございます。

それから、条例ではございませんが、新旧対照表の27ページの後ろに参考といたしまして技能労務職の給料表改正内容を添付いたしております。これについても同じ考え方でございまして、最大1,500円から400円の改定を行うものでございます。

次に、改正議案第2条に係る改正内容を御説明させていただきます。議案の18ページ、冒頭にも申しました附則の中にも記載しておりますとおり、この第2条に係る部分につきましては、平成29年4月1日適用の内容でございます。新旧対照表に戻っていただきまして、21ページ中ほど少し下に第2条による改正ということで新旧対照表を添付しておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。まず、第16条において扶養親族の規定がございますが、この部分につきまして、満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子及び孫としていたものを、第2号では子、第3号

では孫として号分けを行っております。

そして扶養手当に係る月額につきまして、配偶者に係る手当額は現行 1 万 3, 0 0 0 円、これは 2 2 ページに入っておりますけれども、現行 1 万 3, 0 0 0 円を他の扶養親族に係る手当額と同額の 6, 5 0 0 円に減額する一方、子に係る手当額について現行 6, 5 0 0 円から 1 万円に引き上げる改正内容でございます。

なお、これの改正内容につきましては、冒頭町長の説明にもありましたが、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施することといたしまして、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間につきまして扶養手当に関する特例を定めております。その内容につきましては、これもまた戻っていただかなくてはいけないんですが、改正議案の18ページの附則の中でうたっておりますが、平成29年度中につきましては、配偶者に係る手当額現行1万3,000円を1万円に、また子に係る手当額につきましては、現行6,500円を8,000円とするものでございます。

それでは、引き続きまして、新旧対照表の22ページからの第17条につきまして御 説明をさせていただきますが、これにつきましては扶養親族の規定見直しに伴います表 現変更及び文言の整理を行っております。

続きまして、24ページをごらんいただきたいと思います。第32条の勤勉手当について、改正議案の第1条で改正を行いました勤勉手当の支給率につきまして、平成29年4月1日からは6月期、12月期、それぞれ100分の85月に、再任用職員につきましては6月期、12月期それぞれ100分の40月に変更を行うものでございます。また、その後の附則第20項につきましては、55歳以上の6級在職職員の1.5%減額に伴う支給率でございます。

次に、24ページの下段、第3条による改正ということで記載がございます。これにつきましては、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正ということになりますが、平成29年1月1日適用の内容でございます。これも人事院勧告に基づく改正案でございまして、育児休業等に係る職員の養育する子の範囲の拡大、介護休暇の分割取得及び介護時間の新設でございます。具体的には育児休業法等の対象として、職員が療育する子の範囲については法律上親子関係がある子に限っておりますが、第9条の改正において、職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、そして里親である職員に委託されており、かつ当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子を含める改正案でございます。また、日常生活を営むのに支障がある者という表現を、要介護者へ表現の変更をあわせて行っております。

26ページの第13条には、休暇の種類として、新たに介護時間を含めることといたしまして、27ページの第20条の承認の項にも追加を行っております。

第17条においては、介護休暇を請求できる期間を、現行では連続する6月の期間内において1回のみ取得可能でありましたが、期間は同じですが、最大3回まで分割取得できるように改正を行います。また、17条の2において、介護休暇とは別に、連続す

る3年の期間中において、1日につき2時間を超えない範囲で勤務しないことができる 制度として、介護時間を新設する改正内容でございます。

以上が主な改正内容でございます。これらの改正案につきましては、全て今年度の人事院勧告に基づく町条例の改正案でございます。先ほど人事院勧告の骨子につきまして参考資料をお配りをさせていただいておりますので、あわせてごらんをいただき、よろしく御審議をお願いいたします。以上でございます。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原日順議員。

- 〇議員(2番 藤原 日順君) 2番、藤原でございます。ちょっとお尋ねしたいのが、いわゆる職員給与条例と、それからあと勤務時間、休日等の条例、この2つの条例、全く別の条例の改正をあえて1つの議案にした意味、何か特別な意味でもございますんでしょうか。
- ○議長(安部 重助君) 総務課長。
- ○総務課長(日和 哲朗君) 総務課、日和でございます。藤原日順議員の御質問でございますが、昨年度の条例改正についても同様の考え方で改正を行っております。考え方につきましては、それぞれ別個に提案するという方法も実はございます。私どもとしましては、人事院勧告にかかわる部分をできるだけわかりやすく説明をさせていただきたいという部分もございまして、今回給与条例と休日、休暇等にかかわる条例という2本立ての部分を一挙に改正する議案として、見た目は大変わかりにくく感じられることもあろうかと思うんですが、一括して提案をさせていただいたところです。以上です。
- ○議長(安部 重助君) ほかにございますか。ほか、特にございませんか。 藤原資広議員。
- ○議員(5番 藤原 資広君) 5番、藤原です。俸給表のほうなんですけど、今、わたり運用はないんですよね、わたりは。
- 〇議長(安部 重助君) 総務課長。
- ○総務課長(日和 哲朗君) 総務課、日和でございます。昇格運用ということで、一定 期間において昇給をするということではございますが、これにつきましても勤務評定の 中での昇給ということになってございます。以上です。
- 〇議長(安部 重助君) ほかにございますか。 山下議員。
- 〇議員(3番 山下 皓司君) 3番、山下です。この勧告によって、今、一般職全ての 会計のほうの職員が対象になるんですが、この補正予算書を見たら見えるんですけど、 トータルどういうぐらいな金額になりますかね。
- ○議長(安部 重助君) 総務課長。
- ○総務課長(日和 哲朗君) 総務課、日和でございます。この後の補正予算の中でも出

てきてまいりますが、一般会計の部分で申し上げますと、このたびの人事院勧告に伴います増額部分としましては、492万4,000円ということになります。以上でございます。

- ○議長(安部 重助君) ほかにございますか。山下議員。
- 〇議員(3番 山下 皓司君) 山下です。これは補正予算の中にね、人勧によるものが何ぼかいうて書いてあるんやけど、その合計額、大方わかりませんか、各会計の。そういう質問です。なかったらまた私、後で見たらわかるんですけどね、そういった計算されてますか、その辺の答弁できたらお願いします。
- 〇議長(安部 重助君) 出ますか、すぐに。 総務課長。
- ○総務課長(日和 哲朗君) 日和でございます。大変申しわけございません、各会計を また集計してお渡ししたいと思います。以上です。
- ○議長(安部 重助君) ほかにございますか。ほかございませんか。 山下議員、これ特に採決に差し支えますか、よろしいですか。
- ○議員(3番 山下 皓司君) はい。
- ○議長(安部 **重助君**) そしたら、資料のほうを後ほど提供願います。 ほかにございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) ないようでございましたら、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

〇議長(安部 重助君) 討論ないようでございますので、討論を終結します。 第102 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の 方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(安部 重助君) 起立多数、全員であります。よって、第102号議案は、原案 のとおり可決しました。

日程第10 第103号議案

〇議長(安部 重助君) 日程第10、第103号議案、神河町特別会計条例及び神河町 老人訪問看護事業特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例制定の件を議題とし ます。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長(山名 宗悟君) 第103号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げ

ます。

本議案は、神河町特別会計条例及び神河町老人訪問看護事業特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定の件でございます。

かんざき訪問看護ステーションにおけます訪問看護事業につきましては、老人保健法に基づき平成6年4月1日に開設し、また、平成12年度からは介護保険法と健康保険法により、訪問看護事業が展開されております。

近年、かんざき訪問看護ステーションでは、65歳未満の方への訪問も実施するよう になっていることから、今回、会計名の「老人」を削除するものでございます。

神河町特別会計条例では、第1条第6号を、また神河町老人訪問看護事業特別会計財 政調整基金条例では、題名、第1条、第2条、第4条及び第5条において、「老人訪問 看護事業」を「訪問看護事業」に改め、平成29年4月1日から施行するものでござい ます。また、経過措置としまして、この改正規定につきましては、平成29年度以降の 予算及び決算について適用し、平成28年度以前の予算及び決算については、なお従前 の例によるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第103号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の 方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(安部 重助君) 起立多数、全員であります。よって、第103号議案は、原案 のとおり可決しました。

日程第11 第104号議案

〇議長(安部 重助君) 日程第11、第104号議案、神河町税条例及び神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第104号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町税条例及び神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の

件でございます。

改正の理由は、所得税法等の一部を改正する法律が公布され、同法第8条による外国 居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴 い、神河町税条例及び神河町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

- ○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。税務課長。
- ○税務課長(和田 正治君) 税務課、和田でございます。それでは、第104号議案に つきまして説明をさせていただきます。

今回の神河町税条例及び神河町国民健康保険税条例の改正につきましては、本年、日本と台湾との間で二重課税や脱税を回避する等の措置を講ずるため、日台民間租税取決めが締結されたことを受け、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が一部改正されましたことに伴います一部改正でございます。なお、ここでいうところの外国とは、政令により台湾のみと指定されております。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。 新旧対照表の1ページから4ページをお願いいたします。第1条による改正、町税条 例の改正でございます。附則第20条の2につきましては、特例適用リスト及び特例適 用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を創設するものでございまして、海外金融機 関等に係る利子所得及び海外株式等に係る配当について分離課税とし、その額に対して 3%の町民税を課するというものでございます。

次に、新旧対照表の4ページから7ページにつきましては、附則第20条の3につきましては、附則第20条の2を新設することに伴います条ずれ及び条ずれに伴います所要の整備をいたしたものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。第2条による改正でございまして、国民健康保険税条例の改正でございます。附則第16項及び第17項につきましては、個人住民税で課税されます特例適用リスト及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものとするものでございます。附則第18項から第20項につきましては、附則第16項及び第17項の新設によります項ずれの整備でございます。

なお、この条例につきましては、平成29年1月1日施行とし、第1条による改正後の町税条例の個人住民税及び第2条による改正後の国民健康保険税条例の規定につきましては、平成29年1月1日から適用といたします。

以上、第104号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

- ○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。 本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。 三谷議員。
- ○議員(9番 三谷 克巳君) 9番、三谷でございます。1点教えてほしいんですが、 先ほど新旧対照表の8ページの分で、国民健康保険税条例の中で、特例適用利子、これ を課税の分に加えるという話がありましたが、神河町において実際この分で国民健康保 険税がふえるという可能性はあるかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。
- ○議長(安部 重助君) 税務課長。
- ○税務課長(和田 正治君) このたびの改正につきましては、台湾国のほうの事業者によりますところの日本国内における所得に対しての課税になってございますので、そういった意味では対象としましては非常に少なかろうと思われますので、影響としましては大変少ないあるいはないという可能性もございます。
- ○議長(安部 重助君) ほかにございますか。
 藤原日順議員。
- ○議員(2番 藤原 日順君) 2番、藤原でございます。先ほどの説明では、日台民間 租税取決めによる外国居住者所得相互免除法の関係でこのようになったということでご ざいます。説明の中でも、台湾のみが対象になるということでございましたけども、プライバシーにかかわるので何ともちょっとお聞きしていいのかどうかわかりませんけども、神河町で該当の分があるのかないのか、該当の方のその辺のところを教えていただければと思います。
- ○議長(安部 重助君) 税務課長。
- ○税務課長(和田 正治君) 今のところそういった精査はちょっとよういたしておりませんけれども、今までの申告等あるいは課税をいたしてまいりました中で、そういった部分の台湾に限ってのそういった所得という部分では、若干把握ができてない部分もありますけれども、恐らくないであろうかなというふうには思っておるところでございます。しかしながら、最近の台湾の企業等の進出も非常に目覚ましいものもございますし、そういった中ではそういった所得が出てくる可能性は今後あるであろうというふうに思っております。以上でございます。
- ○議長(安部 重助君) ほかにございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 **重助君**) ほかないようでございますので、質疑を終結します。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論ないようでございますので、討論を終結します。 第104号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の 方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(安部 重助君) 起立多数、全員であります。よって、第104号議案は、原案 のとおり可決しました。

日程第12 第105号議案

○議長(安部 重助君) 日程第12、第105号議案、神河町地域優良賃貸住宅の設置 及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第105号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

昨年度に中村旧役場跡地に整備しました少子化に対応するための新婚世帯と子育て世帯、いわゆる若者世帯向け賃貸住宅ですが、本年4月から好評につき全て入居いただいておりまして、本年度も引き続き同じく中村旧役場跡地に2棟の若者世帯向け賃貸住宅の建設を進めております。完成は1月末を予定しておりまして、来年3月からの入居に向けて募集を行っておりますが、昨年度整備しました中村団地を中村団地第1期と名称を変更しまして、本年度建設しております団地を中村団地第2期として新たに加えるとともに、附則としまして、入居者募集などの準備行為を追加するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長(安部 重助君) 討論がないようでございますので、討論を終結します。 第105号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の 方は起立願います。

[替成者起立]

○議長(安部 重助君) 起立多数、全員であります。よって、第105号議案は、原案 のとおり可決しました。

日程第13 第106号議案

○議長(安部 重助君) 日程第13、第106号議案、中播北部行政事務組合規約の一

部変更についてを議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第106号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、中播北部行政事務組合規約の一部変更についてでございます。提案の理由は、神河町、市川町及び中播北部行政事務組合との合意事項を地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございまして、主な内容は、事務組合の負担金のうち均等割の取り扱いの変更と、ごみ処理に係る負担金のうち人口割を平成29年度からは投入量割に変更するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、住民生活課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願い いたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長(吉岡 嘉宏君) 住民生活課の吉岡です。それでは、第106号議案の 詳細説明をします。

議案を1枚めくっていただいて、A4横長の新旧対照表をよろしくお願いします。

まず、第3条2号のところの火葬場の運営で、霊柩輸送業務の管理運営につきましては、平成27年度から民間移管したため、このたびのごみ処理関係の改正に合わせ削除するものでございます。

本来ならば27年3月議会に上程すべきところを今回になり、事務がおくれ申しわけ ございませんでした。

次に、新旧対照表の裏面、裏側をごらんになってください。改正前の備考の2のところで、第3条に掲げる事務に要する経費のうち、均等割による負担額は平成17年度から平成27年度までの間、平成17年4月1日現在の組合を組織する地方公共団体数3町に基づいて算出し、神河町の負担額にあっては旧2町、旧神崎町、旧大河内町負担相当額とするとうたってあります。この旧神崎町と旧大河内町の2町分の均等割の取り扱いを、合併後10年たった平成28年に神河町1町として算定されるよう、市川町に協議を持ちかけました。その結果、神河町、市川町、中播北部行政事務組合の3者でこの5月に均等割次期ごみ処理検討委員会を組織し、協議を重ねました。

合意事項としまして、神河町の地方交付税の一本算定に向けた縮減率が平成28年度は10%、平成29年度が30%であるので、それにあわせ神河町の均等割も平成28年度は10%縮減、平成29年度は30%縮減、市川町は逆に平成28年度は10%の増、平成29年度は30%の増ということになりました。なお、28年度の均等割の精算は3月に行う予定でございます。平成30年度からは、神河町と市川町で1対1の割

合になります。

また、新旧対照表の改正後の備考2のところでございますが、ごみの減量化を促し、 循環型社会の形成に努める必要があるということを両町で協議、合意しまして、ごみ処 理に係る負担金のうち人口割を投入量割に平成29年度から変更します。

最後に、別表中、第3条第2項に掲げる事務、つまり斎場運営に要する経費のところでございますが、これまで人口割の基礎数値を最近の国勢調査人口としておりましたものを、前年末住民基本台帳人口に改めてごみ処理の人口割の基礎数値と合わせました。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

松山議員。

- ○議員(8番 松山 陽子君) 8番、松山です。人口割から投入量割に変わるということなんですが、この投入量については、ステーションに置かれたごみの回収をされたごみの量なのか、それとあとは持ち込みのごみのこともありますので、どの量を基本とされるのか教えていただきたいと思います。
- 〇議長(安部 重助君) 住民生活課長。
- ○住民生活課長(吉岡 嘉宏君) その件につきましては、現在調整中でありまして、今週に、あした水曜日、市川町と神河町で北部クリーンセンターへ行きまして、そこで今、松山議員おっしゃられました、どの部分まで投入量割に算定するのかということを、あす協議をしたいと思っております。以上であります。
- ○議長(安部 重助君) ほかにございますか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) ほかないようでございますので、質疑を終結します。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論がないようでございます。討論を終結します。 第106号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の

[替成者起立]

〇議長(安部 重助君) 起立多数、全員であります。よって、第106号議案は、原案 のとおり可決しました。

日程第14 第107号議案

方は起立願います。

〇議長(安部 重助君) 日程第14、第107号議案、神河町公の施設(神河町観光交流センター)の指定管理者指定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第107号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公の施設(神河町観光交流センター)の指定管理者指定の件でございます。

神河町観光交流センターの指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の 2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者を神河町観光協会とし、指定の期間は平成29年4月1日から、平成32年3月31日の3年間とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、地域振興課観光振興特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

地域振興課観光振興特命参事。

〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 観光施設の指定管理者の選定に つきましては、平成27年度から平成28年度に整備いたしました神河町観光施設保全 活用整備計画をもとに、神河町公共施設等総合管理計画と整合性を図り、その方針に基 づき、平成29年4月1日から指定管理者を選定したものです。

選定方法につきましては、公募によるものと公募でないものがございます。神河町観光交流センターにつきましては、施設目的がJR利用者やバス利用者ほかの観光案内と観光施設情報の発信、お土産の販売、観光訪問者と地元住民との交流等が主な目的であり、町観光協会が運営管理するのが一番適切であると同施設の整備時より神河町観光協会に指定管理者をお願いしてきた経緯がございます。また、神河町観光施設保全活用整備計画におきましても、特命型指定管理という方針になっております。そこで、このたびも指定管理者条例第1条の規定によりまして、神河町観光交流センターの指定管理者は神河町観光協会を指定するものでございます。

以上が観光交流センターの指定管理者の指定についての説明といたします。よろしく 御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。藤原資広議員。

〇議員(5番 藤原 資広君) 5番、藤原です。基本協定なり年度協定書につきましては、ほかの施設皆同じパターンで多分されていると思います。営業収入が1,000万未満、1,000万以上、1億ということで、備品も、それから修繕につきましても、その比率に合わせて全部10万とか、30万とか、30万とか、多分607方されていると思うんですけども、その修繕工事07件ということですけど、要はこれ修繕工事07 かこの例

えば10万とか、10万という形でよろしいんですね。

- ○議長(安部 重助君) 地域振興課観光振興特命参事。
- 〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 山下でございます。今、資広議員さんがおっしゃったとおりでございます。
- ○議長(安部 重助君) ほかございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) ほかないようでございますので、質疑を終結します。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第107号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の 方は起立願います。

[替成者起立]

○議長(安部 重助君) 起立多数、全員であります。よって、第107号議案は、原案 のとおり可決しました。

日程第15 第108号議案

〇議長(安部 重助君) 日程第15、第108号議案、神河町公の施設(新田ふるさと村)の指定管理者指定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第108号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公の施設(新田ふるさと村)の指定管理者指定の件でございます。 新田ふるさと村の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項 の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者を株式会社 Dreamaway とし、指定の期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日の 5 年間とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、地域振興課観光振興特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

地域振興課観光振興特命参事。

〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 先ほどの指定管理者の施設と同様に、当該施設につきましても神河町観光施設保全活用整備計画をもとに、指定管理者を選定したものでございます。

選定方法につきましては、公募によるものと公募でないものがございますが、この施 設につきましては公募でございます。

新田ふるさと村につきましては、10月12日から11月8日まで募集を行いまして、現場説明は10月の17日から19日にかけて行いました。書類提出を11月4日から11月8日とし、事前に書類審査を行い、申請書類を提出された4業者からのプレゼンテーションを11月16日受けました。審査につきましては、神河町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び規則、神河町指定管理者選定委員会要綱により、10名から成る神河町指定管理者選定委員会、それから構成委員は役場関係者含め学識経験者5名により総合評価方式により実施され、1社のみの応募でございましても委員は10名の合計点が600点を超えることを条件として定め、複数の場合は審査員10名の合計点数が一番高い得点者を指定管理者として選定し、次に点数の高い者を次点といたしました。なお、プレゼンテーションにおきましては、1団体につき15分間の提案説明と、15分の質疑時間を設け、各委員様による真剣な審査が行われ、平成28年11月16日付で同委員会から町長宛てに答申されました。

答申内容は、先ほど委員長報告にありましたが、今回、本委員会において諮問された公の指定管理者候補の選定に当たり、私たち委員一同はこの委員会が形式的に進められることなく、多方面からの審査に努め、公平かつ適正に指定管理者の候補者を選定するよう特に留意することとしました。審査基準に基づき、申請団体から提出のあった事業計画書及び収支計画書の内容、申請団体からのプレゼンテーションを受けた結果、最優秀提案者及び次点の者を次のとおり委員の一致をもって決定いたしました。

答申内容決定の観点及び理由につきましては、このたびの委員会は、神河町公共施設等総合管理計画、神河町観光施設保全活用整備計画に基づき、施設の設置目的を最大限に生かし、施設の平等な利用とサービス向上、さらに地域との連携も考慮し、安全かつ適正に管理運営することができるかどうかについて、幅広い視点から総合的な判断が求められたところでございます。審査項目によっては、その採点の結果による最優秀提案者及び次点の者の選定は委員全員の審査の結果であり、指定管理者としてふさわしいと判断したものでございます。

これを受けて、新田ふるさと村の指定管理者は、株式会社 Dreamaway を指定するものです。

以上が新田ふるさと村についての指定管理者の選定に至る説明といたします。よろし く御審議のほどお願いします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。藤原資広議員。

○議員(5番 藤原 資広君) 5番、藤原です。そしたら4点ばかりになるかと思いますけど、ちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

今度、新田ふるさと村につきましては、桜華園と一緒に地元の管理組合で開村当時からずっと運営されているんですけども、今回は新田ふるさと村だけが公募になりました。ほかの施設につきましては、一斉やったんですけども、新田ふるさと村だけはちょっとおくれてなったと思うんですけど、ちょっとおくれた理由と、今言いましたように桜華園との取り扱いの差についてちょっと説明をしていただきたいと思います。

2点目なんですけども、今までの3年から、今度は5年という長い期間になります。 当然次回引き続いて法人が引き受けていただければいいんですけども、場合によれば変 更されることも当然あり得る場合があろうかと思います。それを今まで地元でお世話に なっていたものを今回切りかえるわけですけども、再度もしぐあいが悪くなって、もし もとに戻ろうとしてもいろいろな問題があろうかと思います。公募することによるデメ リットとメリットを多分分析されていると思うんですけども、それについてちょっと教 えていただきたいと思います。

あと、最後の点なんですけども、観光施設の約半数は中心部から一番遠隔地にあると思います。新田にしたって、峰山、砥峰、ヨーデルにしても一番端っこにあるんですけども、当然当時開設した目的につきましては、それぞれ地域の活性化なりバランスのとれた町の発展を願っての施設の設置だったと思うんですけども、今後地元からいわゆる企業に変えていこうとされているんですけども、そういう遠隔地域の活性化に向けて町としてはどういう考え方で取り組んでいかれようとしているのか、その4点についてちょっと説明をいただきたいと思います。

- ○議長(安部 重助君) 地域振興課観光振興特命参事。
- 〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 山下でございます。新田ふるさと村の公募がおくれた原因は、もともとの負担金、その部分についての額がなかなか確定しなかったために、その分で地元との調整に少しお時間をいただきましたということでございます。

それから、桜華園との差ですよね。なぜ片方は特命型にして、片方は公募にしたかということは、基本的に新田ふるさと村については収支いうか、利益を追求するというか、そういうふうな点が非常に大きくございます。そんな中で桜華園についてはいろんな過去の経緯がございましたいうとこら辺で、今回はさきの議会でもって特命型にさせていただきました。しかし、次の指定管理者期間の選定については、また再度検討いたしたいというふうに思います。

それから、遠隔地の部分についてなんですけども、町内多くの施設がございます。ということで、その中で非常に今、連携をとった取り組みをされていますいうことで、町内滞留型の観光を目指すということで、今ある施設につきまして有効な活用を考えています。

新田ふるさと村について、例えば今後、期間が満了になった場合どうするのかという ことでございます。今回、本当に新田ふるさと村さんにつきましては、何回も協議をさ せていただきました。その中で非常に高齢化も進んでおられるということで、続けてやりたいという部分と、そうでないというお話も、いろいろあるというお話を聞きました。その中で、今回それぞれの施設を管理したいという方々は一緒に、その地区と一緒になっていろんなことをやりたいというふうなことをおっしゃっておられますので、その分について今後もできる限りこの施設については、今まで雇用されていた部分については、希望者についてはその再雇用したいというふうなことも言われています。そういう関係で、地域と今回受けていただける予定のDreamawayさんと、その良好な関係でもって今後は施設運営がされるものと思います。それで、例えばその先に、要はまたそのDreamawayが何らかの関係でおかしくというか、経営がしにくくなった場合は再度募集という格好になろうかというふうに思います。また、あの施設については、大変魅力がある施設というふうに思っておりますので、今回も他の施設についても多くの企業がやりたいというふうなことを言われておりましたので、非常に魅力ある施設となっておりますから、次についてもしDreamawayさんが支障が来したときでも公募はあるものというふうに思っております。

公募のメリットとデメリットにつきましては、やはり今回、旧大河内、旧神崎町と若干の経緯が違っています。その中で、旧大河内町についてはほとんどが公募でやってまいりました。それから、旧神崎町につきましてはそれぞれの経緯の中で特命型が多いということで、やはり何年か後に再度公募もしくは一旦区切りがあるということにつきまして、その意識改革といいますか、また新たな試みとか、そういう面で、やる気をお願いするとかいう面で非常にメリットがあると思います。

それから、また新しい業者が入ることによって、これまでにないいろんな企画提案がなされるということで、将来に向けてはいい方向に進んでいくのではないかなというふうに思います。公募でないデメリットいうのは、例えばそれが地元と全く関係がないような運営の仕方をされるというのはあろうかと思いますが、今回応募されたそれぞれの業者さんは、地元と一緒に考えて行動したい、また地元が潤うような施設に持っていきたいというふうにおっしゃっておられましたので、その部分については問題ないかなというふうに考えます。

- ○議長(安部 重助君) 藤原資広議員。
- 〇議員(5番 藤原 資広君) 5番、藤原です。そしたら、共同事業体というようなイメージで、Dreamawayさんは思っておられるという意味合いなんでしょうか。
- ○議長(安部 重助君) 地域振興課観光振興特命参事。
- ○地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) このたびのその募集に当たりましては、Dreamawayさんも手を挙げたいと当初から言っておられまして、地元との調整を図れればいいですねという役場からのお話もありましたが、なかなかいろんな部分で調整が難しかったわけです。ただ、それを共同企業体というよりも、やはりDreamawayさんが主体的に運営されて、その中で村と仲よくできる部分、一緒に

やれる部分いうことで探っていくという格好になろうかと思います。

○議長(安部 重助君) ほかにございますか。ほかございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) ほかないようでございますので、質疑を終結します。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

〇議長(安部 重助君) 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第108号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の 方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(安部 重助君) 起立多数であります。よって、第108号議案は、原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開を2時30分といたします。

午後2時14分休憩

午後2時30分再開

○議長(安部 重助君) 再開します。

日程第16 第109号議案

〇議長(安部 重助君) それでは、日程第16、第109号議案、神河町公の施設(神崎いこいの村「グリーンエコー笠形」)の指定管理者指定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第109号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公の施設(神崎いこいの村「グリーンエコー笠形」)の指定管理者 の指定の件でございます。

神崎いこいの村「グリーンエコー笠形」の指定管理者の指定につきまして、地方自治 法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者を神姫バスグループ共同事業体とし、指定の期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日の5年間とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、地域振興課観光振興特命参事から御説明いたしますので、よろし く御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

地域振興課観光振興特命参事。

〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 地域振興課、山下でございます。神崎いこいの村「グリーンエコー笠形」につきましても、神河町観光施設保全活用整備計画におきまして公募となっておりましたので、公募をさせていただきました。10月3日から10月31日まで募集を行い、現場説明は10月の18日に実施、書類提出を10月の27日から10月の31日とし、事前に書類審査を行い、申請書類を提出され、1業者からのプレゼンテーションを10月15日に受けました。結果としては、1業者のみとなりました。

審査につきましては、先ほどの内容と一緒で、1社であっても委員10名の合計得点が600点を超えることを条件と定めておりましたので、プレゼンテーションを受け、15分の質疑を行いました。審査、答申内容並びに答申内容決定の3点及び理由は、先ほど申し上げました施設と同様でございます。これを受けまして、神崎いこいの村「グリーンエコー笠形」の指定管理者は神姫バスグループの共同事業体を指定するものでございます。

以上が神崎いこいの村「グリーンエコー笠形」の指定管理者の指定についての御説明といたします。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

- 〇議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。 本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。 藤原資広議員。
- ○議員(5番 藤原 資広君) 5番、藤原です。今お世話になっています三セクから、今度新しく神姫バスグループの共同体にかわるわけなんですけど、今の三セクの解散に向けての動きはどうなっているのかということと、資本金多分1,000万だと思うんですけども、あといわゆる解散に伴って返戻というような形も出てこようかと思うんですけども、そこら辺についてどの程度進んでいて、どの程度把握されているのか、ちょっと教えていただければなと思うんですけども、いかがでしょうか。
- ○議長(安部 重助君) 地域振興課観光振興特命参事。
- 〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 山下でございます。現在の第三 セクターにつきましては、約2,000万円の資本金だったと思いますけれども、その部 分につきまして、昨年度決算の状況でいきますと、株主にはお支払いできる帳簿上の価格がございます。ただ、現金についてはそうではないという状況ではございます。そんな中で、この件に関しましては、この観光施設の計画をつくる時点から徐々にホープさん等にはお話をしておりました。それから、取締役会、その場でも協議をしまして、特に異論はございませんでしたので、その旨で進んでまいりましたいうことで、その部分につきましては今後、この新しい指定管理者が決まった段階で、今後清算手続に入っていきたいというふうに思います。
- ○議長(安部 重助君) ほかにございますか。 山下議員。

- ○議員(3番 山下 皓司君) 3番、山下です。グリーンエコー笠形につきましては、建設したときに合併特例債を充当して、そしていわゆる30%の一般財源に相当する分は町のほうに繰り入れするということでずっとやってきておりました。それで27年度決算でもその実績があるんですね。それが1つと、それからもう一つは、あそこの浄化槽の維持管理費いうんですか、いわゆるそれに要した費用の幾らかをずっと一般会計のほうに繰り出し、いわゆる町ではそれは雑入扱いになっておったんですね。その数字が今ちょっとここで年度協定書の中の納付金というのが461万6,000円、事前にもらった資料ではその内訳は施設の使用料が400万円で、周辺土地借りているところの使用料が61万6,000円ということが説明されているんですが、この額とのほかに従来どおりグリーンエコー笠形の起債償還の分と、それから浄化槽の維持管理の一部負担というのは継続されるんでしょうか、その辺についてお尋ねをいたします。
- ○議長(安部 重助君) 地域振興課観光振興特命参事。
- 〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 地域振興課、山下でございます。この分につきましては、その協定内容どおり履行されます。この部分につきましては、まだあと13年間ほど償還していただかなければならないので、そのことについては今度ホープさんですかね、この共同グループですね、神姫バスグループ共同事業体様のほうでも十分協議を詰めておりますので、そういうふうに持っていきたいというふうに思っています。
- 〇議長(安部 重助君) 山下議員。
- 〇議員(3番 山下 皓司君) 3番、山下です。いわゆる私が言いました起債償還相当額と、それから浄化槽の管理費の一部負担いうんですか、そういったことは、その方向で今後協議するという形で確認させていただいてよろしいですか。
- ○議長(安部 重助君) 地域振興課観光振興特命参事。
- 〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) はい、そのとおりでございます。
- ○議長(安部 重助君) ほかにございますか。

藤原資広議員。

- 〇議員(5番 藤原 資広君) 5番、藤原です。先ほど山下議員が質問された件なんで すけど、それは条項としてうたわなくてもいいという考え方なんでしょうか。
- ○議長(安部 重助君) 地域振興課観光振興特命参事。
- 〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 山下でございます。400万円 と、それから61万6,000円、この部分についてはうたい込んでありますが、詳細に つきまして今後、さまざまな条件がまだ出てこようかと思います。そういう部分につきましては、覚書等で何らかの確認を図りたいというふうに考えております。
- ○議長(安部 重助君) ほかにございますか。ございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論がないようでございますので、討論を終結します。

第109号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(安部 重助君) 起立多数、全員であります。よって、第109号議案は、原案 のとおり可決しました。

日程第17 第110号議案

〇議長(安部 **重助君**) 日程第17、第110号議案、神河町公の施設(神河町グリーンエコー笠形体育施設)の指定管理者指定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第110号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公の施設(神河町グリーンエコー笠形体育施設)の指定管理者の指定の件でございます。

神河町グリーンエコー笠形体育施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者を神姫バスグループ共同事業体とし、指定の期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日の5年間とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、地域振興課観光振興特命参事から御説明いたしますので、よろ しく御審議をお願いします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

地域振興課観光振興特命参事。

〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 山下でございます。当該施設に つきましても、神河町観光施設保全活用整備計画をもとに進められました公募によるも のでございます。神河町グリーンエコー笠形体育施設につきましては、条例上は独立し ておりますが、現場では神崎いこいの村、グリーンエコー笠形と一体的管理となってお りますので、当施設と同一業者による管理を前提に公募いたしました。公募、現地説明、 審査等につきましては、第109号議案と同様でございます。これを受けて、神河町グ リーンエコー笠形体育施設の指定管理者は、神姫バスグループ共同事業体を指定するも のでございます。

以上が神河町グリーンエコー笠形体育施設の指定管理者の指定についての説明といた

します。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

三谷議員。

- 〇議員(9番 三谷 克巳君) 9番、三谷でございます。 1 点お尋ねをしたいと思います。それは備品購入に当たる例の補修なりの単価、それから修繕の単価、これは多分、朝の産業建設常任委員長の報告なり、山下特命参事の説明の中では、これは収入に応じてその金額を分けましたということで、 1,000 万円未満は 10 万円、それから 1,00 万から 1 億円までは 30 万円、 1 億円を超えますと 60 万円という、そういう区分をしましたという理解でいいのかどうか、まず 1 点目はそれをお尋ねしたいと思います。
- ○議長(安部 重助君) 地域振興課観光振興特命参事。
- 〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) そのとおりでございます。
- ○議長(安部 重助君) 三谷議員。
- ○議員(9番 三谷 克巳君) 9番、三谷です。そういう中、このグリーンエコー笠形の体育館の1年間の売り上げは、朝の産建委員長の報告ですと、1%に相当する分からの話でしたんで、これから逆算しますと年間300万円余りほどの収入になるんですね。となれば、先ほど言いました負担金については10万円が相当やと思うんですが、基本協定の11条でしたか、11条なり12条を見ますと、これは60万円と設定してありますのでね、この辺は10万円に訂正すべきでないかと思うんですが、この辺の考え方についてお尋ねをしたいんです。
- ○議長(安部 重助君) 地域振興課観光振興特命参事。
- 〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) そのとおりでございまして、その部分については、これは体育施設でございますので、今回のグリーンエコー笠形体育施設につきましては、営業収入の1%につきましては3万2,000円という格好になります。その分とそれから整合性を合わせますと、その三谷議員さんのおっしゃったとおりかというふうに思います。今後その部分については、ちょっと修正なりを加えていきたいと思います。
- 〇議長(安部 重助君) 三谷議員。
- ○議員(9番 三谷 克巳君) 9番、三谷です。ということは、次の農村環境センターですか、も同じような現象が出てきていますので、やっぱりこの基本協定なり年度別協定は、今回この方法でやるということを決めた分に応じて、一度精査をお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○議長(安部 重助君) 地域振興課観光振興特命参事。
- 〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 今回、今、三谷議員さんのおっしゃられたとおり今回決めました。その整合性に合うように修正いたしたいと思います。
- ○議長(安部 重助君) 修正は要りませんか。

地域振興課観光振興特命参事。

- 〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 山下でございます。その協定書並びに年度協定については、まだ向こうと協定結んでおりませんので、その部分について協定を結ぶ段階で修正をしたいというふうに思います。
- ○議長(安部 重助君) 藤原資広議員。
- 〇議員(5番 藤原 資広君) 5番、藤原です。議会で審議、提案として上げられる以上、変えられるんならこの場で修正してくださいよ。議案で通ったものと、実際契約されるものが違うということ自身がおかしいんですから、この場で修正されるんだったら修正してください。
- ○議長(安部 重助君) ここで暫時休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後2時50分再開

○議長(安部 重助君) 再開します。

ここで地域振興課観光振興特命参事の発言を求めます。

地域振興課参事。

〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 山下でございます。先ほどの件、 三谷さんの御質問に対し、お答えいたします。

先ほどの部分で、それぞれの施設ごとにという私、発言をいたしましたけれども、申しわけありません、理解不足でして、3施設を一体のものとして要は公募、要綱、それから仕様書をいたしておりますので、一体物としてやるということなので、先ほどの条項部分についてはその部分のとおり適用するという格好になります。

- ○議長(安部 重助君) 三谷議員、3回目になっていますけど、特に許します。 どうぞ。
- ○議員(9番 三谷 克巳君) 9番、三谷でございます。たしか募集の際にね、一体物として入っておったということはわかるんです。ならば、スキー場とホテルも一体物で公募されています。ただ、スキー場とホテルはね、30万、60万円って分けてあるんですね。それとの一体という部分の整合性、その説明をお願いしたいと思います。
- ○議長(安部 重助君) 地域振興課観光振興特命参事。
- 〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 山下でございます。その件については、内部協議もいたしました。その中で、スキー場と、それから峰山高原ホテルはそれぞれ独立した施設というふうに考えています。ただ、それは、その部分、一体的に管理運営していったほうが適切であろうというふうな判断でございます。

それからもう一つ、グリーンエコー笠形体育施設と、それから改善センターにつきましては、あくまでも附帯施設であるというふうな認識で統一したという格好でございます。

- 〇議長(安部 重助君) 関連で、ほかの議員から何かありますか。 町長。
- ○町長(山名 宗悟君) 私のほうから少し補足をさせていただきたいというふうに思います。

グリーンエコー笠形につきましては、通称名がグリーンエコー笠形でございますが、 年度協定書等のこの契約からいけば、神崎いこいの村、そしてグリーンエコー笠形とい うのがあの施設の名称となっております。その神崎いこいの村グリーンエコー笠形の中 にグリーンエコー笠形の宿泊棟があり、またコテージもあり、さらに農村環境改善セン ターもあって、体育施設もあるという、こういうことでございますので、契約としては 神崎いこいの村グリーンエコー笠形という中で公募をかけさせていただいたというふう に御理解いただければというふうに思います。

- ○議長(安部 重助君) 今の町長の答弁でよろしいですか、説明で。中身的には間違ってないという説明があったわけなんですけども。
 藤原資広議員。
- ○議員(5番 藤原 資広君) 5番、藤原です。一番担当課である特命参事のほうの先ほどの答弁は、いやいや、三谷議員がおっしゃるとおりですと言われていて、ほかの方はまた訂正するのもおかしな話やし、本当担当課としてどんな認識でいわゆる事務に当たっておられるのか、逆にそれを疑いたくなるんですけれども、どういう解釈のもとで、もう一遍お伺いいたします。その違いをはっきり言ってください。
- ○議長(安部 重助君) 地域振興課観光振興特命参事。
- 〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 山下でございます。大変認識不足、課員との協議その他甘くございまして、その点申しわけございませんでした。先ほど申し上げましたとおり、いこいの村グリーンエコー笠形と体育施設、改善センターについては一体物であるという考えのもとに公募、仕様書等いたしました。
- ○議長(安部 重助君) ほかよろしいですか。質疑を終結してもよろしいですか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(安部 重助君) 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

〇議長(安部 重助君) 討論ないようでございますので、討論を終結します。 第110 号議案を採決します。本議案については、原案のとおり可決することに賛成 の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(安部 重助君) 起立多数、全員であります。よって、第110号議案は、原案 のとおり可決されました。

日程第18 第111号議案

〇議長(安部 重助君) 日程第18、第111号議案、神河町公の施設(神河町農村環境改善センター)の指定管理者指定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第111号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公の施設(神河町農村環境改善センター)の指定管理者指定の件でございます。

神河町農村環境改善センターの指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244 条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者を神姫バスグループ共同事業体とし、指定の期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日の5年間とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、地域振興課観光振興特命参事から御説明いたしますので、よろ しく御審議をお願いします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

地域振興課観光振興特命参事。

〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 地域振興課、山下でございます。この分につきましても、先ほど来御説明申し上げましたとおり、神河町観光施設保全計画、整備計画をもとに公募を行いました。その結果、グリーンエコー笠形の部分と同じでございますね、そういうことで条例上は独立しておりますが、現場ではいこいの村グリーンエコー笠形と一体的管理となっておりますので、当施設と同一業者による管理を前提といたしまして公募いたしました。

公募、それから現場説明、審査等については、第109号議案と同様でございます。 これを受けまして、神河町農村環境改善センターの指定管理者は神姫バスグループ共同 事業体に指定するものでございます。

以上が神河町農村環境改善センターの指定管理者の指定についての御説明といたします。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤森議員。

- 〇議員(6番 藤森 正晴君) 6番、藤森です。さっきの体育館のときも思ったんです けど、今回の年度協定書の管理料が、前回3年前は350万から、今回60万というこ とで10万アップいうことは、これは消費税アップという解釈でいいんですか。
- 〇議長(安部 重助君) 地域振興課観光振興特命参事。

- 〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) そのとおりでございます。
- ○議長(安部 重助君) ほかにございますか。
 松山議員。
- ○議員(8番 松山 陽子君) 8番、松山です。この農村環境改善センター、それから グリーンエコーとは一体のものとして考えるということなんですが、その備品の扱いに ついては60万という一律的な考え方なんですが、そうなると、指定管理料の扱いにつ いては、どういうふうな考え方で金額を分けられているのか、ちょっと私はもう一つぴ んとこないんで、教えていただきたいと思います。
- ○議長(安部 重助君) 地域振興課観光振興特命参事。
- 〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 地域振興課、山下でございます。 これまで観光環境改善センター、それから改善センターにつきましては、電気代その他 必要限度の額をずっと維持管理料として払いました。なので、特別な事情とか、そうい うのではなくて、最低限必要な部分について指定管理料としているというふうにお考え いただいて結構かなと思います。
- ○議長(安部 重助君) ほかにございますか。ほかございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) ないようでございますので、質疑を終結します。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第111号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の 方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(安部 重助君) 起立多数、全員であります。よって、第111号議案は、原案 のとおり可決しました。

日程第19 第112号議案

〇議長(安部 **重助君**) 日程第19、第112号議案、神河町公の施設(神崎木工芸センター「かんざきピノキオ館」)の指定管理者指定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第112号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公の施設(神崎木工芸センター「かんざきピノキオ館」)の指定管 理者指定の件でございます。

神崎木工芸センター「かんざきピノキオ館」の指定管理者の指定につきまして、地方

自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。 指定管理者を株式会社山田営農とし、指定の期間は平成29年4月1日から平成34 年3月31日の5年間とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、地域振興課観光振興特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

地域振興課観光振興特命参事。

〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 地域振興課、山下でございます。この部分につきましても、観光施設保全活用整備計画をもとに公募した結果、1社のみでございました。その中で、その600点以上を超えたということでございまして、答申内容、それから答申内容決定の観点及び理由等につきましても、前回と同様でございまして、これらを受けましてかんざきピノキオ館の指定管理者は株式会社山田営農さんを指定するものです。

以上が神崎木工芸センター「かんざきピノキオ館」の指定管理者の指定についての説明といたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤森議員。

- ○議員(6番 藤森 正晴君) 6番、藤森です。年間協定の先ほどの指定管理料なんですが、消費税アップでという答弁でありました。今回、このピノキオ館において300万ということで前回と同じ金額ということは、消費税は上がってなかったんですか、どうなんですか、この金額はよろしいんですか、プラス消費税になるんと違うんですか。
- ○議長(安部 重助君) 地域振興課観光振興特命参事。
- ○地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 申しわけございません。この分 につきまして、少し私のほうで完全な把握をしておりません。少しお時間いただけませんでしょうか。
- 〇議長(安部 重助君) 総務課長。
- ○総務課長(日和 哲朗君) 総務課、日和でございます。指定管理者における指定管理料につきましては、我々が公募させていただいたときに、応募事業者さんからの提案内容があった金額でございまして、それに基づいて総合的に審査をさせていただきましたので、その際に提案を受けた金額が、このたびの指定管理者指定の件のこの提案内容の中で記載をされているということでございます。以上です。
- ○議長(安部 重助君) 今、総務課長が説明ありましたけれども、先ほどの藤森議員の 111号議案の中での答弁と若干違うように思うんですけど、これはどういうふうに解 釈されていますか。

総務課長。

- ○総務課長(日和 哲朗君) 日和でございます。先ほどの111号議案の藤森議員の御質問に対しての山下観光振興特命参事の答弁については、少し誤りがありますので撤回をさせていただいて、私が先ほど答弁をさせていただいた内容で御理解をいただきたいと思います。以上です。
- ○議長(安部 重助君) 藤森議員。
- ○議員(6番 藤森 正晴君) 藤森です。ということは、応募者が300万という金額を出しておるからということで、ここの年間協定書の下の括弧の中には、消費税を含むという形が書いてあるんですけれど、そこらは申し込みの業者が認識をされてしておると思うんですけど、先ほどのグリーンエコー等については、その分をしっかり踏まえた上での申し込みというように解釈するんですけど、それでよろしいんですか。
- ○議長(安部 重助君) 総務課長。
- ○総務課長(日和 哲朗君) 日和でございます。そのとおりで結構です。
- 〇議長(安部 **重助君**) ここで地域振興課観光振興特命参事に修正、訂正の発言を許します、111号議案について。
- 〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) たびたびの修正申しわけありません。地域振興課、山下でございます。指定管理者のその応募されてきた金額で、その部分が含まれている金額ということでございます。
- ○議長(安部 重助君) ということで、第111号議案についての藤森議員についての 答弁は訂正をさせていただきますので、御了解願います。

続いて、112号議案についての質疑を受けます。ほか質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

〇議長(安部 **重助君**) 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論がないようでございますので、討論を終結します。 第112号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の 方は起立願います。

[替成者起立]

〇議長(安部 重助君) 起立多数、全員であります。よって、第112号議案は、原案 のとおり可決しました。

日程第20 第113号議案

○議長(安部 重助君) 日程第20、第113号議案、神河町公の施設(神崎農村公園「ヨーデルの森」)の指定管理者指定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長(山名 宗悟君) 第113号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げ ます

本議案は、神河町公の施設(神崎農村公園「ヨーデルの森」)の指定管理者指定の件でございます。

神崎農村公園「ヨーデルの森」の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者をパーク・コミュニティ・猪篠共同事業体とし、指定の期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日の5年間とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、地域振興課観光振興特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 当該施設につきましても、神河 町観光施設保全活用整備計画をもとに公募いたしたものでございますが、今回ヨーデル の森については、1業者のみの提案でございました。ヨーデルの森につきましては、公 募となっておりましたいうことで、10月3日から10月31日まで募集を行い、現場 説明は10月の18日に実施し、書類提出、10月27日から10月31日とし、事前 審査の書類審査を行い、申請書類を提出された事業者のみのプレゼンテーションでした が、中身を十分に精査いたしたわけでございます。

答申の内容、それから答申内容決定の観点及び理由につきましては、先ほど来述べているとおりでございます。ただ、今回、違うことにつきましては、神崎農村公園「ヨーデルの森」の指定管理者につきましては、パーク・コミュニティ・猪篠共同事業体ということで、地元と一体となって施設を盛り上げたいということで提案を出しましたものですから、その部分について指定するものでございます。

以上が神崎農村公園ヨーデルの森の指定管理者の指定についての説明といたします。 よろしく御審議のほどお願いします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原裕和議員。

○議員(1番 藤原 裕和君) 説明をしていただいたのですけれども、猪篠区がこのクラウデイトですか、一緒になってやるということなんですけれども、そこら辺のもう少し踏み込んだ部分の今までにない形を地元の方とやられるようでございますので、そこら辺の詳しい説明と、それから先ほどの委員長報告でもしましたとおり、指定管理料が新たにこういう金額が発生しておるんですけども、そこら辺についての物の考え方と、

その算定のどういう部分、一旦指定管理料をつけたら、延々となかなか減らすことができないんですけれども、そこら辺についての物の考え方をお伺いをいたします。

- ○議長(安部 重助君) 地域振興課観光振興特命参事。
- ○地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 地域振興課、山下でございます。 今回の猪篠区との共同という意味合いですけれども、地元ではあじさいまつり等をやられていて、それをもっと大々的にやりたいいうことと、それからそのお客さんもヨーデルの森と取り込んでやるとか、そういうふうなそれぞれの、またそれからあの一帯を一つのヨーデルの公園だけではなく、区全体を一緒の格好でお客さんを取り込みたいと、そういう思いがあるから今回こういう形をとらせていただきましたというお話を受けました。

それから、今回なるほどその前回は指定管理料はゼロだったんですけれども、今回、厳しい規定、1%の修繕費とか、それから備品とか取り扱いを前回よりもちょっとアップをさせていただいています。そんな関係で、どうしてもそれをいきますと赤字になってしまうという格好で、収支予算を立てられた中でこの金額についてどうしても必要であるということを言われた提案を採用いたしております。ただしながら、その売り上げのパーセンテージ、その他からいきますと、一旦は町からは指定管理料をお支払いしますけれども、その修繕費等、1%こちらのほうに入ってきますので、その分についてはペイもしくは若干のプラスになるかなというふうなことを考えております。

- ○議長(安部 重助君) 藤原裕和議員。
- 〇議員(1番 藤原 裕和君) 指定管理料をね、なしでやっていただきたいと思うんで すけれども、どうでしょうか。
- ○議長(安部 重助君) 地域振興課観光振興特命参事。
- 〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 今回の部分でございますが、審査委員会で審査された結果でございます。その結果、答申案として町長に答申されて、その部分について皆様の前に提出させていただいております。ただ、その中で、今回はこの部分について5年間という格好が考えられます。その中で営業、経営状態がよくなっていけば、またその検討の余地はあるかなというふうに思いますが、その分について今回これを採用したということでございますので、180万円の指定管理料は必要かというふうに考えております。
- 〇議長(安部 重助君) 谷口町参事。
- ○町参事(谷口 勝則君) 総務課、谷口でございます。この選考に当たりまして、私も 審査員として出席したわけでございます。その中で、今までは指定管理料はございませんでした。でも、一方で売り上げの1%を納付していただく、それを観光施設全体とし修繕費に充てていくということを考えた場合に、その収益分と指定管理料、そして当日プレゼンテーションを聞いた中身、また提出された書類を総合的に判断しましたら、指定管理料180万円の提案はやむなしということで評価をさせていただきました。以上

でございます。

- ○議長(安部 重助君) 藤原裕和議員。
- ○議員(1番 藤原 裕和君) 数年前から特別、ヨーデルの森の施設の老朽化に伴いまして修繕費が多くの、多額の修繕費がかかっておる、ほかの施設よりも特別多いんではないかという思いで質問をしておるんですけれども、それからまた一昨年ですか、下水の、汚水の終末処理場の件もございました。猪篠区とかかわり合いを持つということは重要なんですけれども、やはり大きなお金がこのヨーデルの修繕費にかかっておるんでね、今までに、まだまだかかる結構古い建物にもなってきておるんじゃないかということで、できるだけ企業努力によってこういう指定管理料のない形でやっていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。
- ○議長(安部 重助君) 地域振興課観光振興特命参事。
- 〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 地域振興課、山下でございます。 御指摘のとおり、多くの修繕費を出費してきました。しかしながら、入り込み客数とい う点で大きく神河町の観光入り込み者数に貢献されておられます。いうとこで、その部 分は非常に大切かなというふうに思います。ただ、しかしながら、他の施設との均衡と いう部分もございますので、できるだけ経営をよくしていただいて、その部分が少しず つでも減っていって、最終的にゼロを目指せるレベルにまで持っていっていきたいなと いう、そういう思いはございます。
- ○議長(安部 重助君) ほかにございますか。山下議員。
- ○議員(3番 山下 皓司君) 3番、山下です。この観光施設保全活用整備計画のときでも話をしたんですが、要はこの入園料ですね、これは今ちょっと1番議員からあったことにも関連してくるんですが、この入園料、町民無料ということが、これは私、何回目の意見になるんかわかりませんが、質問から外れたらお許しください。要は、なぜこの町民無料なんかいうことで何回か議論したんですけども、仮にこの部分が町民の皆さんから、これは公の施設ですからね。公の施設を使う場合には、いわゆる応分の負担というのは、これは原則になっておるんです、社会教育施設でも、社会体育施設全てね。それが欠けているという中から、そこに私、原点があるんですけれども、やっぱり受益を受ける人から応分の負担をもらうという形をとると。そして今、1,030円ですね、大人の場合、これが仮に何人かちょっと町民わかりませんけれども、その人たちにいわゆる公の施設を守っていくんだという観点から入園料をもらうということになると、180万円が限りなくゼロに近づくというように私は思っておるんですね。ですから、ちょっとお尋ねするんですが、今回のこの10名の方の中でそういった議論されましたか、それをちょっと教えてください。
- ○議長(安部 重助君) 地域振興課観光振興特命参事。
- 〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 私につきましては、直接その審

査員の中には入っておりません。申しわけございません、その部分については総務課長 のほうから答弁します。

- ○議長(安部 重助君) 申しわけございません。
 総務課長。
- ○総務課長(日和 哲朗君) 総務課、日和でございます。私も審査員の一人でございました。指定管理料が180万円ということで上がっておりましたので、御質問をさせていただきました。ヨーデルの森につきましては、先ほど来話があるとおり、町内観光施設の中でかなり誘客もされております。他施設との連携も十分に行われているという施設の中で、かなり評価をしていたところがこういう形だったということですが、本来あるべき姿ということで考えますと、地元と企業が一体となって、より共同運営的にやっていくことによって、さらに地域への愛着であったりとか、地域からまたさらに外に向けた広がりが出てこようかというふうに考えております。そういう意味において、このたびの共同体での申請は、私は理想的な形だと個人的には思っておりますということで、まず前置きをさせていただきました。

その上で、これまでの取り組みも評価もした上で、なぜ指定管理料が上がってきたのかと。地元区にもう大変失礼な御質問ですけれども、この指定管理料が地元に還元されるようなことがありますかというような御質問をさせていただきました。それに対しましては、有形、無形という形の中で、地元とは協力をして進めてまいりますということで回答をいただいております。そしてまた、これは多分全ての指定管理事業者さんの思いでもあるかもしれませんが、管理期間が仮に5年ということになりますと、4年ぐらいまでは設備投資をやっていけるんだと。ただ、5年目については、当然6年目以降の契約があるかないかということがわかりませんので、そういった部分においては少しちゅうちょをしてしまうというようなお話もございました。

そしてまた、これまでにかなり自社で多くの投資をやってきたということもお話をされておりました。そういったところから総合的に考えた場合に、私自身は、この指定管理料が妥当だというふうには判断をいたしました。しかしながら、先ほど来、観光振興特命参事がお答えをしておりますとおり、当然指定管理者にはどんどんお客さんを呼び込んでいただいて、地域と一緒になってお金もうけをしていただいて、そしてまた町全体の施設に還元できるように、還元を多くしていただくということが理想でありますので、そういった企業運営を期待をしているというところでございます。以上です。

- 〇議長(安部 重助君) 山下議員。
- ○議員(3番 山下 皓司君) 3番、山下です。私が尋ねておるのはね、180万を減るんちゃうか言うたんは、それはもう外の話でね、要は入園料を今、一般1,030円この設置条例に書いてあるんやね。それで、その金を仮に町民が100人行かれたとしたら、計算できますわね。収入を指定管理者が収益するわけですから、だからそれが収入がふえれば、収支が合いますがね。だから180万という不足する金額が減ってくる、

そういうことが後でつきますけど、私は何を言うとるかいうたら、やはりね、これは公の施設なんです。しかもね、いわゆる市民生活を一定のレベルに持っていくべき基礎的な施設であります社会体育施設ですね。はにおか運動公園とか、それから社会教育施設、これについても応分の負担をもらいますという大きな計画を立ててね、何年か前にそういう改正したんですよ。そのときにも同じこと言うたんですわ。しかし、そのときの答弁は、いや、これは町民無料ということがお客さんを誘客するための物すごく貢献しておりますと、だから続けるんですということやったんですね。

私は、その誘客、収益を上げるための方策はね、いろいろある思うんですわ。これは経営の話なんです。私が言うんは、いわゆる町民公平の原則ということについて全然取り上げてないいうのが実態なんですね。全然と、一時はね、ちょっとそうやねというようなことがあったんやけど、また人がかわると、そんなもんどこへ行ったかわからんというようなことがあるんで、私はこのことが出ると必ず同じこと言うとんですね。それについて、いわゆる私の基本原則でいくならば、少しも、結果的に180万も減るん違いますかとつないだだけであって、私、指定管理料についてね、猪篠区と合致して運営されるからふえた、そんなこと言うとんと違うんですわ。これ非常に望ましい姿ですんでね、いわゆる地域と一緒にやるということに対してはね。今までそれがなぜできなかったんかいうぐらい、今気づくほどすばらしいことだと思うとるんですよ。要は、180万が結果的に私が言うたようなことでいきますと減るしね、結局計算上の話です。減らさんでもよろしいですよ。しかし、今私が言うんは、要はいわゆる公平の原則ということを言うとるんですわ。

だからその辺で、もう次のステップのことはもうこの場はやめますけどね、やはり今いろんな経緯があってこれが無料になっとったいうことはもう理解します、何遍も説明聞いてますんでね。しかし、この時点では、今、町が進めておる行政の基本である公平というところから見ると、この点は十分議論していただきたいというとこでとめますわ、でないとこれは前に行きませんのでね。それについて、まず総務課長、さっき手が挙がりまして、私には指名できませんけど、課長、お願いします。

- ○議長(安部 重助君) 総務課長。
- ○総務課長(日和 哲朗君) 総務課、日和でございます。山下議員がおっしゃるとおり、公の施設である以上、応分の負担を求めていくべきという考え方については十分理解をしております。一方で、収益性の観光施設という部分の中で、現在の利用料金の設定があるというところでございます。他の施設も含めまして、今後、指定管理者にどんどんいい運営をしていただいて、そして誘客をしていただくという意味においては、その運営、先ほども言われました経営の部分に関しましては、町は施設をお貸しはしますけれども、余り大きく立ち入るということはないかというふうには思っております。ただ、一方で、安全管理であるとか、その都度の経営状況のチェックというものについてはしっかりとしていくわけでございますし、そのあたりでは十分に機能としては発揮してい

るのではないかなというふうには感じております。冒頭の公の施設に対する応分の負担 という部分については、しっかりと受けておりますので、御理解いただきたいと思いま す。

○議長(安部 重助君) 総務課長、入園料の無料についての議論がありましたかという ことなんですけど、質問は。

副町長。

○副町長(細岡 重義君) 細岡でございます。今、山下議員が言われましたように、入園料の町民無料につきまして、数年前もいろいろと議論したことがございます。その中で、観光推進協議会というのを設置いたしまして、そういう中でクラウデイトの職員いうんですか、役員さんを呼んでいろいろとその無料化についても議論いたしました。そういう中で、やはり町内の子供たち、町内の町民の方について、子供なんかでしたら子供会とか個人とか学校とかいろいろと来てくれるということで、それをお金を取ることによってやはりもう1回切りというようなことがあるので、再々何回も来ていただいて、中でいろんな食べ物を食べていただいたり、いろんなことをすることによってお金を落としてもらうほうがいいんであるということで、1回で終わるよりも再々来てほしいと、そういう願いで無料をしてるというようなこともございまして、そういう中で損して得とれいうような効果ですね、そういうようなのを聞いて、そのときにはやはり無料でいいんじゃないかなというような結論に達しております。

そういう中で、今回180万という指定管理料ですけども、それについては、1%というようにお金を180万よりも多い金額を1%納付していただきます。そういう中で180万を指定管理料としてお渡ししますけども、差し引きは黒であるということで、今まで地域の活性化ということでクラウデイトについてはいろいろと利益があった分、それぞれ施設の還元をしていただいております。花畑であったり列車であったり、いろんなことについて1,000万とか、そういうような万がつくような金額を還元していただいて、自分のとこが大きくもうけるというようなことではなしに、地域活性化のために努めているというような考えで今まで尽くしていただいておりました。そういう中で、今回1%というような金額の中で180万差し引きして計算すると180万不足するので、何とかそれを今回お願いしたいということで、それがずっと続くということではなくて、一生懸命利益を上げれば指定管理料もなしということになります。そういう中で、今回そういうような提案がございました。

また、猪篠区については、経営面とかそういうことについて収支の分については、それはもう全然クラウデイトが行って、猪篠区についてはいろいろと事業の協力をいただくと、一緒にイベントをやっていくということで、入っていただいているという提案がございました。以上でございます。

- 〇議長(安部 重助君) 山下議員。
- ○議員(3番 山下 皓司君) 3番、山下です。私が言うとんは、町の姿勢を尋ねとん

ですよね。クラウデイトさんが、例えば、この表をつくってますね、ほかも一緒なんで すよ、この一定の町の基本的な方針を定めて、そしてその運営いうんですか、その扱い いうんかわかりませんけども、それは指定管理者に委ねるというのがたくさんあります。 ですから今、副町長が言われたことは、私は何も否定しとるんと違うんです、クラウデ イトさんが悪いとか、そんなん一つも言うとりませんのでね。ましてや、今度は猪篠区 が一緒になって地域合体で取り組んでいこうということになりますと、非常に、いうた ら認知しやすうなるんですね、町民全体から見ますとね。そういうことを評価しながら、 こういう時期ですから、この施設は公の施設なんですからやっぱりもらうべきものはも らう、そしてちょっと昔、前のことは忘れましたんで、最近制定した条例で思い出す書 かれてありますようなスキー場のこともありますね。そこにも、町内とあったかどうか わからんけど、学校の子供たちが合同でやるときには、これは無料とはっきり書いてあ るんですよ。何ぼでも町としても書くことがありますし、あとは指定管理者に委ねると。 条例では例えば1,000円になっとっても、指定管理者が自分のとこの経営方針で、今 は5年ですわね、5年の中でこれは無料で運営されると、これは個人的にはどう言うか わかりませんけども、こういった場所で言う必要は私はないと思うんで、多分私は言い ません。そういう意味のことを言うてますんで、公の施設を使用する公平の原則から見 て、どうですかいうことを言うとんですね。

それで、余分なことを言うたんが悪かったかわからんけど、その結果、180万が少しでも減るんちゃうかな、これは単なる計算の話ですね。ですからそういったことの、いや、山下が何ぼ言うてもこれはだめなんですいうことなのか、今、日和課長がたまたまちらっとそういう表現をされました。そういうことを過去に言われた管理職の方もいらっしゃいます。ですから期待しとるんですよ。そういうことも議論されるなと、こういう節目節目にはきちっと議論されて、やっぱりこれでいこうということがされてるかということが確認したかったんですけど、その結果は今のままでやむを得ませんがな。ですから、ひとつ基本的なところを、ここで変えるということは誰も言われへんと思うんですよ、しかし、そういうことは引き続き議論しながら、町として今のこの管理料でのままいくと。私は変えてほしいんですけど、しかし、一議員が言ってもそれは通りませんので、やっぱりそういう精神を持っとるということだけちょっと確認させてほしいんです。総務課長、今ちょっと言われとりましたんで、一言でよろしいですわ、その精神があるかないか、それだけイエスかノーかで答えてください。

- ○議長(安部 重助君) 総務課長。
- ○総務課長(日和 哲朗君) 日和でございます。同じ答弁になろうかと思いますが、公 の施設である以上、相応の負担をとるということが第一義であるというふうには理解を いたしております。それぞれの状況に応じて、引き続いてという言葉が適当かどうかは わかりませんけれども、その基本原則というものはしっかりと頭に置きながら今後対応 してまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長(安部 重助君) ほかございますか。ほかございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 **重助君**) ほかないようでございますので、質疑を終結します。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長(安部 重助君) 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第113号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の 方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(安部 重助君) 起立多数であります。よって、第113号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第21 第114号議案

〇議長(安部 重助君) 日程第21、第114号議案、神河町公の施設(神河町水車公園)の指定管理者指定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第114号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公の施設(神河町水車公園)の指定管理者指定の件でございます。 神河町水車公園の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の 規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者を農産物消費組合とし、指定の期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日の5年間とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、地域振興課観光振興特命参事から御説明いたしますので、よろ しく御審議をお願いいたします。

〇議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

地域振興課観光振興特命参事。

〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 山下でございます。神河町水車 公園につきましては、神河町観光施設保全活用整備計画によりますと、公募によるもの となっておりましたので募集を行いましたが、1業者のみからの応募でございました。 プレゼンテーションを11月16日に受けまして、15分の提案、プレゼンテーション、 それから15分の質疑を行いまして、答申内容、それから答申内容決定の観点及び理由 につきましては、先ほど来申し上げているとおりでございますが、これを受けて神河町 水車公園の指定管理者は農産物消費組合に指定するものでございます。

以上が神河町水車公園の指定管理者の指定についての説明といたします。よろしく御 審議のほどお願い申し上げます。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第114号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の 方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(安部 重助君) 起立多数、全員であります。よって、第114号議案は、原案 のとおり可決しました。

日程第22 第115号議案

○議長(安部 重助君) 日程第22、第115号議案、神河町公の施設(峰山高原ホテルリラクシア)の指定管理者指定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第115号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公の施設(峰山高原ホテルリラクシア)の指定管理者指定の件でございます。峰山高原ホテルリラクシアの指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者を株式会社マックアースとし、指定の期間は平成29年4月1日から平成39年3月31日の10年間とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、地域振興課観光振興特命参事から御説明いたしますので、よろ しく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

地域振興課観光振興特命参事。

〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 地域振興課、山下でございます。 峰山高原ホテルリラクシアにつきましては、神河町観光施設保全活用整備計画をもとに 進めており、公募をいたしました。公募によりましたけれども、1社のみの応募でござ いました。この部分につきましては、次の議案でございます峰山高原スキー場との関係 で一体的なプレゼンテーションを受けております。この部分につきましては、15分のプレゼンテーションと15分の質疑応答の中で協議をさせていただき、審査委員会の中で慎重に審議をされております。そして平成28年11月16日付で同委員会から町長宛てに答申をされました。答申内容及び答申内容の決定の観点及び理由につきましては、先ほど来述べているとおりでございます。これを受けて、峰山高原ホテルリラクシアの指定管理者は株式会社マックアースを指定するものです。

以上が峰山高原ホテルリラクシアの指定管理者の指定についての説明といたします。 よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長(安部 重助君) 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第115号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の 方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(安部 重助君) 起立多数、全員であります。よって、第115号議案は、原案 のとおり可決しました。

日程第23 第116号議案

○議長(安部 重助君) 日程第23、第116号議案、神河町公の施設(峰山高原スキー場)の指定管理者指定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第116号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公の施設(峰山高原スキー場)の指定管理者指定の件でございます。 峰山高原スキー場の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項 の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者を株式会社マックアースとし、指定の期間は平成29年4月1日から平成39年3月31日の10年間とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、地域振興課観光振興特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 地域振興課、山下でございます。 峰山高原スキー場につきましては、さきに御承認いただいた峰山高原スキー場の条例に 基づきまして公募をいたしました。条例上は独立はいたしておりますが、峰山高原ホテ ルリラクシアと一体的に管理を求めてまいりましたので、当施設と同一業者による管理 を前提に公募といたしました。公募現場説明、審査等につきましては、第115号議案 と同様でございます。これを受けまして、峰山高原スキー場の指定管理者は株式会社マ ックアースを指定するものでございます。

以上が峰山高原スキー場の指定管理者の指定についての御説明といたします。よろし く御審議のほどお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。 本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。 藤原資広議員。

○議員(5番 藤原 資広君) 5番、藤原です。そしたら2点ばかりお尋ねいたします。 1 つは、施設使用料の3,000万の考え方なんですけども、今までの説明によりますと、当初は8億4,100万の事業費しか承認されていなくて、10億6,000万はまだ審議未了の段階でございますんですけど、その3,000万の内訳ですけど、2,400万につきましては町が一般財源を持ち出さないということで、当時の8億の3割相当の2億4,000万を10年に分けて払ってもらいますよ、もう一つの残りの600万につきましては、スキー場の施設のメンテナンス料ほかといたしまして施設の管理料として600万、計3,000万ということの説明だったんですけども、それと、今回、維持修繕負担金として、1%は、これは基金として町全体の修繕のために活用されるということで、あと、売り上げの1割もしくは営業収益の20パーにつきましては、1%を超える分については余分に出すんだからスキー場の維持管理費に充ててくださいというような意味合いだったと思うんですけど、それで間違いないのかということが1点でございます。

2点目なんですけども、先ほども言いましたように、 8億4,000万の段階から審議未了の段階になっとっんですけど、 1066,000万で事業費がふえております。その中で、今、先ほども言いましたように、一般財源を持ち出さないということで、それについては、これまでの特別委員会につきましても、それを書面としてしっかりと担保してくださいというような意見もいろいろあったんですけども、基本協定なり年次協定を見てもその条項はないんですけども、このような大切な重要なことを条項にうたわないのはなぜなのか、なぜうたわないのかをお尋ねいたします。以上です。

- ○議長(安部 重助君) 地域振興課観光振興特命参事。
- 〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 地域振興課、山下でございます。

まず、お金の面についてですけれども、3,000万円と今回の提案につきましては、納付金が3,000万円、それプラス1%が町内各施設に充当していただく分の部分ですね、それからそれプラス営業収益の20%という格好でお金をいただくという格好、その中で600万円については、維持、スキー場の今後の部分として、できればそういうスキー場に使ってほしいという提案がなされているわけでございます。

それから、もう一方、その部分と指定管理料について、向こう何年か、多分恐らく担保的なことの意味合いをおっしゃってるのかなというふうに思います。その部分について、3,000万ずつ10年間納めていただくということに変わりはございません。

また、その部分についてどういうふうに担保するのかということについて、さきの委員会のほうでも若干説明させていただいて、その中で、例えばそれをうたい込めないかというふうなことをちょっとよく調べておけというふうな指摘もあったかと思います。その中で、弁護士さんとも相談させていただいたんですけれども、普通、基本協定書の第26条の保証という部分になってこようかなというふうに思います。

その中で、例えば担保的なものを 10 年間完璧に保証しますというふうに書けたらいいんですけど、弁護士との協議の中では、それはそういうことはできませんというお話でした。多分恐らく、委員会の中で廣納議員さんからも質問があって、前の総務課長がそういうふうに答えたというふうな記憶があるというふうに言われたと思うんですけど、再度担当のほうが顧問弁護士と相談した中でいいますと、基本協定は賃貸契約と解釈は同じであると、よって、損害賠償の限度は当該当年度までと考えるということですね。その 3,000 万円の 10 年間絶対どうもないという話のときに、途中でやめられたら損害に当たるかどうか、例えば 3 年で倒産したとしても、残りの 7 年間は損害は与えたことになるのかどうかで非常に難しいということでございます。例えば、その間、その当該年度について、もしくは 1 年程度、次の新しい指定管理者が決まるまでについては補償されるべきであろうということです。なので、それ以後については、その負担を求めるのは難しいというお話でございます。しかし、その中で、基本協定書の中で 10 年間の基本協定という格好にありまして、その納付金については3,000 万円、それから 10 %もしくは営業収益の 10 2 10 %ということで、そこについては信頼関係で持っていくというふうに考えております。

- ○議長(安部 重助君) 藤原資広議員。
- 〇議員(5番 藤原 資広君) 5番、藤原です。1番目の3,000万の物の考え方について、私の言ったことで合ってるのかどうか、もう一遍、合ってるか合ってないかだけお願いいたします。

2点目の件なんですけども、徳島の井川スキー場でしたか、5年契約で2年後に撤退されてます。ほかの施設は5年で、今度はこの施設は10年と、かなり長い話です。10年本当にしていただければ、それは一般財源を持ち出さないということが成り立つのかもしれませんけども、やはり途中で撤退されることもありますんで、それはもう条項

として書面にすべきだというような意見があったと思うんですけども、それをされなければ、今まで町長の言ってこられたことの担保にならないんですけども、それはどうなんでしょうか。

- ○議長(安部 重助君) 地域振興課観光振興特命参事。
- ○地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 3,000万円につきましては、 先ほど私が述べたとおり、あくまでも施設使用料ということで3,000万円をお支払い いただく、それから1%につきましては、その修繕費ですよと。それの売り上げの20 %については維持修繕費に充てるように、お金に色はついてないんですけど、その部分 はスキー場に使ってくださいというふうなことで提案を受けております。

それから、2点目の部分で、担保云々というふうに言われますけれども、基本的に、そういう提案を受けて、10年間という募集要項の中にあって応募された指定管理者が10年やりますと、協定書でその10年間の協定を言いますよ、それはあと、お互い信頼関係の問題だというふうに思います。しかしながら、指定管理者のほうからは、例えば残りの部分については、約束条項いうか、何らかの部分を書いてもいいですよというふうには言われました。しかし、弁護士との相談の中で、それをうたい込むのは難しいであろうというふうな中であります。ましてや、そういう部分については、覚書等で要はお互いの信頼関係のもとについてそういうことを結ぶことは可能ですけれども、弁護士さんいわく、それは法的強制力のあるものではないというふうに言われました。そこら辺で、要はもうあくまでも協定書が基本であるということでございます。

- ○議長(安部 重助君) 総務課長。
- ○総務課長(日和 哲朗君) 総務課、日和でございます。少し補足をさせていただきたいと思いますが、実はその担保という部分なんですが、賃貸住宅のケースを想定していただいたらいいかというふうに思います。仮に町が住宅を建てました、2年契約で入居者が入っておられました、ところが、半年たたないうちにその契約者の一方的な都合で退去されました。そういった場合に町として損害賠償ができるかどうかという部分について、その年度内については損害という部分についてはある程度認められるというところではありますけれども、翌年度については、2年間の契約をしてたから、あと残りの1年間はあなたにその補償を求める権利がありますよというふうに言ってるのが今の御質問の部分だろうと思うんですが、実はその町営住宅を使って新たな入居者を募集することができます。そのことから考えると、町は、実は損失をこうむってないというのが弁護士の考え方であります。そのように考えますと、なるほどなというふうに理解ができるわけでございまして、一般的に、10年の契約だから10年間で3億円を納めていただくと、それが仮に納められなかったらどうするんだと、何らかの補償をということを町側としては言いたいわけですけれども、なかなかそれを言うことはできないというのが現状というところでございます。以上です。
- ○議長(安部 重助君) 藤原資広議員。

〇議員(5番 藤原 資広君) 5番、藤原です。そしたら1番目の問題については、当初の説明とはもう変わってきてるということですね。

2点目なんですけども、一般財源を持ち出さないという町民との約束はどのようにされるのかがもう全くわからなくなってきて、一般財源は持ち出すと理解してよろしいんですね。

- ○議長(安部 重助君) 地域振興課観光振興特命参事。
- 〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 地域振興課、山下でございます。 その部分については、その言葉は当たらないというふうに考えております。あくまでも 指定管理者に納めていただくということでございます。例えばマックアースさんが、そ ういうことはないとは思うんですけれども、中途で何らかの事情によってお金が返せな いというふうになった場合、その部分、一時的に一般財源は充当されてしまうかもしれ ませんが、次の指定管理者からいただくという格好になるという格好だと私は思ってい ます。
- ○議長(安部 重助君) ほかにございますか。
 小林議員。
- ○議員(10番 小林 和男君) 10番、小林です。ただいまの10年間の契約に関して町営住宅という借地、借家に例えた答弁があったんですけども、普通の民法上では総務課長が言われたふうな理解でいいと思いますけども、借地、借家と見れば、借地借家法に照らしていえば、もし10年間の定期契約を締結しておけば、それは公正証書で締結をしておくことが必須の要件になりますけども、10年間は絶対担保できると思います。例えば町の土地で繁華街でコンビニとかファミレスとかをつくった場合に、そういった条項で10年間、20年間、30年間この土地と建物を貸してくださいというやつを公証役場で公正証書で締結しておいた場合は、その期限に、10年間の契約で5年で撤退すれば、あとの5年間は補償が請求できると宅地建物借家法では、民法よりか上位法になりますので、そういった締結の方法をしておけば10年間は担保が可能かと思いますけども、そのようなお考えはないでしょうか。
- 〇議長(安部 重助君) 総務課長。
- ○総務課長(日和 哲朗君) 日和でございます。私ももう少し調べてみないとわからないんですが、実は契約行為という部分と保証という部分の違いだというふうに思っています。ですから、契約行為について公正証書の締結をするというようなことは仮に可能かもしれませんけれども、そのことが実行されるかどうかという部分、その保証内容ですね、部分についてはどうなるのかなというところは少し自分自身、今、理解ができかねているところでございます。先ほども言いましたように、町の施設をお貸しをして、そしてそこで収益を上げていただいて、その収益還元をしていただくというところでございます。その施設使用料として年間3,000万円ということで契約を結ぶわけですね。他の施設でも同様に、金額は少ないかもしれないですけれども、結ぶ場合もございます。

そういったふうに考えますと、それぞれの協定書に基づいて、あとは、その協定書そのものが契約行為でございますから、それに基づいてしっかりと納めていただくということにしかなり得ないと思いますし、仮に、あってはならないことですが、その事業者が期間中途でかわられるということになりましたら町としても損失をこうむりますので、その施設を活用して新たな公募者を募るというにしかなりませんし、そういった中で、十分に指定管理事業者からの収益還元と使用料というところで、町からの一般財源の持ち出しはなく運営ができるものというふうに考えております。以上です。

- ○議長(安部 重助君) ほかにございますか。
 藤原日順議員。
- ○議員(2番 藤原 日順君) 2番、藤原でございます。私、あんまり法律のことは詳しくないんで申しわけないんですけども、先ほど総務課長は借地借家法のことを例に出されて話をされましたけども、借地借家法の立法趣旨というのは、あくまで借地人、借家人、借りてるほうの立場を保護するための法律というのが立法趣旨のはずなんです。ですから、あくまで民法でいえば、契約行為というのは当事者の同意が成立すれば成り立つはずなんですよね。ですからそういう意味では、先ほどのちょっと例えはふさわしくないのかなというふうな気がしました。

それとあと、例えば指定管理料について、毎年これだけですよという形が原則だろうと思うんですけども、指定管理料は総枠3億円とする、それを分割でというような形でやれば、残りの額についての請求とかいうものは望めるんじゃないかと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

- ○議長(安部 重助君) 総務課長。
- ○総務課長(日和 哲朗君) 総務課、日和でございます。先ほど日順議員がおっしゃられた中身も十分理解をしております。ただ、借地のケースを持ち出しましたのは、弁護士のほうからわかりやすい説明としてそのように話があったというところでございまして、あと、当然10年間で3億円というような契約行為を年度当初にやっておいて、そして分割納付をしていただくというような契約方法が実は有効的であるのか、そういうことがまた契約行為として成立するのかどうかという部分については、少し町のほうとしては、そこまでのことは当然考えておりませんでしたので、年間使用料3,000万円を毎年納めていただくという内容でございましたので、このような提案をさせていただいております。しかしながら、この内容について、この議案について仮に承認をされましたとしましたら、マックアースさんはその内容を十分承知していただいているということですので、そのあたりの契約内容の変更も含めまして御相談をさせていただきながら、一番いい形で進められたらいいなというふうには思っております。以上です。
- ○議長(安部 重助君) 地域振興課観光振興特命参事。
- 〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 先ほど日順議員様のほうからの 御提案のありました件につきましては、当然、私も素人なんですけども、考えさせてい

ただきました。その中で、例えば一般財源で充当せないけない部分について当初より一括でいただけないかなというお話も、まだ決まってない段階で、もし決まったらそういうことはできませんかというお話をさせていただきました。そうしますと、向こうのほうでいきますと、会社からいいますと、それは指定管理ではないですよねと、PFIになりますよねというふうなお話もあって、そんな中で、一定レベル、この収支計画の中でお支払いできる部分は3,000万円レベルかなというお話がございまして、その後、いろんな過程を経まして今回の正式に公募した中で、3,000万円のプラス1%プラス20%というふうな提案がされてきました。そういうことをちょっと補足として説明させていただきました。

○議長(安部 重助君) ほかにございますか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) ほかないようでございますので、質疑を終結します。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第116号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の 方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(安部 重助君) 起立多数であります。よって、第116号議案は、原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を4時15分といたします。

午後4時03分休憩

.....

午後4時15分再開

○議長(安部 重助君) 再開します。

日程に入る前に、先ほど102号議案で山下議員から申し入れがありました資料の請求の件で、ただいまお手元に配付しておりますので、この説明を先にさせていただきますので、御了承願います。

総務課長。

- ○総務課長(日和 哲朗君) 総務課、日和でございます。山下議員から御質問いただきました人事院勧告に基づく影響額の合計額でございます。本日の補正予算書に添付をいたしておりますそれぞれの会計のものを集計したものをお示しさせていただきました。トータルで、給与、そして職員手当改定を含めまして1,526万8,000円という状況でございます。以上です。
- ○議長(安部 **重助君**) 以上、説明を終わらせていただきます。 それでは、日程に戻ります。

日程第24 第117号議案

○議長(安部 重助君) 日程第24、第117号議案、神河町公の施設(ホテルモンテ・ローザ)の指定管理者指定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第117号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公の施設(ホテルモンテ・ローザ)の指定管理者指定の件でございます。ホテルモンテ・ローザの指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者を株式会社田舎暮らしとし、指定の期間は平成29年4月1日から平成3 4年3月31日の5年間とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、地域振興課観光振興特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

地域振興課観光振興特命参事。

〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 地域振興課、山下でございます。ホテルモンテ・ローザにつきましては、神河町観光施設保全活用整備計画のもとによりますと、公募という格好になっておりましたので、この分についても他施設と同様公募といたしましたけれども、1社のみの応募でございました。その中で、それぞれ審査につきまして10名の皆様による審査を行いまして、プレゼンテーションが15分、質疑が15分行われまして、平成28年11月16日付で同委員会から町長宛てに答申されました。これを受けてホテルモンテ・ローザの指定管理者は株式会社田舎暮らしを指定するものでございます。

以上がホテルモンテ・ローザの指定管理者の指定についての御説明といたします。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 **重助君**) 質疑、特にないようでございますので、質疑を終結します。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長(安部 重助君) 討論がないようでございます。討論を終結します。

第117号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の

方は起立願います。

「替成者起立〕

○議長(安部 重助君) 起立多数、全員であります。よって、第117号議案は、原案 のとおり可決しました。

日程第25 第118号議案

○議長(安部 重助君) 日程第25、第118号議案、神河町公の施設(わくわく公 園)の指定管理者指定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第118号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げ

本議案は、神河町公の施設(わくわく公園)の指定管理者指定の件でございます。わ くわく公園の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定 に基づき議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者を株式会社長谷とし、指定の期間は平成29年4月1日から平成31年3 月31日の2年間とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、地域振興課観光振興特命参事から御説明いたしますので、よろ しく御審議をお願いします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

地域振興課観光振興特命参事。

〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 地域振興課、山下でございます。 わくわく公園につきましても今回公募といたしましたが、業務内容が公園管理という比 較的単純な委託業務であることから、これまでの施設と違う格好で選定をいたしており ます。公園管理が可能な町内業者り社に対して公園管理に係る経費見積もりと管理提案 書を求めたところ、4社が辞退され、5社から提出された申請書を神河町公の施設に係 る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び規則、それから神河町指定管理者選定委 員会要綱に基づきまして審査委員会を役場関係者5名といたしまして、書類審査により 最高得点者を指定管理者候補とさせていただきました。これを受けて、わくわく公園の 指定管理者は株式会社長谷を指定いたすものでございます。

以上がわくわく公園の指定管理者の指定についての説明といたします。よろしく御審 議をお願い申し上げます。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) 質疑はないようでございますので、質疑を終結します。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長(安部 重助君) 討論がないようでございますので、討論を終結します。

第118号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の 方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(安部 重助君) 起立多数、全員であります。よって、第118号議案は、原案 のとおり可決しました。

日程第26 第119号議案

〇議長(安部 重助君) 日程第26、第119号議案、神河町峰山高原スキー場調整池 設置工事請負契約締結事項の変更の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第119号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町峰山高原スキー場調整池設置工事請負契約締結事項の変更の件でございまして、平成28年9月28日締結以降に変更要件が発生したため契約金額を当初契約4,404万2,400円を7,405万8,840円に増額するもので、増額分は3,001万6,440円となります。この増額分については、当初、平成29年度に予定していた内容の工事分で、既に発注し終わっている神河町峰山高原スキー場造成工事と神河町峰山高原スキー場整備工事及び当該工事合わせての入札結果による予算残額、約5,000万円が発生したため、29年度予定の工事を前倒しして行いたいため変更契約をするものでございます。

詳細につきましては、地域振興課観光振興特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

地域振興課観光振興特命参事。

〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 地域振興課、山下でございます。 このたびの変更契約議案につきましては、予算的なものは町長の申し上げたとおりでご ざいますが、その工事内容について御説明申し上げます。

議案書に添付いたしております工事変更概要書及び添付図面をごらんください。調整池一般図の中の水色部分が、次年度に予定いたしておりましたが、このたびの変更追加いたしたい部分でございます。導流函渠工、現場打ちボックスカルバート、これはサイクリングロード上の谷川から水をとるためのもので、延長が24メーター、大きさがW

以上が変更追加工事の内容となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。藤原裕和議員。

- ○議員(1番 藤原 裕和君) 1番、藤原です。変更内容の例えば現場打ちボックスカルバート、それから現場打ち、この現場打ちのコンクリートについて再度お尋ねするんですけれども、業者さんは三共さんですね、そういうところで下請さんも、下請1、下請2、こういう業者さんが下請に入っておられるようでございます。峰山高原の基本が高原ですので、マイナス10度、最高、私の記憶でしたらマイナス10何度とかというような温度になるんですね。そこら辺がこの現場打ちのボックスカルバート、現場打ちのコンクリート、この3面水路、ここら辺についてどのように工事が進められるんかと、それからスキー場の、三谷委員長のほうから委員長報告もあったんですけれども、やはり気温が低い時期は工事は避けるべきやと思うんですけども、そこら辺についてはどうでしょうか。
- ○議長(安部 重助君) 地域振興課長。
- ○地域振興課長(石堂 浩一君) 地域振興課、石堂でございます。確かに気温の低いとこでございます。特にコンクリートの打設には注意をし、マイナスの気温になるときにはやはりコンクリート打設は適正ではないということで、予想気温等をはかりながら、そして予報を聞きながらコンクリートの打設には細心の注意を図っていきたいと思います。まず、コンクリートの打設で一番問題となるのは、気温によるいてでございます、それによってコンクリートの強度が保たれないということもありますので、その打設については特に注意していきながら行いたいと思います。以上です。
- ○議長(安部 重助君) 藤原裕和議員。
- ○議員(1番 藤原 裕和君) もうⅠ点お尋ねをいたします。

岩塊流という、峰山高原はそういう谷筋に岩が転石のような丸いような岩がある。それを、この3番目の放流水路工、これは布団かごのような部分やろうと思うんですけれども、この工事が長さ43メートルにわたって工事をするんですけれども、そこら辺が、布団かごの中に砕石等を入れる工事やろうとは思うんですけれども、自然、峰山高原の岩塊流、掘り方をしたりしたらその岩が出るんではないんかなというようにも思うんで

すけれども、そういうやつを水路の側壁に、そういうようなことは考えられないんでしょうか。それのほうが景観上いいと思うんですけども、どうでしょうか。

- ○議長(安部 重助君) 地域振興課長。
- ○地域振興課長(石堂 浩一君) ありがとうございます。地域振興課、石堂でございます。確かに岩塊流のあの大きな岩を寄せてきてそれを利用するほうが美観的にはいいと思いますが、いろんな意味で、今ある岩塊流が一番いいと思いますので。そして何が一番問題になるかといいますと、やっぱり水が出たときのその水に対して、ちゃんとしてのり面を保護できるかという強度的なもんもあると思います。布団かごで両サイド段積みにしますので、それで水が自然に流れてというような工法なんで、強度的なものも考えながら、布団かごでするほうがいいんじゃないかなと考えております。以上です。
- ○議長(安部 重助君) ほかにございますか。 藤原資広議員。
- ○議員(5番 藤原 資広君) 5番、藤原です。ボックスカルバートなり3面水路にしてもそうなんですけど、メーター当たり、単価かなり高いんですけど、工法による検討はされてるんでしょうか。
- ○議長(安部 重助君) 地域振興課長。
- 〇地域振興課長(石堂 浩一君) 地域振興課、石堂でございます。現場打ちのボックスカルバートでございますけども、やはり2次製品とも単価比較は行っております。その中で、現場打ちのほうが安価であるということで、現場打ちのボックスカルバートにさせていただきました。以上でございます。
- ○議長(安部 重助君) 藤原資広議員。
- ○議員(5番 藤原 資広君) 5番、藤原です。そしたら3面水路のほうはどうなんでしょう。
- ○議長(安部 重助君) 地域振興課長。
- 〇地域振興課長(石堂 浩一君) 3 面張りのほうは単価的な比較は行っておりません。 以上です。
- ○議長(安部 **重助君**) ほかにございますか。 小寺議員。
- ○議員(7番 小寺 俊輔君) 7番、小寺です。質問といいますか、確認になるんですけども、4,400万の工事を7,400万に変更ということで、差額が3,000万ですか、当然3,000万といえば神河町でいえばかなり大きなトップテンクラスの工事になると思うんです。この工事の効率等々を考えれば変更もいたし方ないとは思います。3,000万もの変更になりますわけですから、いわゆる町内の土木業者の方々の御理解はもう得られると皆さん思っていらっしゃいますか、その辺だけ確認させてください。
- ○議長(安部 重助君) 地域振興課観光振興特命参事。
- 〇地域振興課参事兼観光振興特命参事(山下 和久君) 山下でございます。その点につ

きましては、町内業者全てに聞くわけにはいきませんけれども、もとである会長様のほうに確認したところ、それはやむを得ないというふうなお話をいただきました。

○議長(安部 重助君) ほかにございますか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) ほかないようでございますので、質疑を終結します。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

〇議長(安部 重助君) 討論ないようでございますので、討論を終結します。 第110日 ままな おおよ 古のに まいてい 原来の しゅり ごさんこう にお

第119号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の 方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(安部 重助君) 起立多数であります。よって、第119号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第27 第120号議案

○議長(安部 重助君) 日程第27、第120号議案、平成28年度神河町一般会計補 正予算(第5号)を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第120号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度神河町一般会計補正予算(第5号)でございまして、補正予算(第4号)以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、事業費の確定見込みによる地方債の補正、地方交付税の増額、人事院勧告の給与改定、各手当の異動等による人件費の増減、賃金改定による賃金の増額、行政用電算システム改修経費の増額、個人情報保護制度に係る条例等整備支援業務委託料の増額、地域おこし協力隊事業費の減額、地方創生推進交付金シングルマザー移住支援事業の増額、地方創生総合戦略推進事業における旅費等の増額、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業に係る特別会計への繰出金の増減、平成27年度身障福祉関係の実績確定による国県負担金の増減、公立神崎総合病院事業会計補助金の増額、合併処理浄化槽管理事業に係る修繕料の増額、シカ捕獲実施隊編成支援事業に係るデジタル簡易無線機購入費の増額、農業振興事業費の確定見込みによる増減、道の駅整備の事業見直しによる増減、センダンの植林試験事業費の増額、町道の凍結防止経費の増額、町外への幼稚園に通園する幼児に係る運営委託費の増額、そして今回の補正における財源調整として財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億667万6,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億8,637万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議 をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事(児島 修二君) 総務課、児島でございます。それでは、 詳細説明をいたします。

まず、5ページをお開きください。第 2 表、地方債補正でございます。まず、地方債の変更、7、急傾斜地崩壊対策事業でございます。これにつきましては、県への事業負担金が増額したことに伴います増額でございまして、90万円を増額し、限度額を630万円とするものでございます。続いて、9、消防車両整備負担金事業でございます。これにつきましては、姫路市消防局への整備負担金が増額したことに伴いまして、40万円を増額し、限度額を800万円にするものでございます。これによりまして地方債の限度額の総額は19億2,894万2,000円となるものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

9ページ、歳入をお願いいたします。 2、歳入、 1 0 款地方交付税、 1 項地方交付税、 1 日地方交付税 1, 2 9 0 万円の増額でございます。これにつきましては、特別交付税でございまして、内訳といたしましては、町道の凍結防止を含めて除排雪対策経費の増額分を交付税算入、 8 割相当分で 1, 1 2 0 万円でございます。それと地方創生推進交付金事業の増額分といたしまして 1 7 0 万円、合わせまして 1, 2 9 0 万円の増額でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節保険基盤安定負担金33万9,000円の減額でございます。これにつきましては、国民健康保険基盤安定負担金(保険者支援分)ということで、負担金の確定によるものでございます。3節心身障害者福祉費負担金でございます。まず、過年度分障害者自立支援給付費負担金109万8,000円、過年度分障害児通所給付費等負担金5万8,000円の増、これにつきましては、平成27年度分でございまして、実績確定により追加交付を受けるものでございます。障害者医療費負担金150万円の増額、これにつきましては、更生医療給付費給付の対象者が1名増加をしたことに伴います負担金でございまして、医療費の2分の1相当額でございます。2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金1万円の増額でございます。これにつきましては、過年度分未熟児養育医療給付事業負担金でございまして、過年度分の実績に基づきまして追加交付を受けるものでございます。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金445万円の増額、これにつきましては、地方創生推進交付金の増額でございまして、内訳といたしましては、シング

ルマザーの移住支援事業、これに係るものが事業費の2分の1で45万円、続きまして、PFI導入計画事業ということで新たに交付金の対象となりましたものですから、事業費の2分の1、400万円、合わせまして445万円の増額でございます。

15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、2節保険基盤安定負担金76万7,000円の減額でございます。これにつきましては、国民健康保険の安定基盤の負担金の確定によりましてそれぞれ減額をいたすものでございます。続いて、3節心身障害者福祉費負担金でございます。まず、過年度分障害児通所給付費等負担金2万9,000円の増額でございます。これにつきましては、27年度の実績に応じて追加交付を受けるものでございます。障害者医療費負担金75万円につきましては、先ほど国庫負担金で説明いたしましたように、1名増加分の4分の1相当額でございます。続きまして、4節軽減保険料負担金179万7,000円の減額でございます。これにつきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金で負担金の確定によるものでございます。3目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金1万4,000円の減額、これにつきましては、過年度分でございまして、平成27年度の実績に応じて追加交付を受けるものでございます。

続いて、人・農地問題解決推進事業補助金2,817万円の減額でございます。この内 訳といたしましては、まず、経営転換協力金、そして耕作者集積協力金というところが 本年に入りまして交付要件が変わりました。その影響で減額をいたすものが3,050万 円、そして地域集積協力金ということで、この部分につきましては、平成27年度に取 り組みました部分の積み残しの部分の追加交付ということで238万円の増額、そして これらの推進事務費といたしまして20万円の減額、そして集落営農の法人化支援事業 ということで15万円の増額、それら4つの内訳を合計いたしますと2,817万円の減 額ということでございます。

続いて、経営体育成支援事業補助金372万円の減額でございます。これにつきましては、当初予定しておりました中村営農、杉営農の機械の部分につきましては、国の採択を得なかったということで減額、そして新たに認定農業者の方の機械を申請していたところ採択になったという中で、今回それらを増減をしながら補正をするということで、372万円の減額でございます。

続いて、道の駅整備費補助金3,835万1,000円の減額でございます。これにつきましては、事業見直しにより工事につきまして平成29年度で実施するということにな

ったために減額をいたすものでございます。 3 項県委託金、総務費県委託金、 3 節統計調査費委託金 4, 0 0 0 円の増額でございます。これにつきましては、交付金の追加交付によるものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金1億5,675万4,000円の増額でございます。これにつきましては、今回の補正に伴います財源調整のため繰り入れ、増額をするものでございます。これによりまして残高につきましては16億9,739万9,000円となる見込みでございます。

20款諸収入、5項雑入、2目雑入、9節雑入、90万円の増額でございます。これにつきましては、農地中間管理事業推進委託金ということで、その委託金の協会からの追加割り当てというもので増額をするものでございます。

2 1 款町債につきましては、先ほど第 2 表地方債補正で説明したとおりでございます。 続いて、1 1 ページをお願いいたします。 3 、歳出でございまして、歳出の中でこの 1 2 月補正につきましては人件費について補正をいたしております。人事院勧告の給与 改定に伴う増額、各手当の異動、それと標準報酬月額の変更による共済費の増減等、そ して賃金改定に伴う賃金の増額、それらを反映をさせております。

説明については、その人件費に係るもの以外について説明をさせていただきたいと思います。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、3 節職員手当等のうち、時間外勤務手当 2 0 0 万円の増額でございます。これにつきましては、総務課の職員に係る時間外でございまして、これからの事業の事務の実施見込みを見ながら支出を見込んでおりまして、2 0 0 万円ということでございます。続いて、1 3 節、1 4 4 万 8,0 0 0 0 円の増額でございます。これにつきましては、システム改修委託料ということで、内訳といたしましては、健康管理システム、これが予防接種等の事業に係ります番号制度対応に係るもので1 2 3 万 2,0 0 0 円の増額、そして人事給与システムに係るものが、今回の人事院勧告によります平成 2 9 年 4 月から実施されます扶養手当の算定方法が変わるということの対応に係るものが 2 1 万 6,0 0 0 円、合わせまして 1 4 4 万 8,0 0 0 円の増額でございます。

続きまして、2目文書管理費、13節委託料324万円の増額でございます。これにつきましては、条例等整備支援業務委託料でございまして、この中身につきましては、個人情報保護条例の関係でございまして、この条例におきまして個人情報の取り扱い事務というのの登録簿を整備することとなっておりまして、今後マイナンバーを利用することによりまして各関係機関や自治体間での情報連携が進んでくるということの中から、早急に個人情報を取り扱っている事務の整備を行う必要があるということの中から、それらのデータベース化を行うということの中で支援業務を委託するということで、増額をするものでございます。

続いて、4目財産管理費、13節委託料31万3,000円の増額でございます。これ

につきましては、マイクロバス運行委託料でございまして、これにつきましては、現在、神姫グリーンバスが運行管理をしておりますマイクロバスが2台あるわけですけども、 そのうち三菱のマイクロバスが故障をいたしました。その故障修理の間に別の代替バス を手配をしたということの中で、それに係る委託料の増額でございます。

続いて、12ページをお願いいたします。12ページ、6節企画費でございます。この企画費の8節報償費から19節負担金、補助及び交付金までの補正の増減のトータルが96万3,000円の増額でございます。その内訳といたしまして、まず1つ目が、地域創生総合戦略の推進事業ということで、総合戦略の会議や出張に伴います事務経費に係るものが49万円の増額、そして2つ目に、地域おこし協力隊事業の補正の部分が42万7,000円の減額、そして3つ目で、地方創生推進交付金事業のシングルマザー移住支援に係るものが90万円の増額でございまして、それぞれ各節の中で増減をいたしております。その中で、特に18節の備品購入費46万円の増額、これにつきましては、地域おこし協力隊の活動拠点となりますところにエアコン、そして机、椅子等を配置するものでございます。

続いて、19節負担金、補助及び交付金の中のシングルマザー移住支援協議会補助金90万円につきましては、新たに、一度来ていただいて体験をしてもらうというような見学ツアー等を計画している部分の事業費でございます。

続きまして、8目諸費、23節償還金、利子及び割引料70万円の増額でございます。 これにつきましては、過年度分の国県補助金に係るものでございまして、平成27年度 実績確定により返還をするものでございます。

○議長(安部 **重助君**) 財政特命参事、済みません、ちょっとここでこちらのほうから お諮りしますので。

ここでお諮りします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安部 **重助君**) 御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長すること に決定しました。

特命参事、お願いします。

○総務課参事兼財政特命参事(児島 修二君) 先ほど12ページのシングルマザー移住 支援協議会補助金の中で見学ツアーと言いましたけども、少し誤りがありまして、お試 しの体験会ということで訂正をさせていただきます。

続きまして、13ページをお願いいたします。2款総務費、5項統計調査費、5目経済センサス統計調査費 4,000円の増額でございます。これにつきましては、先ほど歳入のとこで申しましたとおり、交付金の追加交付によるものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金77万6,000円の増額でございます。これにつきましては、国民健康保険事業特別会計繰出金で繰出金

が92万8,000円の増額ということで、それの内訳といたしましては、保険基盤安定 繰出金に係るものが79万7,000円の減額、財政安定化支援事業の増額分については 173万6,000円の増額、そして人事院勧告による人件費等の部分につきましては1 万1,000円の減額、合わせまして92万8,000円でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。介護保険事業特別会計繰出金 52 万 5, 00 0 円の増額でございます。これにつきましては、人勧によります職員給与の繰り入れが 28 万 4, 00 0 円の増額、そして事務費繰入金が 66 万 6, 00 0 円の減額、地域支援事業に係る繰出金が 90 万 7, 00 0 円の増額、合わせまして 52 万 5, 00 0 円の増額でございます。 3 目心身障害者福祉費、13 節委託料 2 万円の増額でございます。これにつきましては、支払い件数の増加による増額でございます。 20 節扶助費 300 万円の増額、これにつきましては、歳入のところで申しましたとおり、更生医療給付費でございまして、対象者が 12 名ふえたということで、この方は生活保護世帯の方でございまして、10 月から 3 月分の 6 カ月分でございます。

続きまして、7目後期高齢者医療費、19節負担金、補助及び交付金21万2,000円の増額でございます。これにつきましては、療養給付費負担金、そして広域連合共通費分賦金ということで、それぞれ額の確定によるものでございます。続いて、28節繰出金232万1,000円の減額でございます。これにつきましては、後期高齢者医療特別会計繰出金でございまして、保険基盤安定繰り出しにつきましては239万6,000円の減額、そして人勧によります給与部分の事務費分が7万5,000円の増額で、合わせまして232万1,000円の減額でございます。

続いて、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、19節負担金、補助及び交付金1億4,000万円の増額でございます。公立神崎総合病院事業会計への補助金でございまして、これらによりまして補助金の総額は4億円でございます。2項環境衛生費、2目公害対策費、15節工事請負費45万4,000円の増額でございます。これにつきましては、神崎フードセンター周辺環境対策工事請負費でございまして、これにつきましては、神崎フードの下を流れる暗渠のかんがい用水路に鉄バクテリアが発生しており、それが田んぼに流れたり、下流の水面を汚しているという状況にありますので、それの対策工事として今回増額をするものでございます。

続いて、15ページをお願いいたします。3項清掃費、2目し尿修理費、11節需用費140万円の増額でございます。これにつきましては、浄化槽修繕費ということで、 実績見込みにより今回増額をいたすものでございます。

5 款農林水産業費、1項農業費、3 目農業振興費 2,950万8,000円の減額でございます。これらにつきましては、先ほど歳入のところで申しました平成 28年度事業の確定見込みによりそれぞれ増減をいたすものでございます。そして18節備品購入費につきましては、217万8,000円で、先ほど申しましたように、鹿捕獲に係るデジタル簡易無線機 42台の購入に係るものでございます。5目農業施設管理費 4,581万円

の減額でございます。これにつきましても、歳入のところで申しましたとおり、道の駅整備事業に係るものでございまして、事業見直しにより工事に係るものについては平成29年度での対応になったため減額をいたすものでございます。その中で、9節旅費6万2,000円の増額、14節使用料及び賃借料2万2,000円の増額、これにつきましては、国、そして県への申請協議に係る事務経費の増額でございます。13節委託料1,386万6,000円につきましては、設計業務委託料ということで、内訳を申しますと、基本設計に係るものが3万2,000円の減額、実施設計に係るものが1,389万8,000円の増額、合わせまして1,386万6,000円の増額となっております。

続きまして、7款土木費、1項土木管理費でございまして、17ページをお願いいたします。19節負担金、補助及び交付金100万円の増額、これにつきましては、急傾斜地崩壊対策事業負担金ということで、今回、本村地区におきまして事業費の増額がございました。それに伴う県への負担金が増額したために増額をするものでございます。事業費ベースで2,000万円の増額、そしてそのうち5%が県負担金になりますので、100万円の増額ということでございます。

続いて、2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費1, 4 0 0 万円の増額、これにつきましては、町内バス路線となっている主要町道を基本といたしまして、凍結防止、除排雪剤の散布を行うということの中で、今回その経費を増額をするものでございます。5 項住宅費、1 目住宅管理費 9 9 万 6, 0 0 0 円の減額につきましては、それぞれ1 1 節需用費の修繕料、1 5 節の工事請負費につきまして、実績見込み、そして今後の見込みによりましてそれぞれ増減をいたすものでございます。

8 款消防費、1項消防費、1目常備消防費、13節委託料2万4,000円の増額でございます。これにつきましては、姫路市消防局への事務委託料ということで、今回、兵庫県の市町への移譲事務分が確定したことに伴います増額ということで、2万4,000円の増額でございます。19節負担金、補助及び交付金38万5,000円の増額でございまして、消防車両更新負担金ということで、これも高規格救急車の本体及び資機材の価格を上昇をしたことに伴いまして増額をいたすものでございます。3目消防施設費、15節工事請負費56万2,000円の増額でございます。消防施設整備工事請負費ということで、これにつきましては、長谷分団、栗渕部の警鐘台に係るものの増額でございます。19節負担金、補助及び交付金5万4,000円の増額につきましては、消防施設整備費補助金ということで、ステンレス格納箱の更新補助ということで、3基分の追加によるものでございます。

18ページをお願いいたします。 9款教育費、 4項幼稚園費、 1目幼稚園費、 13節委託料 18万円の増額でございます。これにつきましては、管外幼稚園運営委託料ということでございまして、この11月に転入されてきた世帯の中で幼児が 1名おられます。その幼児につきましては、転入後も引き続き 11月、 12月は転入前の施設で通園されるということの中から、その2カ月分の委託料を今回増額をいたすものでございます。 5項社会教育費、 1目社会教育総務費、 3節職員手当等の中の時間外勤務手当 30万円の増額でございます。これにつきましては、社会教育に係る時間外でございまして、これからの実績の支出見込みにより今回増額をいたすものでございます。

続いて、19ページをお願いいたします。19ページ、7節賃金13万円の増額でございます。これにつきましては、嘱託・臨時職員賃金の増額でございまして、賃金改定に係るものが3万円、そして時間外勤務に係るものが10万円でございまして、その部分につきましては、今回、埋蔵文化財の緊急発掘調査を行っております。その事務量の増加に対応するために今回増額をいたすものでございます。

続いて、10款公債費、1項公債費、1目元金445万円の増額でございます。これにつきましては、長期債の元利償還金でございまして、私ども起債を借りましたら起債償還の台帳へ入力をするわけですけども、その部分で一部誤りがございまして、元金が少し据置期間を1年長くしていたということの中で、今回増額をするものでございます。続きまして、20ページ以降につきましては、給与費明細書をつけております。今回は、人事院勧告に伴う給与改定分等がございますので、そのあたりを見ていただければと、このように思います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

なお、本議案につきましては、付託を予定しておりますので、できるだけ大枠部分で の質疑をお願いしたいと思います。質疑のある方どうぞ。

藤原日順議員。

○議員(2番 藤原 日順君) 2番、藤原でございます。総務文教に所属しておりませんので、この機会にお聞きしたいというように思います。4点ほどお聞きしたかったんですが、2点につきましては、今、特命参事の説明の中で納得できましたので、まだちょっとわからない2点についてお尋ねしたいと思います。

まず、9ページの国庫補助金のほうですね、445万ということで、地方創生推進交付金、シングルマザーの2分の1、45万とPFI導入の2分の1、400万円ということで御説明をいただきました。11ページの総務管理費の企画費のところが445万ということで一致いたしますので、3分ここと合致するんだろうというように思うわけです。ここの給料以下、負担金、補助及び交付金までの各節の説明がありますけども、これが全て先ほど説明があったシングルマザー、300万ということで、かわる分なのかという

点の確認でございます。

もう1点は、先ほども説明はいただいたんですが、時間外の200万というのがありましたね。同じ総務管理費、11ページの一般管理費のうちの職員手当と時間外勤務手当が総務課のほうの時間外が200万ということで説明がありましたけども、ちょっと金額が大きいんで、一体どういう根拠でそういう、よほど大きな事業があるのかなと思ったんですが、その辺のところがもしわかれば教えていただきたいと思います。以上です。

- 〇議長(安部 重助君) 財政特命参事。
- 〇総務課参事兼財政特命参事(児島 修二君) 総務課、児島でございます。まず、1点目の部分のシングルマザーとPFIの関係でございますけども、2のシングルマザーの 2分の1の45万円につきましては、12ページの企画費の19節負担金、補助及び交付金のシングルマザー移住支援協議会補助金90万円の2分の1でございます。そしてPFIに係るものの400万円につきましては、当初予算で組んでおります旧粟賀小学校跡地利活用の中でPFI事業をしておるところでございまして、それを今回、新たに地域創生推進事業交付金の中で申請をしており、認定をいただいたということの中で、財源として交付金を今回増額をいたすものでございます。

続いて、時間外勤務手当につきましては、今回200万円の増額ということで、それぞれ去年の11月以降の実績、そして当初予算におけます時間外と今までの実績を見る中で、どうしても不足をしてくるという状況の中で200万円の増額ということでございまして、その大まかな内訳といたしましては、財政に係る部分については50万程度、給与に係る部分については40万程度、そしてそれ以外の行政担当に携わるものについては110万程度というようなところの中で、昨年の勤務実績を見ながら、どうしても足らない部分を今回は補正で増額をさせていただいたということで御理解をしていただければと、このように思います。

- ○議長(安部 重助君) 藤原日順議員。
- ○議員(2番 藤原 日順君) 一番最初の分なんですが、ですからシングルマザーの移住支援金の補助金が90万、それに対する2分の1というのは、これはそのままですので理解できるんですが、もう一つのPFI導入に対する補助金で、それの2分の1が40万だということに対する説明が、金額的にはその金額になるんですが、目的とは別の分に使われるということだろうと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。
- ○議長(安部 重助君) ひと・まち・みらい課長。
- ○ひと・まち・みらい課長(藤原登志幸君) ひと・まち・みらい課、藤原でございます。 この御指摘の部分につきましては、広域連携という形の中で、姫路市との8市8町の連 携事業がございます。その中で、姫路市から提案がございまして、連携の中でひとつ事 業展開をしないかといったようなところから事業が始まっておりまして、その中で、事 業の中身としましては、銀の馬車道の関係の活性化のための計画をつくるといったよう

な形で推進交付金として国のほうに申請をいたしております。その関係で、中身的には、現在PFI事業ということで当初予算に委託料として800万を計上しておりました部分と内容としては合致をいたしておるものでございまして、特命参事が申し上げましたように、財源を確保していったという形のものでございますので、御理解をいただけたらと思います。

○議長(安部 重助君) ほかにございますか。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長(安部 **重助君**) ほかないようでございましたら、質疑を終結したいと思いますが、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安部 重助君) ないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(安部 重助君) 御異議ないものと認め、第120号議案は、総務文教常任委員 会に審査を付託することに決定しました。

日程第28 第121号議案

○議長(安部 重助君) 日程第28、第121号議案、平成28年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第121号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算(第2号)でございまして、補正予算(第1号)以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳出において、人事院勧告に伴い、給料、勤勉手当、共済組合負担金及び退職手当組合負担金について合計 1 9 万 4,000円を増額し、同額を予備費において減額いたしております。これらによります歳入歳出予算の総額は変更ございません。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。 なお、本議案に対する討論、採決は第2日目に行いますので、御了承を願います。 日程第29 第122号議案

○議長(安部 **重助君**) 日程第29、第122号議案、平成28年度神河町国民健康保 険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第122号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)でございまして、補正予算(第2号)以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、一般被保険者の療養給付費の増額補正が主なものでございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,160万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,620万7,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

〇住民生活課長(吉岡 嘉宏君) 住民生活課の吉岡です。それでは、第122号議案の 詳細説明をします。

議案書、6ページをお願いします。6ページ、まず歳入。歳入では、3款国庫支出金の療養給付費等負担金のうち療養給付分1,129万5,000円の増額、同じく療養給付費負担金のうち介護納付金分223万1,000円の減額、同じく高額医療費共同事業負担金201万円の増額、同じく財政調整交付金の普通調整交付金254万9,000円の増額、6款県支出金の高額医療費共同事業負担金は国庫支出金と同額の201万円の増額、同じく県補助金の財政調整交付金の普通調整交付金169万8,000円の増額、7款共同事業交付金の高額医療費共同事業交付分402万円の増額、9款繰入金の保険税軽減分に対応した保険基盤安定繰入金79万7,000円の減額、同じく保険者支援分に対応した保険基盤安定繰入金67万7,000円の減額、同じく職員給与費等繰入金1万1,000円の減額、同じく財政安定化支援事業繰入金173万6,000円を増額し、計上しています。

7ページ、歳出をお願いします。歳出では、総務費の一般管理費の人件費分で1万1,000円の減額、2款保険給付費の一般被保険者療養給付費2,924万6,000円の増額、同じく一般被保険者療養費74万9,000円の増額、同じく一般被保険者高額療養

費530万5,000円の増額、同じく精神結核医療付加金20万1,000円の増額、4 款前期高齢者納付金等1,000円の増額、6款介護納付金696万9,000円の減額、 7款共同事業拠出金の高額療養費拠出金804万円の増額、今回の歳入歳出補正額の相 殺額を9款基金費の財政調整基金積立金として1,496万円の減額をいたしました。こ れらにより歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,160万2,000円を増額し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,620万7,000円とするものでござ います。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

- ○議員(9番 三谷 克巳君) 9番、三谷です。今回の補正で療養給付費なり高額療養費がかなりふえてるんですが、この要因というんですか、その辺だけ教えてもらったらと思います。
- 〇議長(安部 重助君) 住民生活課長。
- ○住民生活課長(吉岡 嘉宏君) 住民生活課、吉岡でございます。医療費が伸びている 一番の原因は、高血圧、これに尽きると思います。以上であります。
- ○議長(安部 重助君) ほかにございませんか。三谷議員。
- ○議員(9番 三谷 克巳君) 9番、三谷です。高血圧によるものが多いという部分ですが、そのことによって高額療養も伸びてると、高額療養分も高血圧の症状の分で影響してると、そのように理解しとっていいですか。
- ○議長(安部 重助君) 住民生活課長。
- ○住民生活課長(吉岡 嘉宏君) 済みません、私が申しましたのは一般的な一般療養費 でありまして、高額療養費につきましては、大きな手術ですね、脳の出血であるとかと いった非常に医療費が高くつくものが二、三件、私が知っている限り出たというところ であります。以上です。
- ○議長(安部 重助君) ほかにございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) ほかないようでございますので、質疑を終結します。 なお、本議案に対する討論、採決は第2日目に行いますので、御了承を願います。

日程第30 第123号議案

○議長(安部 重助君) 日程第30、第123号議案、平成28年度神河町後期高齢者 医療事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第123号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)でございまして、補正予算(第2号)以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な内容は、平成28年度保険基盤安定負担金が確定したことによるものでございます。歳入では、繰入金の事務費繰入金7万5,000円の増額、保険基盤安定繰入金239万6,000円の減額。歳出では、一般管理費のうち、人件費関係が7万5,000円の増額、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金、補助及び交付金239万6,000円の減額。これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ232万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,681万1,000円とするものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。 なお、本議案に対する討論、採決は第2日目に行いますので、御了承を願います。

日程第31 第124号議案

○議長(安部 重助君) 日程第31、第124号議案、平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。 山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第124号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)でございまして、補正予算(第2号)以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

歳入におきましては、一般職の人事院勧告に伴う人件費及び嘱託・臨時職員の賃金改定に伴う賃金等歳出の増額に伴う一般会計からの繰入金の増額による補正でございます。 歳出におきましては、一般職の人事院勧告に伴う人件費、嘱託・臨時職員の賃金改定に伴う賃金等の増額及び予備費の減額、過不足精算に伴う介護給付費準備基金積立金の増額が主なものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万5,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,143万9,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。 なお、本議案に対する討論、採決は第2日目に行いますので、御了承を願います。

日程第32 第125号議案

○議長(安部 重助君) 日程第32、第125号議案、平成28年度神河町老人訪問看 護事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第125号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)でございまして、補正予算(第1号)以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳出において、人事院勧告に伴い、給料、勤勉手当、共済組合負担金 及び退職手当組合負担金について合計 3 9 万 3,0 0 0 円を増額し、同額を予備費におい て減額いたしております。これらによります歳入歳出予算の変更はございません。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) 質疑がないようでございます。質疑を終結します。 なお、本議案に対する討論、採決は第2日目に行いますので、御了承を願います。

日程第33 第126号議案

○議長(安部 **重助君**) 日程第33、第126号議案、平成28年度神河町水道事業会 計補正予算(第3号)を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第126号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度神河町水道事業会計補正予算(第3号)でございまして、補 正予算(第2号)以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、営業費用の修繕費で、給水管及び本管の漏水が夏場の猛暑により頻繁に発生したため、100万円の増額、総係費では、給与改定により総額23万円の増額、営業外費用では借入利率の確定により117万7,000円の減額、予備費として5万3,000円の減額をいたします。

次に、予算第4条の資本的収入及び支出の予定額で、主な補正内容は、当初予定していた要望額に対して国の交付金が少なかったために生活基盤施設耐震化等交付金の減額と、国の第2次補正に伴う簡易水道等施設整備費補助金の割り当てがあったため増額するものです。資本的収入の企業債では6,710万円の減額、国県支出金は1,739万6,000円の減額、資本的支出の建設改良費では、給与改定に伴う増額と交付金事業の減額による工事費等、合わせて6,798万1,000円の減額をするものです。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,417万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補塡いたします。

予算第5条の起債の限度額を4億6,430万円から3億9,720万円に減額いたします。

予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費を109万7,000円増額し、4,870万4,000円といたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(中島 康之君) 上下水道課、中島でございます。それでは、実施計画 に基づき説明させていただきます。

資料3ページをごらんください。1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費の修繕費でございます。夏場に給水管の漏水が多くありました。昨年と比較すると約30件の増となっており、修繕費がぎりぎり状態ですので、今後の緊急修繕に備えて100万円の増額を行うものです。

次に、4目総係費については、給料改定に伴うもので、23万円の増額でございます。4ページをごらんください。2項営業外費用の1目支払い利息及び企業債取扱諸費で27年度借入利率確定により117万7,000円の減額、予備費で5万3,000円の減額を行います。

5ページは、資本的収入及び支出でございます。1款資本的収入、1項企業債で、先ほども町長が申し上げたとおりで、当初予定していた要望額に対して国の交付金が少なかったためで、当初の生活基盤施設耐震化等交付金が4億6,430万円から2億9,07

0 万円になりましたので、1 億 7, 3 6 0 万円の減額、国の第 2 次補正の簡易水道等施設整備費補助金が 1 億 6 5 0 万円の増額となりましたので、差し引きで 6, 7 1 0 万円の減額となります。

次に、2 項国・県補助金でございます。これも先ほどの企業債と同じで当初の生活基盤施設耐震化等交付金が5, 2 8 9 万 6, 0 0 0 円の減額となり、国の第2 次補正の簡易水道等施設整備費補助金が3, 5 5 0 万円の増額となったため、差し引きで1, 7 3 9 万 6, 0 0 円の減額をいたします。

次に、6ページをごらんください。1款資本的支出の1項建設改良費、1目事務費は、給料改定に伴うもので、86万7,000円の増額、7ページの2目施設費も先ほどの生活基盤施設耐震化等交付金の減額と第2次補正の簡易水道等施設整備費補助金の増額を相殺して、委託料では16万9,000円の増、工事請負費で6,901万7,000円の減額をさせていただきます。

8ページは、キャッシュフロー計算書、9ページは給与費明細書となっております。 以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) 質疑がないようでございます。質疑を終結します。 なお、本議案に対する討論、採決は第2日目に行いますので、御了承を願います。

日程第34 第127号議案

○議長(安部 **重助君**) 日程第34、第127号議案、平成28年度神河町下水道事業 会計補正予算(第3号)を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。 山名町長。

- 〇町長(山名 宗悟君) 済みません、その前に、125号議案についてちょっと訂正を させていただきたいんですが。
- ○議長(安部 重助君) ただいま町長のほうから125号議案について訂正の申し入れがありましたので、ここで許可いたします。

山名町長。

- 〇町長(山名 宗悟君) 125 号議案の提案説明の中で「39万3,000円を増額し」 という提案説明をさせていただきましたが、「43万3,000円」が正しい金額となりますので、訂正して、改めて提案させていただきます。
- ○議長(安部 **重助君**) 以上、訂正を御了解願います。 山名町長。
- 〇町長(山名 宗悟君) 第127号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げ

ます。

本議案は、平成28年度神河町下水道事業会計補正予算(第3号)でございまして、 補正予算(第2号)以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

予算3条の収益的収入の予定額では、営業外収益で長期前受け金戻入確定に伴い20万3,000円の減額、収益的支出の営業費用の予定額では、給与改定による増額と委託料、減価償却費の減額と合わせて64万2,000円の減額をし、予備費を43万9,000円増額いたします。

次に、予算第4条の資本的収入及び支出の予定額で、収入では、長期前受け金戻入、 減価償却費確定に伴い、10万円の資本費平準化債の借入額の減額、支出では、統廃合 計画策定委託料と長寿命化基礎詳細調査委託料を合わせて520万円の減額をいたしま す。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,531万9,000円は、過年 度分損益勘定留保資金等で補塡いたします。

予算第5条の資本費平準化債の限度額を1億5,480万円から1億5,470万円に減額いたします。

予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費を33万2,000円増額し、3,221万5,000円といたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審 議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〇上下水道課長(中島 康之君) 上下水道課、中島でございます。それでは、実施計画 に基づき説明させていただきます。

資料3ページをごらんください。1款下水道事業収益、2項営業外収益、3目長期前受け金戻入の確定により国庫補助金、受益者負担金、受贈財産評価額を合わせて20万3,000円減額いたします。

4 から 5 ページの 1 款下水道事業費用、 1 項営業費用、 3 目総係費では、給料改定に伴い 3 3 万 2,0 0 0 円の増と委託料で 8 5 万 5,0 0 0 円の減額と、合わせて 5 2 万 3,0 0 0 円の減額をいたします。

次に、この資料では、3目の減価償却費としておりますけれども、番号が、大変申しわけありません、「3」ではなくて「4」の減価償却費でございます。大変申しわけありませんけども、訂正させていただきたいと思います。減価償却費では、機械及び装置減価償却費の確定により11万9,000円の減額、予備費として43万9,000円の増額、6ページは、<math>1款資本的収入、1項企業債、1目企業債で長期前受け金戻入、減価償却費確定に伴い、資本費平準化債を10万円の減額といたします。

7ページは、1款資本的支出、1項建設改良費、2目施設費で統廃合計画策定委託料

の確定により300万円の減額、長寿命化基礎詳細調査委託料の確定により220万円の減額、合わせて520万円の委託料を減額いたします。

8ページはキャッシュフロー計算書、9ページは給与費明細書となっております。 以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。 本議案に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

○議員(2番 藤原 日順君) 2番、藤原でございます。5ページの先ほど番号を訂正された減価償却費なんですけども、上下水道課のほうでは資産台帳をきちっと整備されてますんで、もう資産のほうはきちっと把握されてる。それであれば、普通減価償却費というのはもう定率で決まっておるわけですからきちっと数字が合ってくるはずなんですが、差が出てくるというのは、途中で除却をされるとか何か特別な事情があったんでしょうか。そうなければ、当初の見込みから変わってくるということはあんまりないと思うんですが。

〇議長(安部 重助君) 上下水道課長。

藤原日順議員。

- 〇上下水道課長(中島 康之君) この部分につきましては、資本費平準化債との連動がありまして、ちょっとよく精査してみますと、この部分が一部間違っていたというのがありまして、大変申しわけないんですけども、この部分の差額を金額が確定したことによって減額させていただくというところでございます。大変申しわけないんですけど、よろしくお願いしたいと思います。
- 〇議長(安部 重助君) ほかにございますか。 山下議員。
- 〇議員(3番 山下 皓司君) 3番、山下です。7ページですね、7ページに統廃合計 画策定委託料が300万円減ということであります。このように受けとめますと、この 委託業務がほぼ終わったというように思うんですが、その辺どうなんでしょうかね。ちょっと間違えとったら訂正も含めてお願いします。
- 〇議長(安部 重助君) 上下水道課長。
- 〇上下水道課長(中島 康之君) 上下水道課、中島でございます。終わったといいますか、業者と十分打ち合わせさせていただいて作成する内容が確定しまして、それに伴いまして金額が確定したというものでございまして、実際の作業は、この金額に基づいて工期いっぱい仕事をしているというところでございます。以上でございます。
- ○議長(安部 重助君) ほかにございますか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) ほかにないようでございましたら、質疑を終結します。 なお、本議案に対する討論、採決は第2日目に行いますので、御了承を願います。

日程第35 第128号議案

○議長(安部 重助君) 日程第35、第128号議案、平成28年度公立神崎総合病院 事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第128号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第2号)でございまして、補正予算(第1号)以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容としましては、収入において、一般会計からの繰入金につきまして、当初の第3条予算で2億6,000万円、第4条予算で1億円、合計3億6,000万円計上していましたが、上半期及び今後の収支状況を考慮し、今回、第3条に1億4,000万円を増額いたしております。

支出におきましては、人件費において、職員の採用、退職及び育休者による給料及び 諸手当等の増減、また、本年度退職者の退職手当組合への特別負担金を増額、そして人 事院勧告に伴います人件費について増額いたしており、差し引き給与費530万円を減 額しております。また、繰入金の増額と人件費の減額分を予備費に計上いたしておりま す。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長(藤原 広行君) 病院、藤原でございます。それでは、公立 神崎総合病院事業会計補正予算(第2号)の詳細説明をさせていただきます。

まず、3ページをごらんいただきたいと思います。収益的収入の負担金交付金で、一般会計からの負担金1億4,000万を増額いたしております。当初予算におきまして2億6,000万を計上しており、合計4億円となり、資本的収支分と合わせて5億円となります。

4ページをごらんいただきたいと思います。収益的支出の1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は、人事院勧告及び医師の採用ができなかったことや、育児休業者による減額、薬剤師の採用による増額、異動による諸手当の増減により、これら差し引き1,441万5,00円を減額、また、退職者の退職手当組合特別負担金911万5,00円を増額し、差し引き530万円を減額いたしております。

8ページにつきましてはキャッシュフロー計算書、9ページ以降は給与費明細書を添

付させていただいております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。三谷議員。

- ○議員(9番 三谷 克巳君) 9番、三谷です。1点、状況をお尋ねしたいと思います。今回、人事院勧告が勧告されたのにもかかわらず病院の人件費が全体的に減ってるという状況なんで、これについては、先ほど説明ありましたように、職員、医師も含めてですが、退職があり、また、多分看護師さんであると思うんですが、育児休業という話の中で、それぞれこの給与費明細を見ますと実際職員数は2名減ってるという状況ですね。そういう中で、採用もされてる部分もあるんですが、実質は2人減ってるという状況の中で、昨今の看護師さんの確保状況等も含めてこの辺の病院が運営できるという部分での人数確保ができているのか、また、将来に向けてできるかどうか、その辺の見通しというんですか、実情を教えてもらいたいと思います。
- ○議長(安部 重助君) 病院総務課長。
- ○病院総務課長兼施設課長(藤原 広行君) 病院総務課、藤原でございます。職員の確保でございますが、看護師等につきましては、紹介会社等の紹介も受けながら、実際に退職者もあるわけなんですが、その退職者を補う紹介もいただいておりまして、現状、大幅に不足しているということにはなっておりません。その他、医療技術職につきましても、今現在におきましては人数の確保はできております。ただ、看護助手というところで、嘱託の方になるわけですが、看護助手につきましては常に募集をしている状況でございます。それと医師につきましては、この3月、来年3月に1人、麻酔科の先生が来られるということで、1名ふえるわけでございます。全体的には、大きく職員の数が不足しているというところまでには至っておりません。以上でございます。
- ○議長(安部 重助君) ほかございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) ほかないようでございますので、質疑を終結します。 なお、本議案に対する討論、採決は第2日目に行いますので、御了承を願います。

○議長(安部 重助君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。委員会に付託した議案審査のため、あすから12月12日まで休会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安部 重助君) 御異議ないものと認めます。よって、委員会に付託した議案審 査のため、あすから12月12日まで休会と決定しました。

次の本会議は、12月13日午前9時再開とします。

午後5時48分散会